官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令（総務九五）　二
○船員保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一一八）　六
〔法規的告示〕
○陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件の一部を改正する件（総務二七八）　三
○特定小電力無線局の用途、電波の型式及び空中線電力を定める件の一部を改正する件（同二七九）　三
○別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件の一部を改正する件（同二八〇）　三
○特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件の一部を改正する件（同二八一）　四
○特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件の一部を改正する件（同二八二）　三五
○八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備の送信時間制限装置、混信防止機能及びキャリアセンスの技術的条件を定める件（同二八三）　二六
○端末設備等規則第九条の規定に基づく識別符号の条件等及び同令第三十六条において準用する同令第九条に基づく自営電気通信設備の条件を定める件の一部を改正する件（同二八四）　二六
○無線設備規則で規定する人体にばく露される電波の許容値に係る総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件（同二八五）　二九
○電気通信事業法施行規則第三十一条の規定に基づく端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件（同二八六）　三〇
○周波数割当計画の一部を変更する件（同二八七）　三三
○令和八年厚生労働省告示第二百四十三号の一部を改正する告示（厚生労働二八一）　三三
○令和八年厚生労働省告示第二百四十四号の一部を改正する告示（同二八二）　三五
○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率の一部を改正する件（同二八三）　三七
〔その他告示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二一二）　四〇
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一〇九四）　四三
○輸入業者の住所の変更に係る届出があった件（同一〇九五）　四五
○肥料の登録が失効した件（同一〇九六）　四五
○平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を改正する件（国土交通一〇〇七）　四六
〔官庁報告〕
官庁事項
第五次食育推進基本計画の要旨を公表する件（食育推進会議）　四六
〔公　告〕
諸事項
官庁
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係　四六
裁判所
破産、免責、再生関係　六二
特殊法人等
令和七年度共済組合の決算（参議院・厚生労働省第二）、令和七年度日本鉄道共済組合の決算、令和七事業年度財務諸表（独立行政法人造幣局・独立行政法人国立印刷局）、独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、日本弁護士連合会懲戒処分関係　二五
地方公共団体
無縁墳墓等改葬、特定空家等の除却命令関係　三四
会社その他
会社決算公告　四三

省　令

○総務省令第九十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第三号、第七条第一項第四号、第二十七条の二十一第一項、第二十九条、第三十八条、第三十八条の二の二第一項及び第三十八条の六第一項（同法第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十日

総務大臣　林　芳正

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第一条　無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（携帯局） **第六条の三**　携帯局は、次に掲げる条件を満たすものでなければならない。 一　その局は、次に掲げる条件のいずれかに該当するものであること。 (1)　陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中運用することを目的とするものであり、かつ、当該船舶又は航空機の航行の安全を目的としないものであること。 (2)・(3)　略 ［二～五　略］	（携帯局） **第六条の三**　携帯局は、左の各号の条件を満たすものでなければならない。 一　その局は、左に掲げる条件のいずれかに該当するものであること。 (1)　地上若しくは海上又はそれらの上空のいずれかの二以上の区域にわたり、随時移動して運用することを目的とするものであり、且つ、当該船舶又は航空機の航行の安全を目的としないものであること。 (2)・(3)　同上 ［二～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（電波法施行規則の一部改正）

第二条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務の分類及び定義） **第三条**　宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それぞれ当該各号に定めるとおり定義する。 ［一～四　略］ 五　移動業務　移動局（陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。第八号の二並びに次条第一項第六号、第七号の三、第十二号及び第十三号において同じ。）を移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備（無線局のものを除く。第八号及び第八号の三において「陸上移動受信設備」という。）を含む。）と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。 ［六～八　略］ 八の二　携帯移動業務　携帯局（陸上、海上若しくは上空の一若しくは二以上にわたり携帯して移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備（無線局のものを除く。）を含む。次条第一項第七号において同じ。）と携帯基地局との間又は携帯局相互間の無線通信業務をいう。 ［八の三～二十　略］	（業務の分類及び定義） **第三条**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　移動業務　移動局（陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。次条第一項第六号、第七号の三、第十二号及び第十三号において同じ。）を移動中又はその特定しない地点に停止中に使用する受信設備（無線局のものを除く。第八号及び第八号の三において「陸上移動受信設備」という。）を含む。）と陸上局との間又は移動局相互間の無線通信業務（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）をいう。 ［六～八　同上］ 八の二　携帯移動業務　携帯局と携帯基地局との間又は携帯局相互間の無線通信業務をいう。 ［八の三～二十　同上］
［二・三　略］	［二・三　同上］

（免許を要しない無線局）

第六条　法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。

［一～三　略］

［2・3　略］

4　法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

［一　略］

二　次に掲げる条件に適合するものであつて、総務大臣が別に告示する電波の型式及び空中線電力に適合するもの（以下「特定小電力無線局」という。）

(1)　テレメーター（(2)に規定する医療用テレメーターを除く。）用、テレコントロール（電波を利用して遠隔地点における装置の機能を始動し、変更し、又は終止させることを目的とする信号の伝送をいう。）用及びデータ伝送（主に符号によつて処理される、又は処理された情報の伝送交換をいい、(3)に規定する体内植込型医療用データ伝送及び体内植込型医療用遠隔計測並びに(4)に規定する国際輸送用データ伝送を除く。）用で使用するものであつて、次に掲げる周波数の電波を使用するもの

［(一)～(三)　略］

(四)　八四五MHzを超え八五五MHz以下の周波数

(五)　［略］

(六)　［略］

［(2)～(14)　略］

［三～十一　略］

（登録の対象とする無線局）

第十六条　法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。

［一～十一の二　略］

十二　設備規則第四十九条の三十七に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯局

十三　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章　略］	［第一章～第三章　同上］
第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件	第四章　［同上］
［第一節～第四節の四　略］	［第一節～第四節の四　同上］
第四節の五　八〇〇MHz三次元測位システムの無線局の無線設備（第四十九条の七）	第四節の五　削除

（免許を要しない無線局）

第六条　［同上］

［一～三　同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

(1)　［同上］

［(一)～(三)　同上］

［新設］

(四)　［同上］

(五)　［同上］

［(2)～(14)　同上］

［三～十一　同上］

（登録の対象とする無線局）

第十六条　［同上］

［一～十一の二　同上］

［新設］

十二　［同上］

［第四節の六～第四節の三十二　略］

第四節の三十三　鉄道用及び軌道用の無線局の無線設備（第四十九条の三十五・第四十九条の三十六）

第四節の三十四　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備（第四十九条の三十七）

［第五節～第九節　略］

第五章　［略］

附則

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差 上限（パーセント）	許容偏差 下限（パーセント）
［一～六　略］	［略］	［略］
七　次に掲げる送信設備 ㈠～㈥　略 ㈨　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システム（八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された携帯局と特定小電力無線局との間で無線通信を行うシステムをいう。以下同じ。）の無線局の送信設備	二〇	八〇
［八～二十　略］		
二十一　第四十九条の七において無線設備の条件が定められている八〇〇MHz帯三次元測位システム（八五五MHzを超え八六〇MHz以下の周波数の電波を使用する携帯基地局が無線測位業務を併せて行うシステムをいう。以下同じ。）の無線局の送信設備	八七	四七
二十二　その他の送信設備	二〇	五〇

［2～5　略］

［第四節の六～第四節の三十二　同上］

第四節の三十三　鉄道用及び軌道用の無線局の無線設備（第四十九条の三十五・第四十九条の三十六）

［第五節～第九節　同上］

第五章　［同上］

附則

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　［同上］

送信設備	許容偏差 上限（パーセント）	許容偏差 下限（パーセント）
［一～六　同上］	［同上］	［同上］
七　［同上］ ㈠～㈥　同上］ ［新設］	［同上］	［同上］
［八～二十　同上］		
二十一　その他の送信設備	二〇	五〇

［2～5　同上］

（人体にばく露される電波の許容値）

第十四条の二　人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。

一　無線局の無線設備（送信空中線と人体（側頭部及び両手を除く。）との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。）から人体（側頭部及び両手を除く。）にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。

無線局	周波数帯	測定項目	許容値	
(1)　携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル５Ｇの陸上移動局、七〇〇ＭＨｚ帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、八〇〇ＭＨｚ帯広帯域小電力無線システムの無線局、第四十九条の十四第七号に規定する無線電力伝送用の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局（インマルサットＧＳＰＳ型及びインマルサットＩｏＴ型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	［略］	［略］	［略］	［略］

［二・三　略］

［２～５　略］

（人体にばく露される電波の許容値）

第十四条の二　［同上］

一　［同上］

無線局	周波数帯	測定項目	許容値	
(1)　携帯無線通信を行う陸上移動局、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局、高度ＭＣＡ陸上移動通信を行う陸上移動局、ローカル５Ｇの陸上移動局、七〇〇ＭＨｚ帯高度道路交通システムの陸上移動局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、第四十九条の十四第七号に規定する無線電力伝送用の無線局、非静止衛星（対地静止衛星（地球の赤道面上に円軌道を有し、かつ、地球の自転軸を軸として地球の自転と同一の方向及び周期で回転する人工衛星をいう。以下同じ。）以外の人工衛星をいう。以下同じ。）に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局、第四十九条の二十三の二に規定する携帯移動地球局、インマルサット携帯移動地球局（インマルサットＧＳＰＳ型及びインマルサットＩｏＴ型に限る。）及び第四十九条の二十四の四に規定する携帯移動地球局	［略］	［略］	［略］	［略］

［二・三　同上］

［２～５　同上］

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワット以下でなければならない。

［2～35　略］

36　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度（注）
七一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この項において同じ。）以下の値
七一〇MHzを超え八一五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
八一五MHzを超え八四五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
八四五MHzを超え八五五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル以下の値
八五五MHzを超え八九〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
八九〇MHzを超え九〇〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
九一五MHzを超え九三〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五四デシベル以下の値
九三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超えるもの	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四七デシベル以下の値

注　受信空中線利得が三デシベルを超える場合には、その超えた分を副次的に発する電波の限度から減じること。

（副次的に発する電波等の限度）

第二十四条　［同上］

［2～35　同上］

［新設］

第四章　業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件

［**第一節**～**第四節の四**　略］

第四節の五　八〇〇MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備

第四十九条の七　八〇〇MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　通信方式は、直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を使用する単向通信方式又は同報通信方式であること。

二　変調方式は、二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調であること。

三　搬送波の周波数は、八五五MHzを超え八六〇MHz以下であること。

四　送信装置のフレーム長は、一〇ミリ秒であることとし、フレームを構成するサブフレーム長は、一ミリ秒（一〇サブフレームを一フレームとする。）であること。

五　等価等方輻射電力は、五七デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下であること。

第四節の十一　特定小電力無線局の無線設備

（特定小電力無線局の無線設備）

第四十九条の十四　特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～五　略］

五の二　八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

イ　空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ロ　通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

ハ　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の制御により通信を行うこと。

ニ　送信装置の空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。ただし、単位チャネル（中心周波数が八四七MHz以上八五四MHz以下の周波数のうち八四七MHzに一MHzの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が一MHzのチャネルをいう。以下この号及び第四十九条の三十七において同じ。）のうち中心周波数が八五四MHzのものを含む構成の無線チャネルを使用する場合は、二〇ミリワット以下であること。

ホ　送信空中線は、その絶対利得が三デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が二六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。）を超える場合はその超えた分を送信空中線の利得で減ずるものとし、二六デシベル以下となる場合はその低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

第四章　［同上］

［**第一節**～**第四節の四**　同上］

第四節の五　削除

第四十九条の七　削除

第四節の十一　［同上］

（特定小電力無線局の無線設備）

第四十九条の十四　［同上］

［一～五　同上］

［新設］

ヘ　無線チャネルは、単位チャネルを使用するもの（同時使用可能なチャネル数は、一、二、四又は八に限る。）であること。

ト　総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置及びキャリアセンスを備え付けていること。

チ　空中線電力における隣接する単位チャネル内に輻射される平均電力（搬送波の周波数から（一、〇〇〇×ｎ）kHz離れた周波数の（±）（五〇〇×ｎ）kHzの帯域内に輻射される平均電力）は、搬送波の平均電力よりも二五デシベル以上低い値であること。この場合において、ｎは一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数（一、二、四又は八に限る。）とする。

リ　隣接チャネルの隣の単位チャネル内に輻射される平均電力（搬送波の周波数から（二、〇〇〇×ｎ）kHz離れた周波数の（±）（五〇〇×ｎ）kHzの帯域内に輻射される平均電力）は、搬送波の平均電力よりも四〇デシベル以上低い値であること。この場合において、ｎは一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数（一、二、四又は八に限る。）とする。

［六～十五　略］

第四節の三十四　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備

（八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備）

第四十九条の三十七　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

二　通信方式は、単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式であること。

三　搬送波の周波数は、八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下であること。

四　空中線電力は、二〇〇ミリワット以下であること。ただし、中心周波数が八五四MHzの単位チャネルを含む構成の無線チャネルを使用する場合は二〇ミリワット以下であること。

五　送信空中線は、その絶対利得が八デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が三二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この号において同じ。）を超える場合はその超えた分を送信空中線の利得で減ずるものとし、三二デシベル以下となる場合はその低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

六　無線チャネルは、単位チャネルを使用するもの（同時使用可能なチャネル数は、一、二、四又は八に限る。）であること。

七　総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装置、混信防止機能及びキャリアセンスを備え付けていること。

［六～十五　同上］

［新設］

八　空中線電力における隣接する単位チャネル内に輻射される平均電力（搬送波の周波数から（1´○○○×n）kHz離れた周波数の（±）（五〇〇×n）kHzの帯域内に輻射される平均電力）は、搬送波の平均電力よりも二五デシベル以上低い値であること。この場合において、nは一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数（1、2、4又は8に限る。）とする。

九　隣接チャネルの隣の単位チャネル内に輻射される平均電力（搬送波の周波数から（二´○○×n）kHz離れた周波数の（±）（五〇〇×n）kHzの帯域内に輻射される平均電力）は、搬送波の平均電力より四〇デシベル以上低い値であること。この場合において、nは一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数（1、2、4又は8に限る。）とする。

別表第一号（第５条関係）

［周波数の許容偏差の表略］

［注１～30　略］

31　次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

［(1)　略］

(2)　850MHzを超え945MHz以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

［ア～ウ　略］

エ　800MHz帯三次元測位システムの無線局の送信設備

次の式により求められる値を許容偏差とする（ｆは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(ｱ)　空中線電力が38デシベル（１mWを０デシベルとする。(ｲ)において同じ。）を超えるもの　$(0.05\times f\times10^{-6}+12)$ Hz

(ｲ)　空中線電力が38デシベル以下のもの　$(0.1\times f\times10^{-6}+12)$ Hz

［(3)～(25)　略］

［32～58　略］

59　800MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、20（10^{-6}）とする。

別表第二号（第６条関係）

［第１～14　略］

第15　800MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、５MHzとする。

［第16～84　略］

第85　846.5MHz以上854.5MHz以下の周波数の電波を使用する携帯局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1　空中線電力が20mW以下のもの　1000×n　kHz

注　nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル数で、１、２、４又は８とする。

2　空中線電力が20mWを超えるもの　1000×n　kHz

注　nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル数で、１、２又は４とする。

別表第一号（第５条関係）

［周波数の許容偏差の表同左］

［注１～30　同左］

31　［同左］

［(1)　同左］

(2)　850MHzを超え945MHz以下の周波数の電波を使用する次に掲げるもの

［ア～ウ　同左］

［新設］

［(3)～(25)　同左］

［32～58　同左］

［新設］

別表第二号（第６条関係）

［第１～14　同左］

第15　削除

［第16～84　同左］

［新設］

別表第三号（第７条関係）

［１～17　略］

17の２　800MHz帯三次元測位システムの無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２⑴に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値

離調周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
50kHz以上5.05MHz未満	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 －5.5－（７／５）×（Δｆ－0.05）dB （１mWを０dBとする。以下この表及び⑵の表において同じ。） Δｆは、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする。
5.05MHz以上10.05MHz未満	－12.5dB

注１　帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、fc（±）12.5MHzとする。

注２　離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

注３　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

⑵　スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

周波数帯	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
９kHz以上150kHz未満	任意の１kHzの帯域幅における平均電力が－13dB以下の値
150kHz以上30MHz未満	任意の10kHzの帯域幅における平均電力が－13dB以下の値
30MHz以上１GHz未満	任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－13dB以下の値
１GHz以上12.75GHz未満（1884.5 MHz 以上 1915.7 MHz未満を除く。）	任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－13dB以下の値
1884.5 MHz 以上 1915.7 MHz未満	任意の300kHzの帯域幅における平均電力が－41dB以下の値

注　帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、fc（±）12.5MHzとする。

［18～66　略］

別表第三号（第７条関係）

［１～17　同左］

［新設］

［18～66　同左］

67　800MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局及び特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、２(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。 周波数帯：不要発射の強度の許容値（注１） 710MHz以下：任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－36dB（１mWを０dBとする。以下この表において同じ。）以下の値 710MHzを超え815MHz以下：任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－55dB以下の値 815MHzを超え845MHz以下：任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－47dB以下の値 845MHzを超え855MHz以下（注２）：任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－36dB以下の値 855MHzを超え890MHz以下：任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－36dB以下の値 890MHzを超え900MHz以下：任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－55dB以下の値 900MHzを超え1,000MHz以下：任意の100kHzの帯域幅における平均電力が－55dB以下の値 1,000 MHz を超え 1,215 MHz以下：任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－45dB以下の値 1,215MHzを超えるもの：任意の１MHzの帯域幅における平均電力が－30dB以下の値 注１　送信空中線利得が３dBを超える場合には、その超えた分を不要発射の強度の許容値から減じること。 注２　送信帯域、隣接チャネル及び当該隣接チャネルの隣のチャネルを除く。 68～73　［略］	［新設］ 67～72　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線（下線を含む。）は注記である。	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線設備等） **第二条**　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 ［一～八十五　略］	（特定無線設備等） **第二条**　［同上］ ［一～八十五　同上］

八十六　設備規則第四十九条の七においてその無線設備の条件が定められている八〇〇MHz帯三次元測位システムの携帯基地局に使用するための無線設備

八十七　設備規則第四十九条の三十七においてその無線設備の条件が定められている八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線局に使用するための無線設備

［2　略］

別表第一号　技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）

一　技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

［(1)・(2)　略］

(3)　特性試験

申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

ア　次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別			
			［略］			
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	○	○	○	
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	○	○	○	
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	○	○	○	
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	○	○	○	
	比吸収率	比吸収率測定装置			○注13	

［新設］

［新設］

［2　同上］

別表第一号　［同上］

一　［同上］

［(1)・(2)　同上］

(3)　［同上］

ア　［同上］

一　装置	二　試験項目	三　測定器等	四　特定無線設備の種別			
			［同上］			
送信装置	周波数	周波数計又はスペクトル分析器	○	○	○	
	占有周波数帯幅	擬似音声発生器又は擬似信号発生器 バンドメータ又はスペクトル分析器	○	○	○	
	スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計又はスペクトル分析器	○	○	○	
	空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	○	○	○	
	比吸収率	比吸収率測定装置				

入射電力密度	電界強度測定器
吸収電力密度	比吸収率測定装置
周波数偏移、周波数偏位又は変調度	低周波発振器 直線検波器又は変調度計
変調衝撃係数	低周波発振器 オシロスコープ
プレエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器
搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器
総合周波数特性	低周波発振器 電力計
総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器
送信時間	低周波発振器 オシロスコープ
隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器
搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器
送信速度	低周波発振器 オシロスコープ

											○	
											○	

入射電力密度	電界強度測定器
吸収電力密度	比吸収率測定装置
周波数偏移、周波数偏位又は変調度	低周波発振器 直線検波器又は変調度計
変調衝撃係数	低周波発振器 オシロスコープ
プレエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器
搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器
総合周波数特性	低周波発振器 電力計
総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器
送信時間	低周波発振器 オシロスコープ
隣接チャネル漏えい電力等又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器
搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機又はスペクトル分析器
送信速度	低周波発振器 オシロスコープ

											○	
											○	

受信装置				
副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器			
感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計			
通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計			
減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計			
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計			
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ			
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計			
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計			
局部発振器の周波数変動	周波数計			
ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器			
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計			

［注１～24　略］

［イ・ウ　略］

［ハ・ニ　略］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号Ⓡ及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

［様式略］

［注１～３　略］

受信装置				
副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器			
感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計			
通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計			
減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計			
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計			
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ			
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計			
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率雑音計			
局部発振器の周波数変動	周波数計			
ディエンファシス特性	低周波発振器 直線検波器			
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計			

［注１～24　同上］

［イ・ウ　同上］

［ハ・ニ　同上］

様式第７号（第８条、第20条、第27条及び第36条関係）

［同左］

［様式同左］

［注１～３　同左］

４　技術基準適合証明番号の最初の３文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、４文字目又は４文字目及び５文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
［略］	［略］
第２条第１項第85号に掲げる無線設備	ＶＱ
第２条第１項第86号に掲げる無線設備	ＺＰ
第２条第１項第87号に掲げる無線設備	ＹＨ
［５　略］	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

４　［同左］

特定無線設備の種別	記号
［同左］	［同左］
第２条第１項第85号に掲げる無線設備	ＶＱ
［５　同左］	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日から令和十二年五月三十一日までの間における八〇〇MHz帯三次元測位システム（第三条の規定による改正後の無線設備規則（以下「新無線設備規則」という。）第十四条第一項の表二十一の項に規定する八〇〇MHz帯三次元測位システムをいう。次条及び附則第四条において同じ。）の無線局の無線設備に対する新無線設備規則第四十九条の七の規定の適用については、同条第三号中「八五五MHzを超え八六〇MHz以下」とあるのは、「占有周波数帯幅の許容値が三MHzの無線設備にあつては八五七MHzを超え八六〇MHz以下、占有周波数帯幅の許容値が五MHzの無線設備にあつては八五五MHzを超え八六〇MHz以下」とする。

第三条　この省令の施行の日から令和十二年五月三十一日までの間における八〇〇MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備に対する新無線設備規則別表第二号第15の規定の適用については、同表第15中「にかかわらず、５MHzとする」とあるのは、「にかかわらず、搬送波の周波数が857MHzを超え860MHz以下である場合にあつては３MHz、搬送波の周波数が855MHzを超え860MHz以下の場合にあつては５MHzとする」とする。

第四条　この省令の施行の日から令和十二年五月三十一日までの間における八〇〇MHz帯三次元測位システムの無線局の無線設備に対する無線設備規則第七条に規定する不要発射の強度の許容値は、新無線設備規則別表第三号２(1)及び17の２の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

一　搬送波の周波数が八五七MHzを超え八六〇MHz以下の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値は、次の表の上欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

離調周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
五十kHz以上三・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-3.5-(10/3)\times(\Delta f-0.05)$ dB（１mWを０dBとする。以下この条において同じ。） Δfは、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする（次号の表五十kHz以上五・〇五MHz未満の項において同じ。）。

三・〇五MHz以上六・〇五MHz未満	（一）　一三・五デシベル

注一　帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、fc（±）三MHzとする。この場合において、fcとは、中心周波数（必要周波数帯幅の中央の周波数）をいう。次号及び第三号において同じ。

注二　離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

注三　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

二　搬送波の周波数が八五五MHzを超え八六〇MHz以下の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値は、次の表の上欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

離調周波数	帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値
五十kHz以上五・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 −5.5−（7／5）×（Δｆ−0.05）dB
五・〇五MHz以上一〇・〇五MHz未満	（一）　一二・五デシベル

注一　帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、fc（±）一二・五MHzとする。

注二　離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

注三　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

三　スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次の表の上欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

周波数帯	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）　一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）　一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一GHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）　一三デシベル以下の値
一GHz以上一二・七五GHz未満（一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz未満を除く。）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）　一三デシベル以下の値
一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz未満	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）　四一デシベル以下の値

注一　搬送波の周波数が八五七MHzを超え八六〇MHz以下の送信設備にあっては、帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、fc（±）七・五MHzとする。

注二　搬送波の周波数が八五五MHzを超え八六〇MHz以下の送信設備にあっては、帯域外領域及びスプリアス領域の境界の周波数は、fc（±）一二・五MHzとする。

第五条　この省令の施行の日から令和十一年五月三十一日までの間における八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システム（新無線設備規則第十四条第一項の表七の項㈨に規定する八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムをいう。次条及び附則第七条において同じ。）の無線局の無線設備に対する新無線設備規則第二十四条第三十六項の規定の適用については、同項の表の八四五MHzを超え八五五MHz以下の項及び八五五MHzを超え八九〇MHz以下の項中「八五五MHz」とあるのは、「八五〇MHz」とする。

第六条　この省令の施行の日から令和十一年五月三十一日までの間における八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線局の無線設備に対する新無線設備規則第十四条第一項、第四十九条の十四及び第四十九条の三十七の規定の適用については、新無線設備規則第十四条第一項の表七の項㈨、第四十九条の十四第五号の二及び第四十九条の三十七第三号中「八五四・五MHz」とあるのは、「八四八・五MHz」とする。

第七条　この省令の施行の日から令和十一年五月三十一日までの間における八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線局の無線設備に対する無線設備規則第七条に規定する不要発射の強度の許容値は、新無線設備規則別表第三号2⑴及び67に規定する値にかかわらず、次の表の上欄に掲げる周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

周波数帯	不要発射の強度の許容値（注一）
七一〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
七一〇MHzを超え八一五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
八一五MHzを超え八四五MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四七デシベル以下の値
八四五MHzを超え八五〇MHz以下（注二）	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
八五〇MHzを超え八五七MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四八デシベル以下の値
八五七MHzを超え八九〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
八九〇MHzを超え九〇〇MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
九〇〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五五デシベル以下の値
一、〇〇〇MHzを超え一、二一五MHz以下	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四五デシベルの値
一、二一五MHzを超えるもの	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇デシベル以下の値

注一　送信空中線利得が三デシベルを超える場合には、その超えた分を不要発射の強度の許容値から減じること。

注二　送信帯域、隣接チャネル及び当該隣接チャネルの隣のチャネルを除く。

○厚生労働省令第百十八号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十九条（同法附則第五条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

船員保険法施行規則の一部を改正する省令

船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（障害年金等の額の改定） **第百五十条**　令和八年八月一日以後の日に係る休業手当金又は同月以降分の月分の障害年金若しくは遺族年金の法第三十九条第一項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。 一　法第八十五条第二項第三号に規定する休業手当金の額は、法第二条第一項に規定する被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）の資格を喪失すべき事由が生じた日が令和七年三月三十一日以前であるときは、標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号に定める額を控除した額の百分の六十に相当する金額とする。 二　法第八十八条第一項に規定する障害年金の額は、障害の原因となった疾病又は負傷の発生した日が令和七年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から労働者災害補償保険法第八条の三第二項において読み替えられた同法第八条の二第二項第二号に定める額（以下「最高限度額」という。）を控除した額に、障害の程度に応じて法別表第二に定める日数を乗じて得た額とする。 三　法第九十八条第一項に規定する遺族年金の額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和七年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から最高限度額を控除した額に、同項各号に掲げる遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に定める日数を乗じて得た額とする。 2　令和八年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金の法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。 一　法第九十条に規定する障害手当金の額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和七年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が百三十九万円を超えるときは百三十九万円）に、障害の程度に応じて法別表第三に定める月数を乗じて得た金額とする。 二　法第九十一条に規定する障害差額一時金の額は、既に支給を受けた障害年金の総額、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金又は障害年金（以下「障害補償年金等」という。）の総額及び同法の規定による障害補償一時金又は障害一時金の額の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基礎となった障害の程度に応じて法別表第四に定める月数を乗じて得た額に満たないときは、その差額（障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和七年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。	（障害年金等の額の改定） **第百五十条**　令和七年八月一日以後の日に係る休業手当金又は同月以降分の月分の障害年金若しくは遺族年金の法第三十九条第一項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。 一　法第八十五条第二項第三号に規定する休業手当金の額は、法第二条第一項に規定する被保険者（同条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。）の資格を喪失すべき事由が生じた日が令和六年三月三十一日以前であるときは、標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号に定める額を控除した額の百分の六十に相当する金額とする。 二　法第八十八条第一項に規定する障害年金の額は、障害の原因となった疾病又は負傷の発生した日が令和六年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から労働者災害補償保険法第八条の三第二項において読み替えられた同法第八条の二第二項第二号に定める額（以下「最高限度額」という。）を控除した額に、障害の程度に応じて法別表第二に定める日数を乗じて得た額とする。 三　法第九十八条第一項に規定する遺族年金の額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和六年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）から最高限度額を控除した額に、同項各号に掲げる遺族年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族年金を受けることができる遺族の人数の区分に応じ、当該各号に定める日数を乗じて得た額とする。 2　令和七年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金又は遺族年金差額一時金の法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。 一　法第九十条に規定する障害手当金の額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和六年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が百三十九万円を超えるときは百三十九万円）に、障害の程度に応じて法別表第三に定める月数を乗じて得た金額とする。 二　法第九十一条に規定する障害差額一時金の額は、既に支給を受けた障害年金の総額、労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金又は障害年金（以下「障害補償年金等」という。）の総額及び同法の規定による障害補償一時金又は障害一時金の額の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基礎となった障害の程度に応じて法別表第四に定める月数を乗じて得た額に満たないときは、その差額（障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和六年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

三　法第九十二条に規定する障害年金差額一時金の額は、既に支給を受けた障害年金の総額、障害補償年金等の総額及び労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金差額一時金又は障害年金差額一時金の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基礎となった障害の程度に応じて法別表第四に定める月数を乗じて得た額に満たないときは、その差額（障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和七年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

四　法第百一条に規定する遺族一時金の額は、最終標準報酬月額（死亡の原因となった疾病又は負傷の発生した日が令和七年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が百三十九万円を超えるときは百三十九万円）の二・七月分に相当する金額とする。

五　法第百二条に規定する遺族年金差額一時金の額は、既に支給された遺族年金の総額、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金の総額及び同法の規定による遺族補償一時金又は遺族一時金の額の合算額が最終標準報酬月額の三十六月分に相当する金額に満たないときは、その差額（死亡の原因となった疾病又は負傷の発生した日が令和七年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

3　令和八年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害前払一時金又は遺族前払一時金の限度額の法附則第五条第八項において準用する法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。

一　法附則第五条第一項後段に規定する障害前払一時金の限度額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和七年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）に、障害の程度に応じて法別表第五に定める日数を乗じて得た額とする。

二　法附則第五条第二項後段に規定する遺族前払一時金の限度額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和七年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）の千日分に相当する額とする。

別表第五（第百五十条関係）

障害若しくは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発生した日又は最後に資格を喪失すべき事由が生じた日	率
昭和二十八年三月三十一日以前	二七・七〇
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日まで	二四・三九
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日まで	二三・〇二
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日まで	二二・〇二
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日まで	二〇・七七
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	二〇・〇五
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日まで	一九・七五
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日まで	一八・五六

三　法第九十二条に規定する障害年金差額一時金の額は、既に支給を受けた障害年金の総額、障害補償年金等の総額及び労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金差額一時金又は障害年金差額一時金の合算額が、最終標準報酬月額に障害補償年金等の基礎となった障害の程度に応じて法別表第四に定める月数を乗じて得た額に満たないときは、その差額（障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和六年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

四　法第百一条に規定する遺族一時金の額は、最終標準報酬月額（死亡の原因となった疾病又は負傷の発生した日が令和六年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬月額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が百三十九万円を超えるときは百三十九万円）の二・七月分に相当する金額とする。

五　法第百二条に規定する遺族年金差額一時金の額は、既に支給された遺族年金の総額、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償年金又は遺族年金の総額及び同法の規定による遺族補償一時金又は遺族一時金の額の合算額が最終標準報酬月額の三十六月分に相当する金額に満たないときは、その差額（死亡の原因となった疾病又は負傷の発生した日が令和六年三月三十一日以前であるときは、その額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額）とする。

3　令和七年八月一日以後に支給すべき事由の生じた障害前払一時金又は遺族前払一時金の限度額の法附則第五条第八項において準用する法第三十九条第二項に規定する額の改定については、次に定めるところによる。

一　法附則第五条第一項後段に規定する障害前払一時金の限度額は、障害の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和六年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）に、障害の程度に応じて法別表第五に定める日数を乗じて得た額とする。

二　法附則第五条第二項後段に規定する遺族前払一時金の限度額は、死亡の原因となった疾病又は負傷が発生した日が令和六年三月三十一日以前であるときは、最終標準報酬日額にその日に応じ別表第五に定める率を乗じて得た額（その額が四万六千三百三十円を超えるときは四万六千三百三十円）の千日分に相当する額とする。

別表第五（第百五十条関係）

障害若しくは死亡の原因となった疾病若しくは負傷の発生した日又は最後に資格を喪失すべき事由が生じた日	率
昭和二十八年三月三十一日以前	二七・〇六
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日まで	二三・八三
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日まで	二二・四九
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日まで	二一・五二
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日まで	二〇・三〇
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで	一九・五九
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日まで	一九・三〇
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日まで	一八・一三

昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一七・四六
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一五・六二
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一四・〇五
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一二・六七
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一一・四三
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一〇・四六
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	九・四九
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	八・五五
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	七・五七
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	六・六二
昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで	五・六九
昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで	四・九九
昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日まで	四・三二
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日まで	三・六三
昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日まで	二・九二
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで	二・四九
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで	二・二四
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで	二・〇四
昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日まで	一・九四
昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日まで	一・八二
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで	一・七三
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで	一・六五
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで	一・五七
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで	一・五三
昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで	一・四八
昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	一・四三
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・四〇
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで	一・三七
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・三二
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・二八

昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日まで	一七・〇六
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日まで	一五・二六
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日まで	一三・七三
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日まで	一二・三八
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日まで	一一・一七
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日まで	一〇・二二
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	九・二八
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日まで	八・三五
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日まで	七・四〇
昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日まで	六・四七
昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで	五・五六
昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで	四・八七
昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日まで	四・二二
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日まで	三・五五
昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日まで	二・八六
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで	二・四三
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで	二・一九
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日まで	二・〇〇
昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日まで	一・八九
昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日まで	一・七八
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで	一・六九
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで	一・六一
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日まで	一・五三
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日まで	一・四九
昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日まで	一・四五
昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	一・四〇
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・三七
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日まで	一・三四
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日まで	一・二九
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	一・二五

平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・二五
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・二〇
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一七
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一六
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・一三
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・一二
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・一〇
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇九
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇九
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇九
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇八
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・〇九
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・一〇
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・一〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・一〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・一〇
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・一〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・一〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・一〇
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・一一
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・一一
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・一一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・一二
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・一二
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・一二
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・一一
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・一一
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・一〇
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・一〇
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・一〇

平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	一・二三
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	一・一七
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日まで	一・一五
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日まで	一・一三
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日まで	一・一一
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日まで	一・〇九
平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで	一・〇八
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日まで	一・〇七
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日まで	一・〇七
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日まで	一・〇七
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日まで	一・〇六
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで	一・〇七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで	一・〇八
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	一・〇八
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	一・〇七
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	一・〇七
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	一・〇七
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	一・〇七
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇七
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇九
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	一・〇九
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	一・〇九
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	一・一〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	一・一〇
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	一・〇九
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	一・〇九
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	一・〇八
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	一・〇八
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	一・〇七
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで	一・〇七

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・一〇
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・一〇
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇八
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇六
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	一・〇二

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和八年七月三十一日以前の日に係る船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額の算定については、なお従前の例による。

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇八
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇七
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇六
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇四
（新設）	（新設）

法規的告示

○総務省告示第二百七十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
［一～七　略］	［一～七　同上］
八　設備規則第十四条第一項の表第二十一の項に規定する八〇〇MHz帯三次元測位システムの無線局の審査に適用する受信設備の特性	八　削除
項目 / 特性 感度 / 希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。）の受信電力が（一）九六・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の場合において、スループットがその最大値の九五％以上	
［九～二十四　略］	［九～二十四　同上］
備考　表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第二百七十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
特定小電力無線局の電波の型式、周波数及び空中線電力は、次に掲げる用途の区分に従い、それぞれの表のとおりとする。 一　テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用 ［１・２　略］ ３　八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 ［周波数］ 中心周波数が八四七MHz以上八五三MHz以下の周波数のうち八四七MHzに一MHzの整数倍を加えたもの ［空中線電力］ 二〇ミリワット以下 ［備考］ 単向通信方式、単信方式、複信方式、半複信方式又は同報通信方式 ［周波数］ 中心周波数が八四七MHz以上八五四MHz以下の周波数のうち八四七MHzに一MHzの整数倍を加えたもの ［空中線電力］ 二〇ミリワット超え二〇〇ミリワット以下 ［備考］ ［略］ ４　［略］ ５　［略］ ６　［略］ ［二～十四　略］ 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	［同上］ 一　［同上］ ［１・２　同上］ ［新設］ ３　［同上］ ４　［同上］ ５　［同上］ ［二～十四　同上］

○総務省告示第二百八十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注36の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十二号（別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の周波数の許容偏差は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

改正後		改正前	
特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差	特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差
［略］	［略］	［同左］	［同左］
八　806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20（10^{-6}）	八　806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20（10^{-6}）
九　846.5MHz以上854.5MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備	20（10^{-6}）		

十　915.9MHz以上929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備。ただし、一の単位チャネル（中心周波数が916MHz以上928MHz以下の周波数にあっては、916MHzに200kHzの整数倍を加えたものであって帯域幅が200kHzのチャネルを、928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数にあっては、928.15MHzに100kHzの整数倍を加えたものであって帯域幅が100kHzのチャネルをいう。）を使用するものにあっては、指定周波数帯によることができる。	20（10^{-6}）
十一　1,216MHzを超え1,217MHz以下又は1,252MHzを超え1,253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、告示第42号第１項第６号㈡のもの	3（10^{-6}）

九　915.9MHz以上929.7MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備。ただし、一の単位チャネル（中心周波数が916MHz以上928MHz以下の周波数にあっては、916MHzに200kHzの整数倍を加えたものであって帯域幅が200kHzのチャネルを、928.15MHz以上929.65MHz以下の周波数にあっては、928.15MHzに100kHzの整数倍を加えたものであって帯域幅が100kHzのチャネルをいう。）を使用するものにあっては、指定周波数帯によることができる。	20（10^{-6}）
十　1,216MHzを超え1,217MHz以下又は1,252MHzを超え1,253MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備であって、告示第42号第１項第５号㈡のもの	3（10^{-6}）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○総務省告示第二百八十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
次の表の左欄に掲げる特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、それぞれ同表の右欄のとおりとする。	［同左］

特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差
［略］	［略］
十　806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 １　変調方式が周波数変調（周波数偏移変調のものを除く。）のもの ２　変調方式が周波数変調（周波数偏移変調のものに限る。）、位相変調又は直交振幅変調のもの	 110kHz 192kHz
十一　846.5MHz以上854.5MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 １　空中線電力が20mWを超え200mW以下のもの ２　空中線電力が20mW以下のもの	 （1000×ｎ）kHz（注２） （1000×ｎ）kHz（注３）
十二　［略］	（200×ｎ）kHz（注４）

特定小電力無線局の無線設備	周波数の許容偏差
［同左］	［同左］
十　806MHzを超え810MHz以下の周波数の電波を使用する無線設備 １　変調方式が周波数変調（周波数偏移変調のものを除く。）のもの ２　変調方式が周波数変調（周波数偏移変調のものに限る。）、位相変調又は直交振幅変調のもの	 110kHz 192kHz
十一　［同左］	（200×ｎ）kHz（注２）

十二の二　［略］	（200×n）kHz（注5）	（200×n）kHz（注3）
十三　［略］	（100×n）kHz（注6）	（100×n）kHz（注4）
十四～二十二　［略］	［略］	［同左］

［注1　略］

注2　nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル（中心周波数が847MHz以上853MHz以下の周波数のうち847MHzに1MHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が1MHzのチャネルをいう。）の数であり、一、二又は四とする。

注3　nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル（中心周波数が847MHz以上854MHz以下の周波数のうち847MHzに1MHzの整数倍を加えたものであって、帯域幅が1MHzのチャネルをいう。）の数であり、一、二、四又は八とする。

注4　［略］
注5　［略］
注6　［略］

十一の二　［同左］		（200×n）kHz（注3）
十二　［同左］		（100×n）kHz（注4）
十三～二十一　［同左］		［同左］

［注1　同左］

［新設］

［新設］

注2　［同左］
注3　［同左］
注4　［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○総務省告示第二百八十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四第五号の二ト の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
［一　略］	［一　同上］
二　送信時間制限装置は、次のとおりであること。	二　［同上］
［1～4　略］	［1～4　同上］
5　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線設備の送信時間制限装置は、電波を発射してから一〇〇ミリ秒以内にその発射を停止するものであること。	［新設］
三　キャリアセンスは、次のとおりであること。	三　［同上］
［1～6　略］	［1～6　同上］
7　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの無線設備にあっては、次のとおりであること。	［新設］
(1)　キャリアセンスによる干渉確認を実行してから送信を行うこと。	
(2)　キャリアセンスの受信時間は、二一二マイクロ秒以上であること。	
(3)　受信入力電力の値が給電線入力点において、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める値を超える場合は、電波の発射を行わないものであること。	
ア　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が一の場合　（一）七五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。イからエまでにおいて同じ。）	
イ　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が二の場合　（一）七二デシベル	

ウ	一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が四の場合	（一）六九デシベル
エ	一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が八の場合	（一）六六デシベル
(4)	他の無線設備からの要求（送信しようとする無線チャネルについて、キャリアセンスを行ったものに限る。）に応答する場合であって、要求の受信を完了した後二〇〇マイクロ秒以内の送信については、キャリアセンスを要しないものであること。	

［四～七　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［四～七　同上］

○総務省告示第二百八十三号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の三十七第七号の規定に基づき、八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備の送信時間制限装置、混信防止機能及びキャリアセンスの技術的条件を次のように定める。

令和八年七月三十日

総務大臣　林　芳正

一　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システム（無線設備規則第十四条第一項の表七の項(九)に規定する八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムをいう。以下同じ。）の携帯局の無線設備の送信時間制限装置は、電波を発射してから送信時間一〇〇ミリ秒以内にその電波の発射を停止するものであること。

二　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備の混信防止機能は、次に掲げる機能を有するものであること。

1　電気通信回線設備に接続する場合にあっては、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の二第三号に掲げる機能

2　電気通信回線設備に接続しない場合にあっては、電波法施行規則第六条の二第三号又は第四号に掲げる機能

三　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備のキャリアセンスは、次に掲げる技術的条件に適合するものであること。

1　キャリアセンスによる干渉確認を実行してから送信を行うこと。

2　キャリアセンスの受信時間は、二一二マイクロ秒以上であること。

3　給電線入力点における受信入力電力の値が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める値を超える場合は、電波の発射を行わないものであること。

(1)　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が一の場合　（一）七五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下同じ。）

(2)　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が二の場合　（一）七二デシベル

(3)　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が四の場合　（一）六九デシベル

(4)　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が八の場合　（一）六六デシベル

4　他の無線設備からの要求（送信しようとする無線チャネルについて、キャリアセンスを行ったものに限る。）に応答する場合であって、要求の受信を完了した後二〇〇マイクロ秒以内の送信については、キャリアセンスを要しないものであること。

○総務省告示第二百八十四号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則第九条の規定に基づく識別符号の条件等及び同規則第三十六条の規定により同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	
一　識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。	
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
［一～十二　略］	［略］

改正前	
一　［同上］	
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
［一～十二　同上］	［同上］

十三　電波法第四条第三号に規定する無線局であって、電波法施行規則第四条の四第二項第五号に規定する七〇〇MHz帯高度道路交通システム（以下「七〇〇MHz帯高度道路交通システム」という。）の無線設備	四八ビット以上
十四　電波法第四条第四号に規定する無線局であって、無線設備規則第十四条第一項の表第七の項(九)に規定する八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備のうち、同規則第四十九の三十七に規定する条件に適合するもの（以下「八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備」という。）	四八ビット以上

二　使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
［一・二　略］	［略］
三　テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備	(1)　［略］ (2)　テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）を使用するものにあっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める受信機入力電圧の値以下の場合に判定を行う。 ア　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネル（無線設備規則第四十九条の十四第五号の二に規定する単位チャネルをいう。イからエまで及び十二の項において同じ。）の数が一の場合　（一）七五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。イからエまでにおいて同じ。）

十三　電波法第四条第三号に規定する無線局であって、電波法施行規則第四条の四第二項第五号に規定する七〇〇MHz帯高度道路交通システム（以下「七〇〇MHz帯高度道路交通システム」という。）の無線設備	四八ビット以上

二　［同上］

使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
［一・二　同上］	［同上］
三　［同上］	(1)　［同上］ ［新設］

イ　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が二の場合 （一）七二デシベル ウ　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が四の場合 （一）六九デシベル エ　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が八の場合 （一）六六デシベル	(4)‖(3)‖
［略］	［略］
［略］	［略］
［四～十　略］	［略］
十一　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備	受信機入力電力が（一）五三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）未満の場合に判定を行う。
十二　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める受信機入力電圧の値以下の場合に判定を行う。 ア　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が一の場合　（一）七五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。イからエまでにおいて同じ。） イ　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が二の場合　（一）七二デシベル ウ　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が四の場合　（一）六九デシベル エ　一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数が八の場合　（一）六六デシベル
［三　略］	

四　一の筐体に収めることを要しない無線設備又はその装置は、次のとおりとする。

1　小電力データ通信システムの無線局の無線設備（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）、五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備、七〇〇MHz帯高度道路交

	(3)‖(2)‖
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
［四～十　同上］	［同上］
十一　七〇〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局の無線設備	受信機入力電力が（一）五三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）未満の場合に判定を行う。
［三　同上］	

四　［同上］

1　小電力データ通信システムの無線局の無線設備（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）、五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局の無線設備、七〇〇MHz帯高度道路交

通システムの無線局の無線設備、テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下又は九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）、八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備又は第一項の表中三の二の項に規定する無線設備であって、次の条件を満たすもの ［㈠・㈡　略］ ［2　略］ 3　次に掲げる無線設備の装置 ［㈠～㈣　略］ ㈤　スケルチ調整器、周波数切替装置、送受信の切替器及びデータ信号用附属装置その他これに準ずるもの（テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備の装置又は八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備の装置に限る。） ［㈥・㈦　略］ ［4　略］ 五　端末設備等規則第三十六条の規定により同令第九条の規定を準用する自営電気通信設備は、次のとおりとする。 ［1～13　略］ 14　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備を使用する自営電気通信設備 備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	通システムの無線局の無線設備、テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備（九一五・九MHz以上九二九・七MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）又は第一項の表中三の二の項に規定する無線設備であって、次の条件を満たすもの ［㈠・㈡　同上］ ［2　同上］ 3　［同上］ ［㈠～㈣　同上］ ㈤　スケルチ調整器、周波数切替装置、送受信の切替器及びデータ信号用附属装置その他これに準ずるもの（テレメーター用等の特定小電力無線局の無線設備の装置に限る。） ［㈥・㈦　同上］ ［4　同上］ 五　［同上］ ［1～13　同上］ ［新設］

○総務省告示第二百八十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき、令和元年総務省告示第三十一号（無線設備規則第十四条の二第一項第二号等の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
一　無線設備規則（以下「設備規則」という。）第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。 ［1～12　略］ 13　設備規則第四十九条の十四第五号の二、第七号、第十二号、第十四号及び第十五号に規定する特定小電力無線局に使用するための無線設備 ［14・15　略］ 16　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の三十七に規定する条件に適合するものに限る。） ［二　略］	一　［同上］ ［1～12　同上］ 13　設備規則第四十九条の十四第七号、第十二号、第十四号及び第十五号に規定する特定小電力無線局に使用するための無線設備 ［14・15　同上］ ［新設］ ［二　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第二百八十六号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三十一条の規定に基づき、平成六年郵政省告示第七十二号（電気通信事業法施行規則第三十一条の規定に基づく端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
一　端末設備を構成する一の部分と他の部分相互間において電波を使用する端末設備 ［1～10　略］ 11　電波法第四条第四号に規定する無線局であって、無線設備規則第十四条第一項の表七の項(九)に規定する八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムのもののうち、同規則第四十九条の三十七に規定する条件に適合する携帯局の無線設備を使用する端末設備 ［二　略］	一　［同上］ ［1～10　同上］ ［新設］ ［二　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○総務省告示第二百八十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和八年七月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

変　更　後

第２　周波数割当表

［１～７　略］

周波数割当表

［第１表　略］

第２表　27.5MHz-10000MHz

［略］	国内分配（MHz） (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
［略］	［略］		
	226-235 移動　J 106	公共業務用 一般業務用	
	［略］		
	810-845 J 77 移動　J 106	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10―２による。
	845-860 J 77 移動　J 106	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用 小電力業務用	デジタルＭＣＡ陸上移動通信用の使用は、930-940MHz帯と対の二周波方式に限り、令和11年５月31日までに限る。

変　更　前

第２　周波数割当表

［１～７　同左］

周波数割当表

［第１表　同左］

第２表　［同左］

［同左］	国内分配（MHz） (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
［同左］	［同左］		
	226-235 J 21　J 79 J 80 ［同左］	［同左］	
	810-850 J 77 ［同左］	［同左］	
	850-860 J 77 移動　J 106	一般業務用	デジタルＭＣＡ陸上移動通信用とし、930-940MHz帯と対の二周波方式に限る。使用は令和11年５月31日までに限る。

			小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用とし、割当ては別表９－１による。
［略］			

第３表　10GHz-3000GHz

［略］	国内分配（GHz） (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
［略］	［略］		
	14.47-14.5 J 39　J 243	［略］	
	［略］		

［国内周波数分配の脚注　略］

［別表１－１～別表８－９　略］

別表９－１　テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

［略］		
400MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が5.8kHz以下の無線設備	426.028125MHz以上426.134375MHz以下の周波数であって、426.028125MHz及び426.028125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの
		429.178125MHz以上429.734375MHz以下の周波数であって、429.178125MHz及び429.178125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの
		429.815625MHz以上429.921875MHz以下の周波数であって、429.815625MHz及び429.815625MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.9MHzを加えたもの。この場合において、429.921875MHz及び449.821875MHzは周波数制御用チャネルとする。

［同左］		
400MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が5.8kHz以下の無線設備	426.028125MHz以上426.134375MHz以下の周波数であって、426.028125MHz及び426.028125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの
		429.178125MHz以上429.734375MHz以下の周波数であって、429.178125MHz及び429.178125MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの
		429.815625MHz以上429.921875MHz以下の周波数であって、429.815625MHz及び429.815625MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.9MHzを加えたもの。この場合において、429.921875MHz及び449.821875MHzは周波数制御用チャネルとする。

［同左］

第３表　［同左］

［同左］	国内分配（GHz） (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
［同左］	［同左］		
	14.47-14.5 J 243	［同左］	
	［同左］		

［国内周波数分配の脚注　同左］

［別表１－１～別表８－９　同左］

別表９－１　［同左］

		449.840625MHz以上449.884375MHz以下の周波数であって、449.840625MHz及び449.840625MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.6MHzを加えたもの。この場合において、449.884375MHz及び469.484375MHzは周波数制御用チャネルとする。
	占有周波数帯幅が5.8kHzを超え8.5kHz以下の無線設備	426.025MHz以上426.1375MHz以下の周波数であって、426.025MHz及び426.025MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
		429.175MHz以上429.7375MHz以下の周波数であって、429.175MHz及び429.175MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
		429.8125MHz以上429.925MHz以下の周波数であって、429.8125MHz及び429.8125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.9MHzを加えたもの。この場合において、429.925MHz及び449.825MHzは周波数制御用チャネルとする。
		449.8375MHz以上449.8875MHz以下の周波数であって、449.8375MHz及び449.8375MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.6MHzを加えたもの。この場合において、449.8875MHz及び469.4875MHzは周波数制御用チャネルとする。
	占有周波数帯幅が8.5kHzを超え16kHz以下の無線設備	426.0375MHz　426.0625MHz　426.0875MHz　426.1125MHz
800MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備		847MHz以上854MHz以下の周波数であって、847MHz及び847MHzに1MHzの自然数倍を加えたもの
［略］		

		449.840625MHz以上449.884375MHz以下の周波数であって、449.840625MHz及び449.840625MHzに6.25kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.6MHzを加えたもの。この場合において、449.884375MHz及び469.484375MHzは周波数制御用チャネルとする。
	占有周波数帯幅が5.8kHzを超え8.5kHz以下の無線設備	426.025MHz以上426.1375MHz以下の周波数であって、426.025MHz及び426.025MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
		429.175MHz以上429.7375MHz以下の周波数であって、429.175MHz及び429.175MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの
		429.8125MHz以上429.925MHz以下の周波数であって、429.8125MHz及び429.8125MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.9MHzを加えたもの。この場合において、429.925MHz及び449.825MHzは周波数制御用チャネルとする。
		449.8375MHz以上449.8875MHz以下の周波数であって、449.8375MHz及び449.8375MHzに12.5kHzの自然数倍を加えたもの並びにこれに19.6MHzを加えたもの。この場合において、449.8875MHz及び469.4875MHzは周波数制御用チャネルとする。
	占有周波数帯幅が8.5kHzを超え16kHz以下の無線設備	426.0375MHz　426.0625MHz　426.0875MHz　426.1125MHz
［同左］		

［注　略］ ［別表９－２～別表11－３　略］ ［国際周波数分配の脚注　略］	［注　同左］ ［別表９－２～別表11－３　同左］ ［国際周波数分配の脚注　同左］
備考　表中［　］の記載は注記である。	

○厚生労働省告示第二百八十一号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百一号）附則第二条の規定に基づき、令和八年厚生労働省告示第二百四十三号の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

別表を次のように改める。

別表（第一号関係）

地方公共団体	機能要件の標準又は帳票要件の標準
東京都国立市、東京都大島町、長野県上田市	告示別表第一の0260309の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
青森県五所川原市、青森県平内町、青森県横浜町、宮城県塩竈市、宮城県大郷町、山形県米沢市、福島県古殿町、茨城県龍ケ崎市、栃木県宇都宮市、群馬県桐生市、群馬県太田市、群馬県館林市、群馬県藤岡市、群馬県安中市、群馬県みどり市、群馬県榛東村、群馬県板倉町、群馬県明和町、群馬県千代田町、群馬県大泉町、群馬県邑楽町、埼玉県秩父市、埼玉県鴻巣市、埼玉県北本市、千葉県市川市、千葉県船橋市、千葉県市原市、東京都中央区、東京都新宿区、東京都品川区、東京都世田谷区、東京都豊島区、神奈川県横須賀市、石川県金沢市、福井県鯖江市、福井県越前市、福井県池田町、福井県南越前町、福井県越前町、長野県長野市、長野県松本市、愛知県一宮市、三重県いなべ市、滋賀県大津市、滋賀県甲良町、滋賀県多賀町、大阪府八尾市、大阪府寝屋川市、大阪府河南町、兵庫県尼崎市、兵庫県相生市、兵庫県丹波市、兵庫県たつの市、奈良県奈良市、奈良県黒滝村、奈良県上北山村、和歌山県田辺市、島根県松江市、岡山県倉敷市、岡山県津山市、岡山県玉野市、岡山県瀬戸内市、岡山県赤磐市、岡山県浅口市、岡山県和気町、岡山県早島町、岡山県西粟倉村、岡山県吉備中央町、広島県神石高原町、香川県高松市、香川県観音寺市、香川県三豊市、香川県土庄町、香川県小豆島町、香川県三木町、香川県綾川町、愛媛県松山市、高知県高知市、福岡県福岡市、宮崎県宮崎市	告示別表第一の0260365の項、0260396の項、0260435の項、0260436の項及び0260437の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
北海道留寿都村、北海道喜茂別町、北海道京極町、北海道古平町、北海道浦幌町、青森県新郷村、岩手県大槌町、岩手県普代村、岩手県野田村、宮城県登米市、宮城県栗原市、宮城県大崎市、宮城県七ヶ宿町、宮城県亘理町、宮城県松島町、宮城県七ヶ浜町、宮城県利府町、宮城県大衡村、宮城県色麻町、宮城県美里町、山形県天童市、山形県尾花沢市、山形県中山町、山形県西川町、山形県大江町、山形県大石田町、山形県真室川町、福島県大玉村、福島県下郷町、福島県檜枝岐村、福島県南会津町、福島県三島町、福島県棚倉町、福島県塙町、福島県鮫川村、福島県浅川町、福島県三春町、茨城県下妻市、茨城県笠間市、茨城県潮来市、茨城県常陸大宮市、茨城県那珂市、茨城県筑西市、茨城県かすみがうら市、茨城県大洗町、茨城県大子町、茨城県八千代町、茨城県五霞町、栃木県足利市、栃木県栃木市、栃木県佐野市、栃木県鹿沼市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県大田原市、栃木県矢板市、栃木県那須塩原市、栃木県さくら市、栃木県那須烏山市、栃木県下野市、栃木県上三川町、栃木県益子町、栃木県茂木町、栃木県市貝町、栃木県芳賀町、栃木県壬生町、栃木県野木町、栃木県塩谷町、栃木県高根沢町、栃木県那須町、栃木県那珂川町、群馬県下仁田町、群馬県中之条町、群馬県長野原町、群馬県嬬恋村、群馬県草津町、群馬県高山村、群馬県東吾妻町、埼玉県三郷市、埼玉県坂戸市、埼玉県鶴ヶ島市、埼玉県ふじみ野市、埼玉県伊奈町、埼玉県三芳町、埼玉県毛呂山町、埼玉県越生町、埼玉県滑川町、埼玉県嵐山町、埼玉県小川町、埼玉県川島町、埼玉県吉見町、埼玉県鳩山町、埼玉県ときがわ町、埼玉県横瀬町、埼玉県皆野町、埼玉県長瀞町、埼玉県小鹿野町、埼玉県東秩父村、埼玉県美里町、埼玉県神川町、埼玉県上里町、埼玉県寄居町、埼玉県宮代町、埼玉県杉戸町、千葉県袖ケ浦市、千葉県匝瑳市、千葉県横芝光町、東京都青梅市、東京都清瀬市、東京都武蔵村山市、神奈川県南足柄市、神奈川県綾瀬市、神奈川県葉山町、神奈川県大磯町、神奈川県二宮町、神奈川県中井町、神奈川県大井町、神奈川県松田町、神奈川県山北町、神奈川県開成町、神奈川県箱根町、神奈川県真鶴町、神奈川県湯河原町、神奈川県愛川町、神奈川県清川村、新潟県加茂市、山梨県道志村、山梨県小菅村、山梨県丹波山村、長野県飯田市、静岡県裾野市、静岡県牧之原市、静岡県河津町、静岡県南伊豆町、静岡県松崎町、静岡県西伊豆町、静岡県清水町、静岡県長泉町、大阪府泉南市、大阪府四條畷市、奈良県三宅町、和歌山県海南市、和歌山県新宮市、和歌山県紀美野町、和歌山県古座川町、鳥取県岩美町、鳥取県智頭町、鳥取県八頭町、鳥取県三朝町、鳥取県湯梨浜町、鳥取県北栄町、鳥取県日吉津村、鳥取県伯耆町、鳥取県日野町、佐賀県有田町、長崎県諫早市、長崎県平戸市、長崎県松浦市、熊本県玉東町	告示別表第一の0260046の項、0260081の項、0260199の項、0260203の項、0260205の項、0260207の項、0260208の項、0260209の項、0260219の項、0260225の項、0260227の項、0260299の項、0260310の項、0260313の項、0260314の項、0260315の項、0260316の項、0260396の項、0260398の項、0260470の項、0260477の項、0260478の項、0260479の項及び0260518の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0260065の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件

京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第一の0260013の項、0260072の項、0260073の項、0260102の項、0260112の項、0260121の項、0260130の項、0260150の項、0260160の項、0260177の項、0260183の項、0260191の項、0260203の項、0260205の項、0260207の項、0260208の項、0260225の項、0260237の項、0260247の項、0260257の項、0260266の項、0260292の項、0260396の項、0260453の項、0260454の項、0260455の項、0260456の項、0260457の項、0260458の項、0260463の項、0260467の項、0260470の項、0260471の項、0260472の項、0260473の項、0260474の項、0260475の項、0260476の項、0260477の項、0260478の項、0260479の項、0260480の項、0260482の項、0260483の項、0260484の項、0260485の項、0260486の項、0260487の項、0260493の項及び0260495の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0260107の項、0260116の項、0260154の項、0260187の項、0260241の項、0260251の項、0260261の項、0260270の項、0260302の項、0260387の項、0260440の項、0260523の項、0260524の項、0260525の項及び0260526の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件
北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県川西町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蕨市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、千葉県我孫子市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県十日町市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椿原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県糸島市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	告示別表第一の0260013の項、0260072の項、0260073の項、0260102の項、0260112の項、0260121の項、0260130の項、0260150の項、0260160の項、0260177の項、0260183の項、0260191の項、0260203の項、0260205の項、0260207の項、0260208の項、0260225の項、0260237の項、0260247の項、0260257の項、0260266の項、0260292の項、0260396の項、0260453の項、0260454の項、0260455の項、0260456の項、0260457の項、0260458の項、0260463の項、0260467の項、0260470の項、0260471の項、0260472の項、0260473の項、0260474の項、0260475の項、0260476の項、0260477の項、0260478の項、0260479の項、0260480の項、0260482の項、0260483の項、0260484の項、0260485の項、0260486の項、0260487の項、0260493の項及び0260495の項の機能要件の欄に掲げる機能要件並びに告示別表第二の0260107の項、0260116の項、0260154の項、0260187の項、0260241の項、0260251の項、0260261の項、0260270の項、0260302の項、0260387の項、0260440の項、0260523の項、0260524の項、0260525の項及び0260526の項の帳票要件の欄に掲げる帳票要件

北海道函館市、福島県福島市、東京都文京区、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市、神奈川県厚木市、静岡県浜松市、兵庫県宝塚市、広島県東広島市	告示別表第一の0260396の項の機能要件の欄に掲げる機能要件
京都府京丹後市、京都府南丹市、京都府井手町、京都府笠置町、京都府和束町、京都府京丹波町、京都府伊根町、京都府与謝野町、長崎県壱岐市、長崎県五島市、熊本県小国町、熊本県嘉島町、鹿児島県阿久根市、鹿児島県西之表市、鹿児島県奄美市、鹿児島県南九州市、鹿児島県三島村、鹿児島県十島村、鹿児島県さつま町、鹿児島県湧水町、鹿児島県大崎町、鹿児島県東串良町、鹿児島県錦江町、鹿児島県南大隅町、鹿児島県中種子町、鹿児島県南種子町、鹿児島県屋久島町、鹿児島県大和村、鹿児島県宇検村、鹿児島県瀬戸内町、鹿児島県龍郷町、鹿児島県喜界町、鹿児島県徳之島町、鹿児島県天城町、鹿児島県伊仙町、鹿児島県和泊町、鹿児島県知名町、鹿児島県与論町	告示別表第三の国民年金被保険者関係届書（申出書）、国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書、国民年金関係報告書、老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届、障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届に関する帳票要件
北海道小樽市、北海道北見市、北海道網走市、北海道美唄市、北海道紋別市、北海道北斗市、北海道当別町、北海道福島町、北海道森町、北海道八雲町、北海道長万部町、北海道上ノ国町、北海道厚沢部町、北海道乙部町、北海道黒松内町、北海道余市町、北海道由仁町、北海道幌加内町、北海道枝幸町、北海道美幌町、北海道湧別町、北海道滝上町、北海道雄武町、北海道白老町、北海道新ひだか町、北海道音更町、北海道士幌町、北海道足寄町、北海道釧路町、青森県弘前市、青森県むつ市、青森県平川市、青森県蓬田村、青森県外ヶ浜町、青森県西目屋村、青森県藤崎町、青森県大鰐町、青森県田舎館村、青森県板柳町、青森県野辺地町、青森県大間町、青森県東通村、青森県佐井村、青森県三戸町、青森県田子町、岩手県花巻市、岩手県久慈市、宮城県白石市、宮城県名取市、宮城県角田市、宮城県多賀城市、宮城県富谷市、宮城県柴田町、宮城県丸森町、宮城県大和町、宮城県涌谷町、宮城県女川町、宮城県南三陸町、秋田県能代市、秋田県鹿角市、秋田県小坂町、秋田県上小阿仁村、秋田県藤里町、秋田県三種町、秋田県八峰町、秋田県五城目町、秋田県八郎潟町、秋田県井川町、秋田県大潟村、秋田県美郷町、秋田県羽後町、秋田県東成瀬村、山形県上山市、山形県長井市、山形県南陽市、山形県朝日町、山形県最上町、山形県高畠町、山形県川西町、山形県白鷹町、山形県三川町、山形県庄内町、山形県遊佐町、福島県相馬市、福島県桑折町、福島県川俣町、福島県広野町、福島県飯舘村、埼玉県行田市、埼玉県飯能市、埼玉県蕨市、埼玉県蓮田市、埼玉県白岡市、千葉県我孫子市、神奈川県三浦市、神奈川県寒川町、新潟県新発田市、新潟県十日町市、新潟県村上市、石川県七尾市、石川県輪島市、石川県珠洲市、石川県羽咋市、石川県白山市、石川県能美市、石川県野々市市、石川県川北町、石川県津幡町、石川県内灘町、石川県志賀町、石川県宝達志水町、石川県中能登町、石川県穴水町、石川県能登町、山梨県富士吉田市、山梨県都留市、山梨県山梨市、山梨県大月市、山梨県韮崎市、山梨県南アルプス市、山梨県笛吹市、山梨県上野原市、山梨県甲州市、山梨県市川三郷町、山梨県早川町、山梨県身延町、山梨県南部町、山梨県富士川町、山梨県西桂町、山梨県山中湖村、山梨県鳴沢村、山梨県富士河口湖町、長野県軽井沢町、岐阜県垂井町、静岡県磐田市、静岡県掛川市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、愛知県碧南市、愛知県犬山市、愛知県江南市、愛知県清須市、愛知県北名古屋市、愛知県長久手市、愛知県豊山町、愛知県扶桑町、滋賀県彦根市、滋賀県長浜市、滋賀県高島市、滋賀県東近江市、大阪府池田市、大阪府泉大津市、大阪府貝塚市、大阪府柏原市、大阪府門真市、大阪府交野市、大阪府大阪狭山市、大阪府阪南市、大阪府太子町、兵庫県川西市、兵庫県猪名川町、兵庫県太子町、奈良県大和高田市、奈良県香芝市、奈良県葛城市、奈良県安堵町、奈良県川西町、奈良県田原本町、奈良県曽爾村、奈良県上牧町、奈良県広陵町、奈良県河合町、奈良県野迫川村、奈良県十津川村、奈良県下北山村、奈良県川上村、奈良県東吉野村、和歌山県有田市、和歌山県御坊市、和歌山県有田川町、和歌山県美浜町、和歌山県由良町、和歌山県印南町、和歌山県上富田町、鳥取県若桜町、島根県浜田市、島根県江津市、島根県川本町、島根県美郷町、島根県邑南町、島根県吉賀町、島根県隠岐の島町、岡山県総社市、岡山県矢掛町、広島県大竹市、広島県廿日市市、広島県江田島市、広島県熊野町、広島県安芸太田町、広島県北広島町、山口県宇部市、山口県防府市、山口県長門市、山口県美祢市、山口県山陽小野田市、山口県周防大島町、山口県和木町、徳島県鳴門市、徳島県三好市、徳島県牟岐町、徳島県美波町、徳島県海陽町、徳島県藍住町、徳島県板野町、徳島県上板町、徳島県つるぎ町、香川県東かがわ市、香川県宇多津町、愛媛県松野町、愛媛県愛南町、高知県土佐市、高知県須崎市、高知県土佐清水市、高知県東洋町、高知県田野町、高知県安田町、高知県芸西村、高知県本山町、高知県大豊町、高知県土佐町、高知県いの町、高知県仁淀川町、高知県中土佐町、高知県椿原町、高知県津野町、高知県四万十町、高知県黒潮町、福岡県柳川市、福岡県糸島市、福岡県宇美町、福岡県篠栗町、福岡県志免町、福岡県須恵町、福岡県新宮町、福岡県鞍手町、福岡県大木町、福岡県吉富町、長崎県島原市、長崎県対馬市、長崎県南島原市、長崎県長与町、長崎県時津町、熊本県錦町、大分県玖珠町、宮崎県小林市、宮崎県えびの市、宮崎県高原町、宮崎県高鍋町、宮崎県木城町、宮崎県川南町、宮崎県都農町、鹿児島県出水市、鹿児島県垂水市、鹿児島県いちき串木野市、沖縄県糸満市、沖縄県宮古島市、沖縄県恩納村、沖縄県宜野座村、沖縄県中城村、沖縄県座間味村、沖縄県渡名喜村、沖縄県南大東村、沖縄県北大東村、沖縄県伊平屋村、沖縄県伊是名村、沖縄県八重瀬町、沖縄県竹富町、沖縄県与那国町	告示別表第三の国民年金被保険者関係届書（申出書）、国民年金被保険者資格関係記録訂正・追加・取消報告書、国民年金関係報告書、老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届、障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届に関する帳票要件

○厚生労働省告示第二百八十二号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁・総務省令で定める事務を定める命令第十六条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（令和八年厚生労働省令第百一号）附則第三条の規定に基づき、令和八年厚生労働省告示第二百四十四号の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

別表を次のように改める。

別表

地方公共団体	適用日
北海道滝川市、北海道恵庭市、北海道北広島市、北海道七飯町、北海道鹿部町、北海道江差町、北海道奥尻町、北海道赤井川村、北海道月形町、北海道妹背牛町、北海道秩父別町、北海道雨竜町、北海道北竜町、北海道南富良野町、北海道礼文町、北海道斜里町、北海道小清水町、北海道訓子府町、北海道豊浦町、北海道厚真町、北海道大樹町、北海道本別町、青森県青森市、青森県八戸市、青森県黒石市、青森県中泊町、青森県六戸町、青森県六ヶ所村、青森県風間浦村、岩手県岩手町、岩手県金ケ崎町、宮城県仙台市、秋田県秋田市、秋田県大館市、秋田県湯沢市、秋田県由利本荘市、山形県東根市、福島県会津若松市、福島県いわき市、埼玉県加須市、埼玉県久喜市、埼玉県富士見市、千葉県銚子市、千葉県木更津市、千葉県東金市、千葉県旭市、千葉県勝浦市、千葉県八千代市、千葉県鴨川市、千葉県君津市、千葉県山武市、千葉県大網白里市、千葉県九十九里町、千葉県芝山町、千葉県御宿町、東京都港区、東京都江東区、東京都渋谷区、東京都中野区、東京都北区、東京都板橋区、東京都練馬区、東京都昭島市、東京都町田市、東京都狛江市、東京都日の出町、神奈川県相模原市、神奈川県平塚市、神奈川県伊勢原市、新潟県小千谷市、新潟県糸魚川市、新潟県妙高市、新潟県五泉市、新潟県阿賀野市、新潟県聖籠町、新潟県関川村、富山県高岡市、富山県魚津市、富山県氷見市、富山県滑川市、富山県黒部市、富山県射水市、富山県舟橋村、富山県上市町、富山県立山町、富山県入善町、富山県朝日町、福井県敦賀市、福井県美浜町、福井県高浜町、山梨県忍野村、岐阜県岐阜市、岐阜県大垣市、岐阜県高山市、岐阜県関市、岐阜県中津川市、岐阜県美濃市、岐阜県瑞浪市、岐阜県羽島市、岐阜県恵那市、岐阜県土岐市、岐阜県各務原市、岐阜県可児市、岐阜県山県市、岐阜県瑞穂市、岐阜県飛騨市、岐阜県本巣市、岐阜県郡上市、岐阜県下呂市、岐阜県岐南町、岐阜県笠松町、岐阜県関ケ原町、岐阜県神戸町、岐阜県輪之内町、岐阜県安八町、岐阜県揖斐川町、岐阜県大野町、岐阜県池田町、岐阜県北方町、岐阜県富加町、岐阜県川辺町、岐阜県七宗町、岐阜県八百津町、岐阜県白川町、岐阜県東白川村、岐阜県御嵩町、岐阜県白川村、静岡県御殿場市、静岡県湖西市、静岡県御前崎市、静岡県吉田町、静岡県川根本町、愛知県半田市、愛知県春日井市、愛知県蒲郡市、愛知県常滑市、愛知県小牧市、愛知県稲沢市、愛知県大府市、愛知県知多市、愛知県知立市、愛知県みよし市、愛知県東郷町、愛知県大治町、三重県四日市市、三重県鈴鹿市、三重県木曽岬町、三重県東員町、三重県菰野町、三重県川越町、三重県大台町、三重県紀北町、三重県御浜町、滋賀県近江八幡市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県甲賀市、滋賀県野洲市、滋賀県湖南市、滋賀県米原市、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府宇治市、京都府城陽市、京都府久御山町、大阪府堺市、大阪府藤井寺市、大阪府島本町、大阪府豊能町、大阪府能勢町、大阪府忠岡町、大阪府熊取町、大阪府田尻町、大阪府千早赤阪村、兵庫県明石市、兵庫県西宮市、兵庫県西脇市、兵庫県三田市、兵庫県丹波篠山市、兵庫県上郡町、兵庫県香美町、奈良県大和郡山市、奈良県大淀町、奈良県天川村、和歌山県和歌山市、和歌山県橋本市、和歌山県広川町、和歌山県日高町、和歌山県みなべ町、和歌山県日高川町、和歌山県白浜町、和歌山県串本町、鳥取県米子市、鳥取県境港市、鳥取県琴浦町、鳥取県大山町、鳥取県南部町、鳥取県日南町、鳥取県江府町、島根県出雲市、島根県安来市、島根県飯南町、島根県海士町、島根県西ノ島町、島根県知夫村、岡山県井原市、岡山県真庭市、岡山県美作市、岡山県新庄村、岡山県鏡野町、岡山県勝央町、岡山県奈義町、岡山県久米南町、岡山県美咲町、広島県三原市、広島県安芸高田市、広島県世羅町、山口県山口市、山口県上関町、山口県田布施町、山口県平生町、徳島県徳島市、徳島県阿南市、徳島県美馬市、徳島県勝浦町、徳島県石井町、徳島県神山町、徳島県那賀町、徳島県松茂町、徳島県東みよし町、香川県丸亀市、香川県善通寺市、香川県さぬき市、香川県琴平町、香川県多度津町、香川県まんのう町、愛媛県宇和島市、愛媛県伊予市、愛媛県西予市、愛媛県松前町、愛媛県鬼北町、高知県室戸市、高知県安芸市、高知県南国市、高知県香南市、高知県香美市、高知県佐川町、福岡県久留米市、福岡県直方市、福岡県飯塚市、福岡県田川市、福岡県八女市、福岡県筑後市、福岡県大川市、福岡県行橋市、福岡県豊前市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市、福岡県春日市、福岡県宗像市、福岡県古賀市、福岡県うきは市、福岡県宮若市、福岡県那珂川市、福岡県久山町、福岡県粕屋町、福岡県芦屋町、福岡県岡垣町、福岡県遠賀町、福岡県川崎町、福岡県苅田町、福岡県みやこ町、福岡県築上町、佐賀県鳥栖市、佐賀県伊万里市、佐賀県小城市、佐賀県神埼市、佐賀県吉野ヶ里町、佐賀県基山町、佐賀県上峰町、佐賀県みやき町、佐賀県玄海町、佐賀県太良町、長崎県佐世保市、長崎県大村市、長崎県佐々町、長崎県新上五島町、熊本県人吉市、熊本県荒尾市、熊本県水俣市、熊本県玉名市、熊本県上天草市、熊本県天草市、熊本県美里町、熊本県長洲町、熊本県和水町、熊本県大津町、熊本県菊陽町、熊本県南小国町、熊本県益城町、熊本県甲佐町、熊本県山都町、熊本県氷川町、熊本県芦北町、熊本県津奈木町、熊本県水上村、熊本県苓北町、大分県中津市、大分県日田市、大分県佐伯市、大分県臼杵市、大分県津久見市、大分県竹田市、大分県豊後高田市、大分県杵築市、大分県宇佐市、大分県豊後大野市、大分県由布市、大分県国東市、大分県姫島村、大分県日出町、大分県九重町、宮崎県都城市、宮崎県延岡市、宮崎県日南市、宮崎県日向市、宮崎県三股町、宮崎県国富町、宮崎県門川町、宮崎県美郷町、宮崎県高千穂町、宮崎県日之影町、鹿児島県鹿屋市、鹿児島県枕崎市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県日置市、鹿児島県霧島市、鹿児島県伊佐市、鹿児島県姶良市、沖縄県那覇市、沖縄県宜野湾市、沖縄県石垣市、沖縄県浦添市、沖縄県名護市、沖縄県沖縄市、沖縄県うるま市、沖縄県伊江村、沖縄県北中城村、沖縄県西原町、沖縄県南風原町	令和９年４月１日
北海道札幌市、北海道室蘭市、北海道釧路市、北海道帯広市、北海道苫小牧市、北海道江別市、北海道登別市、北海道伊達市、北海道壮瞥町、北海道洞爺湖町、宮城県山元町、福島県伊達市、福島県会津美里町、福島県川内村、福島県双葉町、福島県浪江町、埼玉県川口市、埼玉県所沢市、埼玉県東松山市、埼玉県羽生市、埼玉県深谷市、埼玉県上尾市、埼玉県草加市、埼玉県越谷市、埼玉県八潮市、埼玉県幸手市、埼玉県吉川市、千葉県千葉市、東京都目黒区、東京都杉並区、神奈川県川崎市、神奈川県鎌倉市、神奈川県大和市、新潟県新潟市、新潟県長岡市、新潟県三条市、新潟県柏崎市、新潟県見附市、新潟県上越市、新潟県魚沼市、新潟県粟島浦村、富山県富山市、富山県砺波市、富山県小矢部市、富山県南砺市、石川県加賀市、石川県かほく市、山梨県昭和町、愛知県豊明市、愛知県日進市、三重県津市、滋賀県日野町、滋賀県竜王町、滋賀県愛荘町、滋賀県豊郷町、京都府宮津市、京都府向日市、京都府長岡京市、京都府木津川市、京都府精華町、大阪府泉佐野市、大阪府高石市、兵庫県姫路市、兵庫県高砂市、兵庫県養父市、兵庫県朝来市、兵庫県加東市、兵庫県市川町、兵庫県福崎町、兵庫県新温泉町、奈良県天理市、奈良県橿原市、奈良県御所市、奈良県山添村、和歌山県紀の川市、和歌山県岩出市、和歌山県かつらぎ町、和歌山県九度山町、和歌山県湯浅町、和歌山県すさみ町、和歌山県那智勝浦町、和歌山県太地町、島根県雲南市、広島県三次市、福岡県中間市、福岡県嘉麻市、福岡県小竹町、福岡県桂川町、佐賀県佐賀市、佐賀県唐津市、長崎県西海市、長崎県東彼杵町、長崎県川棚町、長崎県波佐見町、長崎県小値賀町、熊本県山鹿市、熊本県菊池市、熊本県宇土市、熊本県阿蘇市、熊本県合志市、熊本県南関町、熊本県産山村、熊本県高森町、熊本県西原村、熊本県御船町、熊本県多良木町、熊本県五木村、熊本県山江村、熊本県あさぎり町、宮崎県五ヶ瀬町、沖縄県豊見城市、沖縄県国頭村、沖縄県久米島町	令和10年４月１日
埼玉県さいたま市、埼玉県入間市、静岡県沼津市、静岡県富士宮市、静岡県富士市、京都府綾部市、京都府亀岡市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府大山崎町、京都府宇治田原町、京都府南山城村、兵庫県赤穂市、鳥取県鳥取市、広島県広島市、福岡県北九州市	令和11年４月１日
北海道夕張市、岩手県奥州市、宮城県岩沼市、宮城県東松島市、宮城県加美町、福島県須賀川市、栃木県小山市、埼玉県狭山市、埼玉県戸田市、埼玉県新座市、神奈川県海老名市、神奈川県座間市、京都府京都市、大阪府吹田市、兵庫県豊岡市、兵庫県淡路市、鳥取県倉吉市、広島県府中町、大分県別府市	令和12年４月１日
北海道岩見沢市、宮城県村田町、埼玉県本庄市、神奈川県横浜市、石川県小松市、大阪府大阪市、大阪府枚方市、兵庫県神戸市	令和13年４月１日

○厚生労働省告示第二百八十三号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第三項の規定に基づき、雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第五十七条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める率（平成二十二年厚生労働省告示第三百十一号）の一部を次の表のように改正し、令和八年八月一日から適用する。ただし、同年七月三十一日以前に死亡した者に係る葬祭料の額の算定については、なお従前の例による。

令和八年七月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	
雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。 一　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者（同法第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。以下同じ。）の資格喪失当時の標準報酬月額（被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日が令和七年三月三十一日以前であるときは、その日に応じ、次の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が百三十九万円を超えるときは百三十九万円）。以下同じ。）の二月分に相当する額（その額が当該標準報酬月額と三十一万五千円との合算額に満たないときはその合算額）	
被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日	率
昭和二十八年三月三十一日以前の日	二七・七〇
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日	二四・三九
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日	二三・〇二
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日	二二・〇二
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日	二〇・七七
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日	二〇・〇五
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日	一九・七五
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日	一八・五六
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日	一七・四六
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの日	一五・六二
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの日	一四・〇五
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日	一二・六七
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの日	一一・四三
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの日	一〇・四六
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日	九・四九
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日	八・五五
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの日	七・五七

改正前	
雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）第五十七条の二第三項に規定する厚生労働大臣が定める率は、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率とする。 一　船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による被保険者（同法第二条第二項に規定する疾病任意継続被保険者を除く。以下同じ。）の資格喪失当時の標準報酬月額（被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日が令和六年三月三十一日以前であるときは、その日に応じ、次の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が百三十九万円を超えるときは百三十九万円）。以下同じ。）の二月分に相当する額（その額が当該標準報酬月額と三十一万五千円との合算額に満たないときはその合算額）	
被保険者の資格を喪失すべき事由が生じた日	率
昭和二十八年三月三十一日以前の日	二七・〇六
昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十一日までの日	二三・八三
昭和二十九年四月一日から昭和三十年三月三十一日までの日	二二・四九
昭和三十年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの日	二一・五二
昭和三十一年四月一日から昭和三十二年三月三十一日までの日	二〇・三〇
昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの日	一九・五九
昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの日	一九・三〇
昭和三十四年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までの日	一八・一三
昭和三十五年四月一日から昭和三十六年三月三十一日までの日	一七・〇六
昭和三十六年四月一日から昭和三十七年三月三十一日までの日	一五・二六
昭和三十七年四月一日から昭和三十八年三月三十一日までの日	一三・七三
昭和三十八年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの日	一二・三八
昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの日	一一・一七
昭和四十年四月一日から昭和四十一年三月三十一日までの日	一〇・二二
昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの日	九・二八
昭和四十二年四月一日から昭和四十三年三月三十一日までの日	八・三五
昭和四十三年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの日	七・四〇

昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの日	六・六二
昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの日	五・六九
昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの日	四・九九
昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの日	四・三二
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの日	三・六三
昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの日	二・九二
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの日	二・四九
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの日	二・二四
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの日	二・〇四
昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの日	一・九四
昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの日	一・八二
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの日	一・七三
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの日	一・六五
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの日	一・五七
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの日	一・五三
昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの日	一・四八
昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日	一・四三
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日	一・四〇
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの日	一・三七
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日までの日	一・三二
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの日	一・二八
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの日	一・二五
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの日	一・二〇
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの日	一・一七
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの日	一・一六
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの日	一・一三
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日	一・一二

昭和四十四年四月一日から昭和四十五年三月三十一日までの日	六・四七
昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの日	五・五六
昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの日	四・八七
昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの日	四・二二
昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの日	三・五五
昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの日	二・八六
昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの日	二・四三
昭和五十一年四月一日から昭和五十二年三月三十一日までの日	二・一九
昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの日	二・〇〇
昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの日	一・八九
昭和五十四年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの日	一・七八
昭和五十五年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの日	一・六九
昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの日	一・六一
昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの日	一・五三
昭和五十八年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの日	一・四九
昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの日	一・四五
昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの日	一・四〇
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日までの日	一・三七
昭和六十二年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの日	一・三四
昭和六十三年四月一日から平成元年三月三十一日までの日	一・二九
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日までの日	一・二五
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの日	一・二二
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの日	一・一七
平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの日	一・一五
平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの日	一・一三
平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの日	一・一一
平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの日	一・〇九

二　（略）

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	一・一〇
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	一・〇九
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	一・〇九
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	一・〇九
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	一・〇八
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	一・〇九
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・一〇
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一・一〇
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	一・一〇
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	一・一〇
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	一・一〇
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	一・一〇
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	一・一〇
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	一・一一
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	一・一一
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	一・一一
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日	一・一二
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの日	一・一二
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの日	一・一二
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの日	一・一一
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの日	一・一一
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの日	一・一〇
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの日	一・一〇
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの日	一・一〇
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの日	一・一〇
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの日	一・一〇
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの日	一・〇八
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの日	一・〇六
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの日	一・〇二

二　（略）

平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日	一・〇八
平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの日	一・〇七
平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの日	一・〇七
平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの日	一・〇七
平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの日	一・〇六
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの日	一・〇七
平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・〇八
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一・〇八
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの日	一・〇七
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの日	一・〇七
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの日	一・〇七
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	一・〇七
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	一・〇七
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	一・〇九
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	一・〇九
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	一・〇九
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日	一・一〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの日	一・一〇
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの日	一・〇九
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの日	一・〇九
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの日	一・〇八
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの日	一・〇八
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの日	一・〇七
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの日	一・〇七
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの日	一・〇八
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの日	一・〇七
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの日	一・〇六
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの日	一・〇四
（新設）	（新設）

その他告示

○財務省告示第二百十二号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和八年七月二十日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国　債　の　名　称	記　号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・３年）	第158回	130,560,000円	130,508,000円
〃	第159回	101,650,000円	101,609,516円
〃	第160回	24,120,000円	24,110,394円
〃	第161回	118,240,000円	118,155,230円
〃	第162回	117,040,000円	116,862,810円
〃	第163回	41,080,000円	41,063,642円
〃	第164回	71,330,000円	71,301,600円
〃	第165回	79,850,000円	79,818,204円
〃	第166回	172,950,000円	172,729,528円
〃	第167回	391,580,000円	391,018,400円
〃	第168回	683,000,000円	681,421,772円
〃	第169回	776,370,000円	773,895,470円
〃	第170回	402,420,000円	401,201,488円
〃	第171回	489,170,000円	488,078,688円
〃	第172回	769,490,000円	767,159,998円
〃	第173回	831,490,000円	829,237,372円
〃	第174回	836,170,000円	832,905,713円
〃	第175回	1,210,910,000円	1,205,120,670円
〃	第176回	997,420,000円	992,519,398円
〃	第177回	663,410,000円	659,519,679円
〃	第178回	1,158,380,000円	1,150,349,593円
〃	第179回	2,744,840,000円	2,727,779,842円
〃	第180回	4,048,230,000円	4,026,998,283円
〃	第181回	50,000,000円	49,655,404円
〃	第182回	10,000,000円	9,942,860円
〃	第184回	11,000,000円	10,941,331円
〃	第185回	1,600,000円	1,591,508円
〃	第186回	6,000,000円	5,975,195円
〃	第188回	20,500,000円	20,407,042円
〃	第189回	11,500,000円	11,450,951円
〃	第191回	1,000,000円	998,553円
〃	第192回	37,920,000円	37,915,107円
個人向け利付国庫債券（固定・５年）	第124回	11,260,000円	11,255,520円
〃	第125回	44,610,000円	44,592,236円
〃	第126回	68,010,000円	67,982,916円
〃	第127回	104,510,000円	104,468,368円
〃	第128回	41,640,000円	41,623,418円
〃	第129回	104,410,000円	104,368,420円
〃	第130回	238,030,000円	237,935,182円
〃	第131回	102,100,000円	102,059,340円
〃	第132回	170,700,000円	170,632,006円
〃	第133回	219,520,000円	219,432,560円
〃	第134回	117,520,000円	117,473,192円
〃	第135回	104,710,000円	104,668,298円
〃	第136回	68,820,000円	68,792,598円
〃	第137回	74,390,000円	74,360,390円
〃	第138回	99,760,000円	99,720,268円
〃	第139回	74,180,000円	74,150,458円
〃	第140回	95,950,000円	95,911,788円
〃	第141回	166,130,000円	166,037,386円
〃	第142回	728,150,000円	727,105,704円
〃	第143回	549,220,000円	548,563,626円

〃	第144回	685,910,000円	684,926,298円
〃	第145回	717,480,000円	716,679,694円
〃	第146回	482,640,000円	482,293,954円
〃	第147回	198,260,000円	198,165,238円
〃	第148回	115,360,000円	115,314,056円
〃	第149回	724,660,000円	723,851,700円
〃	第150回	475,560,000円	474,764,298円
〃	第151回	1,207,790,000円	1,204,614,106円
〃	第152回	1,741,320,000円	1,735,492,456円
〃	第153回	752,550,000円	751,050,904円
〃	第154回	528,320,000円	527,562,306円
〃	第155回	658,770,000円	657,457,724円
〃	第156回	849,420,000円	847,186,452円
〃	第157回	1,203,120,000円	1,199,668,826円
〃	第158回	2,337,870,000円	2,329,487,088円
〃	第159回	1,898,650,000円	1,889,723,856円
〃	第160回	1,934,760,000円	1,925,355,856円
〃	第161回	836,900,000円	834,299,276円
〃	第162回	1,907,220,000円	1,899,469,518円
〃	第163回	1,500,620,000円	1,495,119,656円
〃	第164回	3,076,700,000円	3,061,993,186円
〃	第165回	2,736,250,000円	2,720,769,554円
〃	第166回	2,205,070,000円	2,191,614,740円
〃	第167回	2,792,270,000円	2,772,576,429円
〃	第168回	4,870,790,000円	4,830,813,283円
〃	第169回	14,632,260,000円	14,521,493,233円
〃	第170回	12,908,550,000円	12,823,409,819円
〃	第171回	23,500,000円	23,304,731円
〃	第172回	18,000,000円	17,869,138円
〃	第173回	10,740,000円	10,670,939円
〃	第175回	23,500,000円	23,353,170円
〃	第176回	11,000,000円	10,942,990円
〃	第177回	500,000円	497,319円
〃	第178回	3,000,000円	2,983,971円
〃	第180回	2,000,000円	1,995,239円
〃	第182回	135,780,000円	135,759,427円
個人向け利付国庫債券（変動・10年）	第76回	35,520,000円	35,278,011円
〃	第77回	102,200,000円	101,467,070円
〃	第78回	74,780,000円	74,190,084円
〃	第79回	14,300,000円	14,185,488円
〃	第80回	17,730,000円	17,598,343円
〃	第81回	215,760,000円	214,290,038円
〃	第82回	206,920,000円	205,510,273円
〃	第83回	325,630,000円	323,294,738円
〃	第84回	84,840,000円	84,170,732円
〃	第85回	125,170,000円	124,167,615円
〃	第86回	78,610,000円	78,039,337円
〃	第87回	138,030,000円	137,089,622円
〃	第88回	155,500,000円	154,440,594円
〃	第89回	32,710,000円	32,475,428円
〃	第90回	54,350,000円	53,921,258円
〃	第91回	232,690,000円	230,826,570円
〃	第92回	72,100,000円	71,567,826円
〃	第93回	248,440,000円	246,747,387円
〃	第94回	108,300,000円	107,562,179円
〃	第95回	114,010,000円	113,192,389円
〃	第96回	85,740,000円	85,063,626円
〃	第97回	154,920,000円	153,679,379円

〃	第98回	213,450,000円	211,834,430円
〃	第99回	366,490,000円	363,993,109円
〃	第100回	105,160,000円	104,443,566円
〃	第101回	269,820,000円	267,884,995円
〃	第102回	161,930,000円	160,652,590円
〃	第103回	203,440,000円	201,810,832円
〃	第104回	163,550,000円	162,363,530円
〃	第105回	196,320,000円	194,982,493円
〃	第106回	325,830,000円	323,610,140円
〃	第107回	299,030,000円	296,885,506円
〃	第108回	315,860,000円	313,368,274円
〃	第109回	172,430,000円	171,049,166円
〃	第110回	224,620,000円	222,910,749円
〃	第111回	355,150,000円	352,730,377円
〃	第112回	359,230,000円	356,782,583円
〃	第113回	241,180,000円	239,450,383円
〃	第114回	321,300,000円	318,765,363円
〃	第115回	408,800,000円	405,526,220円
〃	第116回	522,470,000円	518,574,873円
〃	第117回	436,340,000円	433,367,245円
〃	第118回	487,830,000円	484,506,430円
〃	第119回	382,100,000円	379,359,769円
〃	第120回	914,470,000円	907,255,979円
〃	第121回	15,310,000円	15,187,400円
〃	第122回	52,080,000円	51,695,395円
〃	第123回	56,100,000円	55,717,805円
〃	第124回	143,510,000円	142,532,276円
〃	第125回	116,520,000円	115,684,398円
〃	第126回	333,880,000円	331,246,124円
〃	第127回	455,640,000円	451,991,120円
〃	第128回	257,840,000円	255,965,451円
〃	第129回	247,610,000円	245,923,056円
〃	第130回	164,150,000円	163,031,682円
〃	第131回	194,980,000円	193,581,706円
〃	第132回	546,490,000円	542,178,894円
〃	第133回	703,320,000円	697,687,631円
〃	第134回	149,080,000円	147,956,233円
〃	第135回	322,910,000円	320,710,041円
〃	第136回	286,380,000円	284,428,924円
〃	第137回	126,330,000円	125,424,036円
〃	第138回	376,640,000円	373,668,789円
〃	第139回	341,630,000円	338,894,146円
〃	第140回	205,980,000円	204,440,321円
〃	第141回	417,220,000円	414,377,492円
〃	第142回	758,490,000円	753,322,435円
〃	第143回	793,270,000円	787,581,040円
〃	第144回	1,175,600,000円	1,166,325,990円
〃	第145回	580,910,000円	576,257,966円
〃	第146回	618,480,000円	614,009,835円
〃	第147回	989,860,000円	983,116,087円
〃	第148回	839,450,000円	833,730,911円
〃	第149回	614,670,000円	610,261,890円
〃	第150回	1,168,940,000円	1,159,718,543円
〃	第151回	522,710,000円	518,524,052円
〃	第152回	675,870,000円	670,806,617円
〃	第153回	606,000,000円	601,871,360円
〃	第154回	961,000,000円	954,452,778円
〃	第155回	1,041,870,000円	1,034,398,197円

〃	第156回	1,448,680,000円	1,437,251,758円
〃	第157回	863,140,000円	856,227,790円
〃	第158回	742,060,000円	736,633,887円
〃	第159回	804,260,000円	798,780,612円
〃	第160回	450,020,000円	446,954,088円
〃	第161回	837,900,000円	831,891,005円
〃	第162回	745,740,000円	739,857,076円
〃	第163回	804,470,000円	798,027,662円
〃	第164回	1,000,440,000円	992,833,120円
〃	第165回	589,610,000円	585,593,046円
〃	第166回	1,247,940,000円	1,239,437,834円
〃	第167回	1,159,220,000円	1,150,906,593円
〃	第168回	1,269,360,000円	1,259,346,345円
〃	第169回	1,373,180,000円	1,362,183,273円
〃	第170回	1,136,530,000円	1,128,142,264円
〃	第171回	1,371,790,000円	1,362,444,026円
〃	第172回	1,163,570,000円	1,155,642,688円
〃	第173回	611,440,000円	607,055,096円
〃	第174回	868,470,000円	861,618,904円
〃	第175回	976,120,000円	968,303,011円
〃	第176回	933,150,000円	926,224,924円
〃	第177回	958,290,000円	951,761,225円
〃	第178回	543,290,000円	539,606,465円
〃	第179回	1,408,900,000円	1,398,847,108円
〃	第180回	881,470,000円	874,516,358円
〃	第181回	1,082,480,000円	1,073,811,296円
〃	第182回	1,686,280,000円	1,673,277,110円
〃	第183回	42,000,000円	41,617,531円
〃	第185回	15,000,000円	14,880,311円
〃	第186回	1,500,000円	1,488,949円
〃	第187回	10,000,000円	9,946,826円
〃	第188回	5,000,000円	4,972,826円
〃	第189回	35,000,000円	34,826,621円
〃	第194回	102,430,000円	102,415,941円
合　　計		138,554,430,000円	137,710,798,124円

○農林水産省告示第千九十四号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項（同法第三十二条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和八年一月九日付けをもつて次のように肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項（同法第三十二条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

令和八年七月三十日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人の名称及び住所

有効期間が令和11年１月９日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第107788号	混合堆肥複合肥料	混合堆肥複合肥料11号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
輸第107767号	硫黄及びその化合物	エスナイト	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号

有効期間が令和11年１月15日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第72438号	化成肥料	苦土有機入りコシヒカリ005号	西日本肥料株式会社	福岡県北九州市若松区響町一丁目12番地３
生第76580号	液状肥料	新東ペースト液肥32号	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番１
生第82206号	液状肥料	微量要素苦土入りマイテイアップ１号	住化農業資材株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋四丁目６番17号
生第82215号	汚泥肥料	田原市し尿汚泥肥料（乾燥品）	田原市	愛知県田原市田原町南番場30番地１
生第82218号	汚泥肥料	田原市し尿汚泥肥料（液状品）	田原市	愛知県田原市田原町南番場30番地１
生第82224号	汚泥肥料	五号汚泥肥料	豊橋市	愛知県豊橋市今橋町１番地
生第82225号	汚泥肥料	ノヨリダイ汚泥肥料	豊橋市	愛知県豊橋市今橋町１番地
生第82226号	汚泥肥料	し尿汚泥肥料１号	小浜市	福井県小浜市大手町６番３号
生第88483号	化成肥料	くみあい有機入り複合肥料B94T号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第88484号	化成肥料	ヰセキ有機入り複合肥料776号	株式会社ISEKI Japan	東京都荒川区西日暮里五丁目３番14号
生第93692号	化成肥料	苦土有機入り化成7234N	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第93693号	化成肥料	くみあい苦土有機入り化成S888H	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号

生第93694号	化成肥料	くみあい尿素有機入り化成S808H	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第93700号	化成肥料	有機入り化成044号	未来科学株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第93701号	液状肥料	SH―AL―１	株式会社誠和	栃木県下野市柴262番地10
生第103197号	液状肥料	有機入り複合液肥６号	有限会社日本医薬品開発研究所	北海道勇払郡むかわ町花園３丁目25番地
生第103201号	配合肥料	くみあい苦土尿素入り複合硝加燐安S555―１	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
生第103217号	液状肥料	腐植酸液状複合肥料NK18号	デンカ株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目１番１号
生第103231号	汚泥肥料	米の花	有限会社野口	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷892番地45
生第105719号	化成肥料	有機入り化成888（T）	福栄肥料株式会社	兵庫県尼崎市昭和南通３丁目26番地
生第105727号	液状肥料	不二7.0―2.0―2.0	有限会社不二養土	長崎県大村市中里町390番地１
生第105729号	副産肥料	コバヤシファーム１号	株式会社コバヤシファーム	東京都あきる野市山田351番地５
輸第11171号	副産肥料	SGパームアッシュ	株式会社昭和技研	東京都千代田区麹町三丁目５番地２
輸第103199号	液状肥料	Cool Pro N３（クールプロN３）	株式会社アクションコーポレーション	東京都中央区新富一丁目18番12号
輸第103200号	液状肥料	Warm Pro N４（ウォームプロN４）	株式会社アクションコーポレーション	東京都中央区新富一丁目18番12号
輸第103202号	液状肥料	ヨーロピアンカープ（鯉太郎）	株式会社アクションコーポレーション	東京都中央区新富一丁目18番12号
輸第103203号	化成肥料	有機入り硝酸化成10―22―10＋3.0＋0.4＋0.4	赤城物産株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地１―７東陽ビル２階
輸第105722号	副産肥料	アミノ酸発酵肥料２号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第105730号	副産肥料	アミノN1400	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第105738号	副産肥料	WFアミノ14―０―０	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地

有効期間が令和11年１月16日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第85798号	汚泥肥料	アースライフ	県南環境保全センター株式会社	青森県十和田市大字三本木字野崎40番地370
生第85804号	汚泥肥料	神石ケーキ肥料２号	神石高原町	広島県神石郡神石高原町小畠1701番地
生第85805号	汚泥肥料	畑の宝石（おすぎとチップ）	松江市	島根県松江市末次町86番地
生第85806号	汚泥肥料	ミタニエコバーク	三谷美化産業株式会社	高知県高知市秦南町一丁目５番58号
生第91641号	液状肥料	液状複合肥料545	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第91642号	液状肥料	ありんざいむ（液）	株式会社原田アグロビジネス	長野県南佐久郡南牧村大字板橋892番地１
生第91646号	汚泥肥料	いびコンポ　きよみず	揖斐川町	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133番地
輸第9691号	化成肥料	化成肥料10―15―13―４	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
輸第9692号	化成肥料	化成肥料10―20―10―３	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
輸第9693号	化成肥料	化成肥料13―18―10―４	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
輸第9694号	化成肥料	化成肥料６―24―14―５	株式会社サトシ・エンタープライズ	東京都千代田区九段南三丁目８番13号九段靖苑ビル４階
輸第12785号	乾燥菌体肥料	11―１―０菌体肥料	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第12786号	乾燥菌体肥料	10―１―０菌体肥料	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第12790号	副産肥料	アミノデルタ	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号

有効期間が令和11年１月17日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第74350号	液状肥料	有機入り植酸グリーン液肥１号	東京化研株式会社	埼玉県さいたま市北区別所町37番地の12
生第78976号	化成肥料	マルナカ複合肥料特645	中部飼料株式会社	愛知県名古屋市中区錦二丁目13番19号
生第78977号	化成肥料	マルナカ複合肥料743	中部飼料株式会社	愛知県名古屋市中区錦二丁目13番19号

有効期間が令和14年１月15日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第72428号	化成肥料	高度化成肥料444号	住商アグリビジネス株式会社	東京都千代田区神田和泉町１番地
生第88503号	化成肥料	硝加安　NK204	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第88505号	化成肥料	化成肥料888号	日本林業肥料株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目10番５号
生第88506号	化成肥料	高度化成肥料444号	日本林業肥料株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目10番５号
生第88507号	化成肥料	高度化成肥料555号	日本林業肥料株式会社	東京都中央区日本橋室町一丁目10番５号
生第93695号	化成肥料	尿素入りIB化成高度050	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第93696号	化成肥料	尿素入りIB化成042	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目６番６号
生第93708号	化成肥料	くみあい苦土・マンガン・ほう素・尿素有機入り化成高度020H	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第93714号	化成肥料	ゴールドワン３号	株式会社アグロメイト	福岡県大牟田市四山町84番地４
生第93715号	化成肥料	野菜の森34号	株式会社アグロメイト	福岡県大牟田市四山町84番地４

生第93716号	化成肥料	ゴールドワン28号	株式会社アグロメイト	福岡県大牟田市四山町84番地４
生第93718号	化成肥料	ゴールドワン30号	株式会社アグロメイト	福岡県大牟田市四山町84番地４
生第93723号	混合微量要素肥料	K―G１	ラサ晃栄株式会社	東京都千代田区内神田二丁目６番８号
生第105692号	化成肥料	多木キープ8442	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町２番地
生第105718号	配合肥料	カルパワー546号	株式会社サンキョウ	北海道北見市東相内町123番地２
生第105723号	化成肥料	NK化成906	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第105724号	化成肥料	苦土入り化成713	エヌ・アグロウ株式会社	東京都千代田区内神田二丁目８番８号
輸第8047号	硝酸アンモニア	粒状硝安	正和ピーケー株式会社	東京都台東区東上野四丁目２番３号
輸第8048号	硝酸石灰	硝酸カルシウム	正和ピーケー株式会社	東京都台東区東上野四丁目２番３号
輸第8064号	硫酸苦土肥料	硫マグ16	エヌ．ピー．ケー貿易株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目４番１号
輸第11164号	混合有機質肥料	混合有機質肥料720	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
輸第11176号	蚕蛹油かす及びその粉末	粒状さなぎ粕	有限会社キャピタル・イチ・マル・ロク	新潟県新潟市中央区関屋下川原町一丁目３番地15
輸第11178号	化成肥料	尿素入り複合肥料14―14―14	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第13877号	化成肥料	化成肥料８―８―８（Mg１）	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目８番２号
輸第13879号	化成肥料	化成肥料12―６―６―１	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第13880号	シリカゲル肥料	シリカゲル肥料80.0	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第13881号	シリカゲル肥料	シリカゲル肥料85.0	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号
輸第105720号	尿素	BR尿素	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第105721号	甲殻類質肥料粉末	かに殻	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
輸第105736号	硫酸マンガン肥料	40.0硫酸マンガン肥料	株式会社インターファーム	東京都中央区銀座三丁目11番５号
外第111号	熔成りん肥	20.0粒状熔成りん肥２号	貴州清和化学有限公司	中華人民共和国貴州省福泉市馬場坪鎮桐梓林
			清和肥料工業株式会社（国内管理人）	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
外第112号	熔成りん肥	粒状熔成りん肥19号	貴州清和化学有限公司	中華人民共和国貴州省福泉市馬場坪鎮桐梓林
			清和肥料工業株式会社（国内管理人）	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号

有効期間が令和14年１月16日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第91630号	加工りん酸肥料	苦土入りりん肥35	関東電工株式会社	群馬県高崎市倉賀野町2372番地
生第91634号	化成肥料	中菱有機入り化成824	中菱肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町一丁目19番地
生第91635号	化成肥料	中菱有機入り園芸化成232	中菱肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町一丁目19番地

有効期間が令和14年１月17日となったもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第74345号	化成肥料	尿素入り燐加安777	日東エフシー株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町１丁目23番地
生第78989号	配合肥料	土楽園	全農アグリウエスト株式会社	広島県広島市南区出島一丁目32番82号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千九十五号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項の規定に基づき、次のように輸入業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

令和八年七月三十日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

１　輸入業者の住所の変更

登録番号　輸第9912号、輸第9913号、輸第9927号、輸第9933号、輸第9940号、輸第9942号、輸第9943号、輸第9944号、輸第9945号、輸第9963号、輸第9964号、輸第10011号、輸第10012号、輸第10013号、輸第11643号、輸第12174号、輸第12175号、輸第13113号、輸第13905号、輸第105475号

変更前　東京都千代田区神田小川町一丁目10番地

変更後　東京都千代田区麹町四丁目２番地６

○農林水産省告示第千九十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年七月三十日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

１　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第81934号	硫黄及びその化合物	フェロサンド	富士チタン工業株式会社	兵庫県神戸市北区道場町生野96番地の１

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○国土交通省告示第千七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の五十六第二項において準用する同法第七十七条の三十九第三項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千八百十三号の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

別表

名称	住所	指定の区分	業務区域	性能評価の業務を行う事務所の所在地	性能評価の業務の開始の日
（略）					
株式会社確認サービス	愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号	省令第五十九条第二号の二及び第三十二号から第三十六号までに掲げる区分	日本全域	愛知県名古屋市中区栄四丁目三番二十六号	平成十七年七月十一日
（略）					

改正後

別表

名称	住所	指定の区分	業務区域	性能評価の業務を行う事務所の所在地	性能評価の業務の開始の日
（略）					
株式会社確認サービス	愛知県名古屋市中区新栄町二丁目十三番	省令第五十九条第二号の二及び第三十二号から第三十六号までに掲げる区分	日本全域	愛知県名古屋市中区新栄町二丁目十三番	平成十七年七月十一日
（略）					

官　庁　報　告

官　庁　事　項

第五次食育推進基本計画を令和八年六月二十四日に作成したので、食育基本法（平成十七年法律第六十三号）第十六条第三項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

令和八年七月三十日

食育推進会議

第５次食育推進基本計画要旨

はじめに

食は命の源であり、私たち人間が生きるために食は欠かせない。また、国民が健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践するとともに、生産現場等に対する関心や理解を深め、おいしく楽しく食べることや、それを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要である。

平成17年６月に食育基本法が制定され、国は約20年にわたり、都道府県、市町村、関係機関・団体等多様な関係者とともに食育を推進してきた。その間、日常生活の基盤である家庭における共食を原点とし、学校、保育所等が子供の食育を進め、都道府県、市町村、様々な関係機関・団体等、地域における多様な関係者が様々な形で食育を主体的に推進してきた。

しかしながら、人口減少、少子高齢化が進展する中で、単身世帯や共働き世帯の増加、働き方の多様化、中食市場の拡大、デジタル化の進展等に伴い、食に関する国民の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいる。特に第４次食育推進基本計画の計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や食料品等の価格上昇等が生じたこと等により、食に関する経済性志向や簡便化志向が上昇し、栄養バランスの偏りや朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れが見られる等、家庭や地域で健全な食生活を実践することが困難な場面が増えてきている。

首都圏を中心とした大都市圏への人口集中や都市化の進展が続き、「農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合」が減少するなど、農林漁業の現場に触れる機会が減少し、国民の食卓と農業等の生産現場の距離は遠くなり、生産者と消費者の関係性が希薄化していると考えられる。

食の供給面から見ると、近年、食料安全保障に関わる情勢の変化が生じている。世界の食料需給については、世界人口が増加し、食料需要も増加する一方で、気候変動による異常気象の頻発化や地政学的リスクの高まり等により、世界の食料生産・供給を不安定化させるリスクが高まっている。国内の農林漁業者の減少・高齢化は著しく進展しており、令和６年度の総合食料自給率は供給熱量ベースで38％、生産額ベースで64％と食料の多くを海外からの輸入に頼る状況にある。また、SDGsの達成に向けた取組の進展等、世界的に持続可能性に対する意識の高まりが見られる中、農業・食品産業に対しても、環境や生物多様性等への配慮・対応が社会的に求められている。

他方で、令和６年に改正された食料・農業・農村基本法第14条において、消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、消費に際して食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることとされており、消費者の日々の行動変容につながる食育の取組の強化が重要となっている。

このような食や農林漁業を取り巻く状況の変化等を踏まえ、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育むとともに、食料安全保障の確保にも資するよう、農林水産業の生産現場等に対する消費者の関心や理解を深め、行動変容を促す観点からも、国や地方公共団体による取組とともに、学校や企業、地域等を中心にボランティアをはじめとする食育の推進に携わる人材等の多様な関係者等と連携・協働し、食育の実効性を高め、あまねく全国でライフステージに応じた間断ない食育を国民運動として十分に展開することが重要である。

くわえて、食育の推進によって、日常の食は自身の健康とのつながりのみではなく、食料生産や地球環境と関係していることを、改めて国民が自覚し、社会全体としてそれらの調和を図りつつ、個人や社会全体の豊かさやウェルビーイング向上等につながるものと捉えていくことも必要である。

このため、食料安全保障の確保にも資する食育を推進し、「農林漁業教育」や「大人の食育」等を一層促進するために、食育基本法の一部を改正する法律が、令和８年５月27日に公布・施行された。

改正後の食育基本法の基本理念や基本的施策等を具体化し、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、令和８年度からおおむね５年間を計画期間とする第５次食育推進基本計画を作成する。

第１　食育の推進に関する施策についての基本的な方針

食育を推進することは、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことに資するとともに、国民の食生活が食に関する体験活動等を通じて自然の恩恵の上に成り立ち、農林漁業者をはじめとする食に関わる人々の様々な行動に支えられていることへの感謝の念や理解を深めることにつながるものであり、持続可能な社会の実現に向けた重要な取組である。

食育により、国民の健全で充実した食生活の実現や、その実現を支える地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保を図り、もって健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目指す。

本計画では、国民の健康や食、それらを支える農林水産業の生産現場等を取り巻く状況の変化等、食育をめぐる情勢を踏まえ、おおむね５年間、特に取り組むべき事項として、⑴学校等での食や農に関する学びの充実、⑵健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進、⑶国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大、を重点事項に定めて推進する。

また、国民に食育を定着させるために、特に情報発信の強化や取組の見える化、ＰＤＣＡサイクルによる施策の見直し・改善、行動変容に向けた機運の醸成、食育推進体制の整備等の取組等を推進するとともに、行政、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の関係する各主体が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進する。

１．重点事項

今後５年間に特に取り組むべき重点事項を以下のとおり定め、総合的に推進する。

⑴　学校等での食や農に関する学びの充実

子供への食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育むための基礎をなすものであるが、近年の家庭環境の変化等により、朝食を欠食する子供が増加傾向にあるなど、子供達の食生活の乱れやそれに伴う健康への影響が見られることから、児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養摂取による健康の保持増進を図ることが重要である。

また、食卓と生産現場の距離が広がる中で、生産者との関係性が希薄化し、農業等の生産現場の実態を知らない子供も増えていることから、子供の頃から食を支える農林漁業への理解が求められている。

さらには、家庭における共食の回数の減少等、家庭や地域での食育の推進や健全な食生活の実践が困難な場面が増えてきている中で、学校等が家庭や地域等と連携して、児童生徒の食に関する正しい知識の習得や望ましい食習慣の形成、生産現場に対する関心や理解を促すために食育を推進することが重要である。

このため、学校においては、栄養教諭を中核として、学校給食における地場産物等の活用等、地域の特色を生かした学校給食の実施等により、学校給食の時間や関連する教科等との連携を通じて、食生活の重要性等に関する指導を充実するほか、学校と家庭・地域との連携・協働の下、農林漁業体験等の「農林漁業教育」（食を支える農林漁業及びその関連産業についての理解と関心を深めるための教育）を実施する。また、実施に当たっては、食料安全保障や食料の合理的な価格の形成等の農林水産業の現場の課題や実情について、これまでの食料生産や食生活の動向、スマート農業をはじめとする農業技術等の進歩を踏まえた指導を行うなど、地域の状況等に応じて、理解や関心を深めるための様々な工夫を実施することが重要である。

⑵　健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

社会における高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸が国民的な課題であり、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、切れ目のない、生涯を通じた食育の推進により、健全な食生活を実践できる人間を育てることが重要である。また、消費生活に当たっては、食生活が自然の恩恵の上に成り立つことを認識し、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環が、生産現場等の環境へ与える影響等にも配慮する必要があり、持続的な生産・消費の実現に向けて消費者の主体的な取組を促すことも重要である。

しかし、単身世帯や共働き世帯の増加、働き方等のライフスタイルの多様化が進む中、食に関する経済性志向、簡便化志向も上昇傾向にあり、食生活の在り方は大きく変化している。幅広い世代において、栄養バランスの偏りや食習慣の乱れが見られるところであるが、特に若い世代においては、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の回数や野菜類・果物類の摂取量が少ないなどの課題がある。この世代では、進学や就職等のライフイベントを機に生活リズム等が変わり、食生活の乱れが生じやすいことも考えられる。このため、特に若い世代を中心に食や食生活を主体的に選択する世代を対象として、食や農林漁業への理解醸成と行動変容を促す「大人の食育」を推進していくことが重要である。

「大人の食育」の推進には、日々の消費活動を通じて消費者に直接働き掛ける民間企業等を巻き込んだ国民運動の展開等により、幅広い食育活動を促進する必要がある。このため、食品事業者（外食・中食事業者を含む。）等による食育活動や食生活の改善につながる商品の展開を推進するとともに、官民の幅広い連携・協働による新たな取組の展開等を促進する「官民連携食育プラットフォーム」の推進や、「食育実践優良法人顕彰」等による職場における従業員等への食育活動等の大人の消費者の行動変容を促す取組の推進を図る。

⑶　国民の食卓と生産現場の距離を縮める取組の拡大

国民が健全な食生活を送るためには、その基盤として将来にわたって食料の安定供給を確保する必要があり、生産現場等における持続可能な食料供給への取組等について理解を深め、食料の持続的な供給に資する行動変容に努めることが求められている。

しかし、首都圏を中心とした大都市圏への人口集中や都市化の進展が続き、さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、一時的に外出の抑制・自粛が余儀なくされたこと等により、国民の食卓と生産現場の距離が遠くなっていると考えられる。こうした中、「農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合」や「産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合」、「環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合」は近年、減少しており、生産現場に対する理解を深め、行動変容を促す取組の強化が必要である。

このため、生産現場への理解や、自然の恩恵や生産者への感謝の念を深め、国民の食卓と農業等の生産現場の距離を縮めることにつながる、農山漁村での宿泊体験を含む農林漁業体験機会の提供のほか、生産者と消費者が直接つながる取組等を推進する。また、これらの取組の推進とともに、「大人の食育」等の取組とも連携を図りながら、国産農産物や環境に配慮した農林水産物等、食料の持続的な供給に資する食品の選択等について行動変容を促す。

２．基本的な取組方針

⑴　国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成

「国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資すること」は、食育を推進する際の目的の要であり、食育に関するあらゆる施策は、これを踏まえて講じられるべきである。また、健康寿命の延伸という観点からは、肥満に加え、やせや低栄養の問題も起きていることや、生活習慣病の発症だけでなく、重症化の予防や改善も視野に入れる必要がある。

このため、健全な食生活の実践に向けて、栄養バランスの偏りや食習慣の乱れを改善するよう、引き続き取組の推進が必要である。

また、我が国では、様々な種類の食材が多様な形で加工・提供されるようになってきており、健全な食生活を自ら実践していくためには、食に関する知識や食品の選び方等も含めた判断力を国民一人一人が備える必要性が従来以上に高まっている。

健全な食生活に必要な知識や判断力については、年齢や健康状態、さらには生活環境によっても異なる部分があることに配慮しつつ、国民の生涯にわたる健全な食生活の実現を目指して施策を講ずる。

⑵　食に関する感謝の念と理解

世界の食料事情は、2024年には6.38億人から7.2億人が飢餓状態に直面したと推測されており、楽観視できない状況にある。このような世界の厳しい状況を理解し、食事ができることに感謝の念を持ちつつ、国内では大量の食料が食べられないまま廃棄されているという食料資源の浪費や環境への負荷の増加にも目を向ける必要がある。

これらを踏まえ、「もったいない」という精神で、食べ物を無駄にせず、食品ロスの削減に取り組むことは、食育の観点からも極めて大切である。

また、日々の食生活は、自然の恩恵の上に成り立ち、食べるという行為自体が貴重な動植物の命を受け継ぐことであることや、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環においては、農林漁業者をはじめとする食に関わる多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感できるよう、動植物の命を尊ぶ機会となるような様々な体験活動や適切な情報発信等を通じて、自然に感謝の念や理解が深まっていくよう配慮した施策を講ずる。

⑶　食育推進運動の展開

食育推進運動の展開に当たっては、国民一人一人が食育の意義や必要性等を理解するとともに、これに共感し、自ら主体的に食育を実践できるよう取り組む必要がある。

このため、国民や民間団体等の自発的意思を尊重し多様な主体の参加と協力を得ながら、産学官による連携や、文化、観光、環境、スポーツその他の各関連分野における施策とも連携等を図るとともに、デジタル技術を活用しつつ、効果的に国民運動を推進することを目指した施策を講ずる。

⑷　子供の食育における保護者、教育関係者等の役割

我が国の未来を担う子供への食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育んでいく基礎をなすものであり、子供の成長、発達に合わせた切れ目のない推進が重要である。

そこで、父母その他の保護者や教育、保育に携わる関係者等の意識の向上を図るとともに、相互の密接な連携の下、家庭、学校、保育所、地域社会等の場で子供が楽しく食について学ぶことができるような取組が積極的になされるよう教育基本法等に基づく関連施策と相まって施策を講ずる。

子供への食育を推進する際には、食の安全について理解を深め、望ましい食習慣を確立していく中で、食に関する感謝の念と理解、食品の安全性及び健康な食生活に必要な栄養に関する知識、社会人として身に付けるべき食事の際の作法等、食に関する基礎の習得について配意する。

また、社会環境の変化や様々な生活様式等、食をめぐる状況の変化に伴い、健全な食生活を送ることが難しい子供の存在にも配慮し、多様な関係機関・団体が連携・協働した施策を講ずる。

⑸　食に関する体験活動と食育推進活動の実践

食は観念的なものではなく、日々の調理や食事等とも深く結び付いている極めて体験的なものである。

このため、食との関係が消費のみにとどまることが多い国民が意欲的に食育の推進のための活動へ参加し、食生活の改善や食料の持続的な供給に資する物の選択に努めるなどの健全な食生活の実践に結び付けることができる能力を育むよう、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環を理解する機会や、食に関する体験活動に参加する機会を提供するなどの施策を講ずる。

その際は、体験活動を推進する農林漁業者、食品関連事業者、教育関係者等多様な主体により、家庭、学校、保育所、職場、医療・保健機関、福祉施設等の地域のあらゆる場所において、年齢等にかかわらずできるだけ多くの国民が体験活動への参加や、食育推進活動の実践ができるよう、関係機関・団体等との連携・協働した施策を講ずる。

⑹　我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料安全保障の確保への貢献

食をめぐる問題は、伝統的な食文化や食生活に見られるように、人々の精神的な豊かさと密接な関係を有しており、先人によって培われてきた多様な食文化を後世に伝えつつ、時代に応じた優れた食文化や豊かな味覚を育んでいくことが重要である。また、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環が環境へ与える影響に配慮する必要がある。

このため、我が国の伝統ある優れた食文化や地域の特性を生かした食生活の継承・発展、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等が図られるよう十分に配慮しつつ施策を講ずる。

その際、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環は多くの人々の様々な活動に支えられていることから、我が国の食料需給の状況及び食料の合理的な価格形成等について、十分理解するとともに、都市と農山漁村の共生と交流や生産者と消費者との交流を進め、消費者と生産者の信頼関係を構築していくことが必要であり、食料・農業・農村基本計画（令和７年４月11日閣議決定）も踏まえ、農山漁村の活性化と食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に資するよう施策を講ずる。

⑺　食品の安全性の確保等における食育の役割

食品の安全性の確保は、国民の健康と健全な食生活の実現に当たって基本的な問題であり、国民の関心は非常に高い。

また、食品の提供者が食品の安全性の確保に万全を期すだけでなく、食品を消費する立場にある国民においても、食品の安全性をはじめとする食に関する知識と理解を深めるよう努めるとともに、自分の食生活について、自ら適切に判断し、選択していくことが必要である。

このため、国際的な連携を図りつつ、国民の食に関する知識と食を選択する力の習得のため、食に関する幅広い情報を多様な手段で、国民が理解し、十分に活用できるよう提供するとともに、教育の機会を充実させるなど、行政や関係団体、国民等との間の情報・意見交換が積極的に行われるよう施策を講ずる。

第２　食育の推進の目標に関する事項

１．目標の考え方

食育基本法に基づく食育の取組を国民運動として推進するためには、国や地方公共団体をはじめ、多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して連携・協働して取り組むことが有効である。また、より効果的で実効性のある施策を展開していく上で、その成果や達成度を客観的な指標により把握できるようにすることが必要である。

このため、食育推進基本計画においては、国民運動として食育を推進するにふさわしい定量的な目標値を主要な項目について設定することとし、その達成が図られるよう基本計画に基づく取組を推進するものとする。

第５次食育推進基本計画においては、国民にとってのわかりやすさや重点事項に対応した食育の推進、第４次食育推進基本計画からの継続性の観点から、取組主体別に、①国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）、②地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）を分類して設定する。目標値は、第４次食育推進基本計画の目標値や現状値、推移の傾向等を考慮して設定し、関連する他の計画等で目標設定されている指標については、当該計画との整合性を図るため、同様に、目標値や目標年度を設定する。

また、少なくとも年１回、目標の達成状況の調査・公表、背景・要因等の分析、評価等により、必要に応じた施策の見直しと改善を図るなど、ＰＤＣＡサイクルに基づく取組を適切に実施する。

２．食育の推進に当たっての目標

⑴　国民一人一人が自ら実践する目標（個人目標）

(Ⅰ)　食育に関心を持つ

食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であり、そのためにはまず、より多くの国民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせない。このため、食育に関心を持っている国民の割合を指標とする。

具体的には、令和７年度は79.1％となっており、令和12年度までに90％以上とすることを目指す。

(Ⅱ)　家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図ることは、食育の原点である。共食を通じて、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え、習得する機会にもなり、取組を推進していくことが重要である。

また、家庭において、子供とその保護者が一緒になって早寝早起きや朝食をとること等を通じて、基本的な生活習慣づくりへの意識を高め、子供が生涯にわたって健全な心身を培い豊かな人間性を育んでいく基盤づくりを行っていくことが重要である。

このため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等の推進にも配慮しつつ、朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を指標とする。

具体的には、令和７年度は週8.6回となっており、令和12年度までに週10回以上とすることを目指す。

(Ⅲ)　朝食の欠食を減らす

朝食を毎日食べることは、栄養バランスに配慮した食生活や基本的な生活習慣を身に付ける観点から非常に重要であるため、朝食を欠食する子供の割合を指標とする。

具体的には、令和７年度に6.4％となっており、令和12年度までに５％以下とすることを目指す。

また、20歳代及び30歳代の若い世代は、朝食欠食の割合が依然として高く、加えて、次世代に食育をつなぐ大切な担い手でもあるため、朝食を欠食する若い世代の割合を指標とする。

具体的には、令和７年度は28.2％となっており、令和12年度までに25％以下とすることを目指す。

(Ⅳ)　栄養バランスに配慮した食生活等を実践する

生涯にわたって心身の健康を確保しながら、健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が栄養バランスに配慮した食事を習慣的にとることが必要である。このため、国民にとってもわかりやすく、食事全体における栄養バランスを表している「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事」を栄養バランスに配慮した食事の目安とし、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を１日２回以上ほぼ毎日食べている国民の割合を指標とする。

具体的には、令和７年度は36.1％となっており、令和12年度までに45％以上とすることを目指す。

また、生涯にわたって健全な心身を培うためには、若い世代から健全な食生活を実践することが必要なことから、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を１日２回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合を指標とする。

具体的には、令和７年度は23.8％となっており、令和12年度までに30％以上とすることを目指す。

あわせて、栄養バランスに配慮した食生活の実践を促すため、健康寿命の延伸を目指す「健康日本21（第三次）」の趣旨を踏まえ、栄養・食生活に関する目標として掲げられている、食塩摂取量、野菜摂取量及び果物摂取量の各平均値を指標とする。

具体的には、令和６年度はそれぞれ１日当たりの食塩摂取量の平均値9.6ｇ、野菜摂取量の平均値258.7ｇ、果物摂取量の平均値78.1ｇとなっており、「健康日本21（第三次）」と同様に、令和14年度までに、それぞれ１日当たりの食塩摂取量の平均値７ｇ、野菜摂取量の平均値350ｇ、果物摂取量の平均値200ｇとすることを目指す。

さらに、生活習慣病の予防や改善には、日常から望ましい食生活を意識し、実践することが重要である。しかし、エネルギーや食塩の過剰摂取に代表されるような栄養素等の偏り、朝食欠食等の食習慣の乱れ、それに起因する肥満、やせ、低栄養等、生活習慣病につながる課題はいまだ改善するまでには至っていない。

このため、生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践している国民の割合を指標とする。

具体的には、令和７年度は63.2％となっており、令和12年度までに70％以上とすることを目指す。

(Ⅴ)　ゆっくりよく噛んで食べる

国民が健やかで豊かな生活を送るには、口腔機能が十分に発達し、維持されることが重要である。健康寿命の延伸のために噛み方や食べる速さにも着目し、口腔の健康や口腔機能の獲得・維持・向上と関連させた食育が重要となっていることから、ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合を指標とする。

具体的には、令和７年度は46.2％となっており、令和12年度までに55％以上とすることを目指す。

(Ⅵ)　農林漁業体験を経験する

食に関する関心や理解の増進を図るためには、広く国民に農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供し、農林水産業についての意識や理解を深めてもらうことが重要である。特に、農林漁業体験を経験した子供は、食べ物を生産する現場をしっかり見たことにより、食べ物を大切にする意識や食べ物への関心を持つようになり、食べ残しが少なくなること等が報告されており、子供の頃の農林漁業体験は重要である。

国民の更なる食や農林水産業への理解増進を図る観点から、子供をはじめとした幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供を拡大していくことが必要である。

このため、農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合を指標にすることに加えて、実態をより適切に把握するため、農林漁業体験を経験した国民（本人）の割合を指標とする。

具体的には、世帯については、令和７年度は57.1％となっており、令和12年度までに60％以上、本人については、令和７年度は45.5％となっており、令和12年度までに50％以上とすることを目指す。

(Ⅶ)　生産現場等を意識して食品等を選ぶ

農林漁業者や農山漁村人口の著しい高齢化・減少及び耕地面積の減少という事態に直面する中、できるだけ多くの国民が我が国の農林水産業の役割を理解し、自らの課題としてその将来を考え、それぞれの立場から主体的に支え合う行動を引き出していくことが必要である。

このため、産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合を指標とする。例としては、地元産品や被災地の産品等自分が応援したい地域の産品、応援したい生産者を意識して選ぶことが想定される。

具体的には、令和７年度は66.0％となっており、令和12年度までに70％以上とすることを目指す。

また、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環において、温室効果ガスの排出、化学農薬・化学肥料の過剰投入、食品ロス等、地球の資源量や環境に与える影響を配慮しない生産や消費により環境への負荷が生じ得る。国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立つことを認識し、環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶことは、環境への負荷を減らし、持続可能な食料システム（フードシステム）の構築につながる。

このため、環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合を指標とする。例としては、化学農薬や化学肥料の使用を避けることを基本とした有機農産物・食品や輸入に伴う輸送に係る二酸化炭素の排出量が抑制される国産飼料を活用した畜産物、過剰包装でなくゴミが少ない商品等、環境への負荷をなるべく低減することに配慮した農林水産物・食品を選ぶことが想定される。

具体的には、令和７年度は57.1％となっており、令和12年度までに60％以上とすることを目指す。

(Ⅷ)　食品ロス削減のための行動をする

食品ロスは、年間約464万トン（令和５年度推計）発生していると推計されている。

持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに、「持続可能な生産消費形態を確保する」ことが掲げられ、「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」ことがターゲットとなるなど、食品ロス削減は国際的にも重要な課題であり、国民一人一人が食品ロスの現状やその削減の必要性について認識を深め、自ら主体的に取り組むことが不可欠である。

このため、食品ロスの削減の推進に関する法律に基づく食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針と同様に、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を指標とする。

具体的には、令和７年度は77.2％となっており、令和12年度までに80％以上とすることを目指す。

(Ⅸ)　食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する

健全な食生活の実現に当たっては、食品表示を活用した食品の選択や食中毒予防等に関する適切な調理・保管の方法等について基礎的な知識を持ち、その知識を踏まえて行動していくことが重要であり、食品の安全性に関して、基礎的な知識に基づき自ら判断する国民の割合を指標とする。

具体的には、令和７年度は68.6％となっており、令和12年度までに75％以上とすることを目指す。

⑵　地域等が主体となって取り組む目標（地域目標）

(Ⅰ)　学校給食における地場産物等を活用した食育に関する取組等を増やす

学校給食に地場産物や有機農産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念を育むほか、環境負荷の低減や地域農業の振興を図る観点からも重要である。このため、子供たちへの教育的な観点から、栄養教諭による地場産物等に係る食に関する指導の平均取組回数を指標とする。

具体的には、令和７年度の月14.1回から、令和12年度までに月15回以上とすることを目指す。

また、学校給食において都道府県単位での地場産物を使用する割合について、現場の努力を適切に反映するとともに、地域への貢献等の観点から、金額ベースを算出方法とし、その割合を現状値（令和７年度）から維持・向上した都道府県の割合を指標として、90％以上とすることを目指す。

くわえて、都道府県内において、当該都道府県産の農林水産物の供給が不足している場合にあっては、当該都道府県産に限らず国産の農林水産物を活用していくことも、我が国の自然や食文化、食料安全保障、自然の恩恵と農山漁村から都市に至るまで働く多くの人に支えられた食の循環等への関心を高めることができ、学校給食に地場産物を使用する目的に鑑みれば有効である。既に、学校給食における国産食材を使用する割合については、全国平均で令和７年度は90.0％と高い数値となっているが、政策目的の重要性に鑑み、引き続き、こうした高い数値を維持・向上することを目標とする。

具体的には、国産食材を使用する割合（金額ベース）を現状値（令和７年度）から維持・向上した都道府県の割合を指標として、90％以上とすることを目指す。

(Ⅱ)　地域等での共食の機会を増やす

近年では、高齢者の一人暮らし、ひとり親世帯等が増えるなど、様々な家庭環境や生活の多様化により、家族との共食が難しい人も増えている。家族との共食は難しいが、共食により食を通じたコミュニケーション等を図りたい人にとって、地域や所属するコミュニティ（職場等を含む）等を通じて、様々な人と共食する機会を持つことは重要である。

このため、地域等で共食したいと思う人が共食する割合を指標とする。

具体的には、令和７年度は70.1％となっており、令和12年度までに75％以上とすることを目指す。

(Ⅲ)　地域等で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承する取組を増やす

四季や地理的な多様性による特色を有し、地域の伝統的な行事や作法と結び付いた我が国の豊かで多様な食文化は、世界に誇ることのできるものである。しかし、近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、食の多様化により、日本の食文化の特色が徐々に失われつつある。「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコの無形文化遺産に登録され、その継承のため必要な措置をとることが重要である。

このため、伝統食材をはじめとした地域の食材を生かした郷土料理や伝統料理、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味、箸使い等の食べ方・作法等を対象として、地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合を指標とする。

具体的には、令和７年度は48.8％となっており、令和12年度までに55％以上とすることを目指す。

また、地域や家庭で受け継がれてきた郷土料理を調理し、様々な場面で食べることにより、将来にわたり、料理や味、食文化を次世代へ着実に継承していくことが重要であることから、郷土料理や伝統料理を月１回以上食べている国民の割合を指標とする。

具体的には、令和７年度は54.7％となっており、令和12年度までに60％以上とすることを目指す。

(Ⅳ)　食育の推進に関わるボランティア等の人材の数を増やす

食育を国民運動として推進し、国民一人一人の食生活において実践してもらうためには、食生活の改善等のために全国各地で国民の生活に密着した活動に携わる食生活改善推進員等のボランティアが果たしている役割は重要である。

一方、人口減少や高齢化の進行により、ボランティアの数は減少しており、ボランティアをはじめとする食育の推進に携わる人材による活動の活発化に向けた環境の整備等が必要である。

このため、食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数を指標とする。

具体的には、令和６年度は30.3万人となっており、令和12年度までに31万人以上とすることを目指す。

(Ⅴ)　推進計画を作成・実施している市町村を増やす

食育を国民運動として推進していくためには、全国各地でその取組が推進されることが必要であり、食育基本法においては、都道府県及び市町村に対して、食育推進計画を作成するよう努めることを求めている。

いまだに食育推進計画が作成されていない市町村があることから、食育推進計画を作成・実施している市町村の割合を指標として、100％とすることを目指す。

食育推進計画を作成・実施している市町村については、その効果的な実施に資するよう、食育推進計画の見直し状況や取組状況等の把握に努める。

第３　食育の総合的な促進に関する事項

１．家庭における食育の推進

⑴　現状と今後の方向性

食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきた。

家庭においては、基本的な生活習慣づくりへの意識を高め、生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うことが重要である。

また、家庭での共食は食育の原点であり、食を楽しみ、家族とのつながりを大切にする食育を推進していくことが重要である。家族との共食については、全ての世代において、家族とコミュニケーションを図る機会の一つである等、重要と考えられている一方で、若い世代において共食の頻度は少ない傾向にあり、「家族と生活リズムが異なる（食事の時間が合わない）ため」、「朝食を食べないため」等がその理由として挙げられている。

くわえて、朝食を食べる習慣には、規則正しい就寝・起床等の基本的な生活習慣による影響が考えられ、子供の朝食摂取については、家族が朝食を食べる習慣がないことによる影響も考えられる。

さらに、家族構成の変化や働き方等のライフスタイルの多様化により、家庭での健全な食生活を実践することが困難な場面が増えていることも踏まえつつ、食育活動を通じて学んだことが家庭で共有されること等により、家庭においても食育に関する理解が進むよう、引き続き取組を行うことが必要である。

特に子供にとっては、保護者の影響が大きいため、保護者参加型の学習機会や体験活動等の子供と保護者が一緒になって行動を促すような取組や、「大人の食育」の一環として保護者への食育の取組と相まって推進していくことが重要である。

また、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（以下「成育基本法」という。）及び成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下「成育医療等基本方針」という。）等を踏まえ、引き続き、妊産婦や乳幼児に対する栄養・食生活の支援を行うことが重要である。

⑵　取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

（子供の基本的な生活習慣の形成）

家庭において、朝食をとることや早寝早起きを実践すること等、子供の基本的な生活習慣づくりを行うことが重要である一方、個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として捉えることが重要である。子供の基本的な生活習慣づくりや生活リズムの向上に向けて、地域、学校、企業を含む民間団体等が家庭と連携・協働し、子供とその保護者が一緒に生活習慣づくりの意識を高め、行動するための取組を推進する。

また、乳幼児期を含む子供の頃からの基本的生活習慣づくりに資するよう、科学的知見を踏まえながら、子供の生活習慣や食育に関する保護者の意識の醸成を図るための周知を行うとともに、優れた「早寝早起き朝ごはん」運動の推進に係る文部科学大臣表彰、保護者向け啓発資料の作成等をはじめとする「早寝早起き朝ごはん」国民運動、「健やか親子21」等により全国的な普及啓発を推進する。

特に、生活圏の拡大や行動の多様化等により生活リズムが乱れやすい環境にある中高生以上への普及啓発を推進する。

（望ましい食習慣や知識の習得）

子供が実際に自分で料理を作るという体験を増やしていくとともに、親子料理教室等による食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会を提供する活動を推進する。

また、地域の多様な人材も活用しつつ、学校等を通じて、保護者に対する食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めるとともに、各地域で実施している食育に関する保護者向けプログラムをはじめとした様々な家庭教育に関する情報をホームページに掲載し、地域の実情に応じた様々な学習機会等での活用を促す。

さらに、栄養教諭の食に対する高い専門性を最大限生かすとともに、学校はもとより、スクールソーシャルワーカー等、福祉の専門性を有する者とも積極的に連携を行いながら、貧困家庭やひとり親家庭等、様々な困難を抱える児童生徒の家庭に対しても、食に関する支援や働き掛けを行っていく。

くわえて、知識の習得の場として国が進めるプレコンセプションケアの概念に基づく取組を活用し、栄養バランスの取れた食事や子供の適正な体重管理が将来に及ぼす具体的な影響等の周知を行い、健康管理につながるよう働き掛ける。

（妊産婦や乳幼児に対する食育の推進）

妊娠期や授乳期においても、健康の保持・増進を図ることは極めて重要である。妊産婦の望ましい食生活の実現に向けて、各種指針やガイドライン等を活用した食育の取組を推進する。

また、乳幼児期は成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期であることから、授乳や離乳の支援に関する基本的な考え方等を示したガイドラインを活用した食育の取組を推進する。

さらに、成育基本法及び成育医療等基本方針を踏まえ、成育過程（出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の段階を経て、大人になるまでの一連の成長の過程）にある者及び妊産婦に対する食育を推進する。あわせて、疾病や障害、経済状態等、個人や家庭環境の多様性を踏まえた栄養指導や市町村等における乳幼児等を対象とした健康診査や各種教室等における食育の取組等による母子保健の取組を推進する。

（子供・若者の育成支援における共食等の食育推進）

様々な子供・若者の育成支援に関する行事、情報提供活動等において、食育への理解を促進する。

特に、家族や友人等と一緒に食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る共食を推進するとともに、食に関する学習や体験活動の充実等を通じて、家庭と地域等が連携した食育を推進する。

（多様な生活に対応した食育の推進）

食事を通じて、家族や仲間等、人とのコミュニケーションを図ること、また食事づくりに参加して、食生活に関する知識や技術を身に付けながら、おいしい食事を整えて食べること等により、食事の楽しみが深まることが期待される。

このような観点も踏まえて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が推進されていることや働き方・暮らし方の変化による多様な生活やライフステージに対応しつつ、家族等との共食や調理等を通じて、コミュニケーションを図るとともに、栄養バランス、食文化、食品ロスの削減等、食に関する意識を高めることにつながるよう食育を推進する。

２．学校、保育所等における食育の推進

⑴　現状と今後の方向性

家庭環境や社会状況の変化等に伴い、家庭や地域で健全な食生活の実践が困難な場面が増えており、また、子供たちの食の乱れや健康への影響が見られ、農業等の生産現場の実態を知らない子供が増えていることから、学校、保育所等には、家庭や地域等と連携して、子供への食育を進めていく場として大きな役割を担うことが求められている。例えば、様々な学習や体験を通し、食料の生産から消費等に至るまでの食の循環を知り、自然の恩恵として命をいただくことや食べ物が食卓に届くまでの全ての人に感謝する気持ちを育むことは重要であり、農林漁業体験の機会の提供等を通じた食育の推進に努めることが求められている。

学校においては、学童期、思春期における食育の重要性を踏まえ、一定の指導が行われるよう、全国の学校において、改正後の食育基本法の趣旨を踏まえ、食に関する指導に係る全体計画を作成し、それに基づき、給食の時間はもとより、各教科等の時間における指導や、農林漁業体験の機会の提供等をはじめとする「農林漁業教育」を推進することで、積極的に食育の推進に努め、子供たちの食や農林漁業に対する関心や理解を、食を営む力として評価していくことが求められている。なお、指導に当たっては、今後改訂が予定されている学習指導要領の内容を踏まえ、国において体系的な食に関する指導の方向性を示した上で、各学校等の状況を考慮して実施することが必要である。その際、全国的な取組状況を把握し、評価・分析の上、その結果を周知することも重要である。

学校給食は、子供たちの食に関する理解を深めるための「生きた教材」として、重要な役割を果たすものであり、学校給食の目標を踏まえ、多様な食品を適切に組み合わせて、子供が各栄養素をバランス良く摂取しつつ、関心を持ちながら様々な食に触れることができる機会とするとともに、地場産物や有機農産物の活用等により、効果的な食育を推進していくことが求められる。また、令和８年４月から公立小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減が行われているところ、関係省庁が連携して、栄養水準の確保や地産地消の推進等、給食の質の向上に向けた取組を推進することも必要である。

地場産物や有機農産物の活用に当たっては、学校給食に使いやすい農産物の調達に向けた関係者間の事前の調整が必要となるほか、農産物の安定的な生産・供給に関する課題等も存在しており、学校給食関係者と農林漁業関係者等との連携を深めること等が重要である。

保育所等においては、就学前の子供が望ましい食習慣を定着させるとともに、食に関する体験を積み重ねていくことができるよう、家庭や地域等と連携した食育の推進が重要である。

⑵　取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

（食に関する指導の充実）

学校においては、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動はもとより、それ以外の各教科等においてもそれぞれの特質に応じ、学習指導要領や本計画に基づき、学校教育活動全体を通じて主体的に行動できる子供を育成するための食育を組織的・計画的に推進する。

学校における食に関する指導が充実するよう、地方公共団体に対して、食に関する指導の状況について調査及び情報の提供等適切な支援を行う。

栄養教諭は、学校の食に関する指導に係る全体計画の策定、教職員間や家庭との連携・調整等において中核的な役割を担う職であり、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員であり、栄養教諭を中核として、関係者が連携した体系的・継続的な食育を推進する。

全ての児童生徒が、栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導を等しく受けられ、食育の充実が図られるよう、栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行に引き続き努める。また、地域による栄養教諭配置状況の格差を解消すべく、新規採用や学校栄養職員からの速やかな移行等により、一層の配置を促進する。さらに、栄養教諭がその能力を最大限発揮し、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして行うために、栄養教諭の育成とその資質能力の向上を推進する。

学校教育活動全体で食育の推進に取り組むためには、各学校において食育の目標や具体的な取組についての共通理解を持つことが必要である。このため、校長や他の教職員への研修の充実や食育教材の改訂等、学校関係者の意識を向上し、全教職員が連携・協働した食に関する指導体制を充実するための取組を促進する。食に関する指導や研修等においては、食料安全保障や食料の合理的な価格の形成、食品ロスの削減等の様々な課題に対しても理解が深まるよう実施する。

また、各学校においては、食に関する指導の時間が十分確保されるよう、今後改訂が予定されている学習指導要領の内容を踏まえた体系的な食に関する指導の方向性を基に、食に関する指導に係る全体計画を見直し、各学校等の状況を考慮して実施する。

くわえて、効果的な食育の推進を図るために、各地域において、校長のリーダーシップの下、栄養教諭を中核として、学校、家庭、ＰＴＡ、関係団体等が連携・協働した取組を推進するとともに、その成果を広く周知・普及する。

（学校給食も活用した食に関する指導の充実）

児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養の摂取に加え、関心を持ちながら食事をすることによって心身の健康の保持増進が図られるよう、引き続き、魅力あるおいしい給食となるよう食品構成や彩りに配慮するとともに、十分な給食の時間の確保を促し、窒息や誤嚥事故防止のほか、口腔の健康や口腔機能の獲得・維持・向上のためにも、ゆっくりよく噛んで食事をするなどの食べ方に関する指導を実施するなど、学校給食及び栄養教諭等による食に関する指導の充実を図る。その際、特別支援学校においては、その教育の目的を踏まえ、幼児児童生徒の障害の状態等を的確に把握した上で、関係する教職員や医療機関等とも連携しながら、適切に食に関する指導を実施するよう留意する。

また、各教科等の農林水産業や環境、健康等を含む食に関する指導と学校給食を「生きた教材」として関連付け、食育を効果的に推進する。

さらに、学校給食への地場産物や有機農産物の活用は、食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動の上に成り立っていることについて、児童生徒の理解や関心を深め、感謝の心を育むなどの教育効果のほか、環境負荷の低減や地域の活性化等、多様な効果が期待されるため、その推進に当たっては、市町村が中心となり、食材需要に対応できる生産供給体制の構築等の供給者側の取組並びに地域の実情を踏まえた学校設置者及び学校等の取組の双方が密接に連携・協働することが必要である。そのため、給食現場と生産現場の互いのニーズを調整する「地産地消コーディネーター」の養成や各地域への派遣等、生産側と学校側の連携・協働を推進するための取組を引き続き行うとともに、課題や対応策、先進的な事例等を含め、多様な優良事例の横展開を図る。くわえて、地場産物や有機農産物の活用や郷土料理等の導入の促進により、食料安全保障や生産現場における環境負荷低減、生物多様性の保全、伝統的な食文化等に関する学びを含めた食に関する指導の先進事例の創出とその周知を図る。

くわえて、食育を目的として政府備蓄米の交付制度の周知や活用も図りつつ、引き続き米飯給食を着実に実施する。また、国産小麦を活用したパン・麺等、児童生徒が多様な食に触れる機会に配慮する。さらに、世界の食文化等についても理解を深めることができるよう配慮する。

くわえて、学校給食の一層の充実を図るため、関係各省と連携しながら、全国学校給食週間に係る取組の充実を図る。

（食育を通じた健康状態の改善等の推進）

栄養教諭は、学級担任、養護教諭、学校医、学校歯科医等と連携して、保護者の理解と協力の下に、児童生徒への指導において、やせや肥満が心身の健康に及ぼす影響等、健康状態の改善等に必要な知識を普及するとともに、偏食のある子供、やせや肥満傾向にある子供、食物アレルギーを有する子供、スポーツをしている子供等に対しての個別的な相談指導を行うなど、望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進する。

（「農林漁業教育」の実践）

食卓と農業等の生産現場の距離が広がる中で、生産者と消費者の関係が希薄化し、農業等の生産現場の実態を知らない子供が増えていることから、子供の頃から、食料安全保障、食料の合理的な価格の形成等の課題や実情を含む食を支える農業等への理解が重要であるため、「農林漁業教育」その他必要な施策を推進する。また、指導の充実に向けて、食育の体系的な整理や栄養教諭をはじめとする教員研修の充実、農政部局や関連団体と学校・教育委員会との連携により、学校教育を理解し、円滑に協力できる農林漁業者等の地域人材の掘り起こし・活用等を進める。さらに、総合的・計画的な「農林漁業教育」の全国展開に向けて、先進事例の創出やその周知を行うとともに都市と農山漁村の共生と交流の促進を図る。また、特に学校における農林漁業体験等が促進されるよう、体験効果や課題等の整理や周知を行う。

さらに、地方公共団体による取組を促進するために、都道府県及び市町村食育推進計画や食に関する指導に係る全体計画等に教育関係者、農林漁業者等の連携による体制の整備や、「農林漁業教育」を推進する旨を位置づけるよう、情報の提供等適切な支援を行う。

（就学前の子供に対する食育の推進）

乳幼児期は成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期である。就学前の子供が、成長や発達に応じて、健康な生活を基本とし、望ましい食習慣を定着させるとともに、食に関する体験を積み重ねていくことができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等において、保護者への情報提供、相談支援や地域の多様な関係者との連携・協働により子供一人一人の発育や発達に適した食に関する取組を推進する。その際、子供の発達に応じ、窒息や誤嚥の防止等の食に関する安全面にも十分配慮する。

幼稚園、保育所、認定こども園においては、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、食育を教育及び保育の一環として位置付け、園長や施設長、幼稚園教諭・保育士・保育教諭、栄養士・栄養教諭、調理員等が連携して食育の計画を作成し、各施設の特性に応じた創意工夫の下で取り組むこととしている。その際、子供の食生活の実情に配慮し、和やかな雰囲気の中で幼稚園教諭・保育士・保育教諭や他の子供と食べる喜びや楽しさを味わったり、様々な食べ物への興味や関心を持ったりするなどし、食の大切さに気付き、進んで食べようとする気持ちが育つようにすることが重要である。

また、特に保育所及び認定こども園においては、「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」を活用すること等により、食事の提供や食育の取組が実施されるよう努め、食に関わる保育環境についても配慮するとともに、その人的・物的資源を生かし、在籍する子供及びその保護者のみならず、地域における子育て家庭からの乳幼児の食に関する相談への対応や情報提供等に努めるほか、地域の関係機関等と連携しつつ、積極的に食育を推進するよう努める。

くわえて、地域の多様な関係者が連携・協働し、親子で学ぶ機会を提供するなど保護者への啓発や、地域における食に関する体験活動等の取組も含め、引き続き、就学前の子供に対する食育を推進する。

３．地域における食育の推進

⑴　現状と今後の方向性

心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、人生の各段階に応じた一貫性・継続性のある食育を推進することが求められる。

日本人の最大の死亡原因となっている生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸する上では健全な食生活が欠かせない。生活習慣病の予防及び改善や健康づくりにつながる健全な食生活の実践に向けた行動変容を促すには、家庭、学校、保育所、生産者、企業等と連携・協働しつつ、地域における食生活の改善が図られるよう、適切な取組を行うことが必要である。

食品関連事業者等の企業が社会貢献事業にとどまらず、本業と関係が深いところで食育の推進を実現し、自社の持続的発展にもつなげるＣＳＶ（Creating Shared Value：共通価値の創造）としての取組も見られる。健全な食生活の実践に資する商品や情報の提供等、消費者への働き掛けにおいて、特に企業の役割は重要である。このため、官民連携食育プラットフォームによる官民の幅広い連携・協働の取組等を通じて、「大人の食育」を推進する。また、様々な機会を捉えて、「大人の食育」の推進をすることが求められるが、推進に当たっては、食を取り巻く環境や現代の食生活の課題、年代別の特徴等を踏まえた取組を行うことが重要である。さらに、企業において、国際的な動向を踏まえ、環境負荷低減やフェアトレードの確保に関する取組も見られ、こうした点への理解を促す視点も必要である。くわえて、家庭や学校等における食育と連続性のある取組が求められる。

様々な家族の状況や生活の多様化により、家庭での共食が困難な人にとっては、地域等での共食の機会を持つことは重要であり、共食は、食を通じたコミュニケーション等を図ることができるほか、健康な食生活や規則正しい食生活等と関係があること等のメリットがある。地域における共食の場の整備は、このような食育の観点のほか、多様な居場所づくりや円滑な食品アクセスの確保等の観点からも、取組を推進する。

くわえて、近年多発する大規模災害に対する備えの観点から、災害等に備えた食育の推進が必要となっている。

⑵　取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

（「食育ガイド」等の活用促進）

「食育ガイド」や「食事バランスガイド」について、食をめぐる環境の変化等も見据え、国民一人一人が自ら食育に関する取組を実践できるよう、食を取り巻く環境や現代の食生活の課題の変化等も踏まえ、関係機関や関係団体はもとより、家庭や学校、小売や外食、職場等を通じて国民への普及啓発に努める。

また、国民の食生活の改善を進めるとともに、健康増進や生活の質的向上、食料の安定供給の確保を図るための指針として公表した「食生活指針」について、引き続き普及啓発を進める。

（健康寿命の延伸につながる食育の推進）

「健康日本21（第三次）」の推進や食生活改善普及運動等により、生活習慣病の予防及び改善、健全な食生活の実現並びに健康づくりのための身体活動の実践につながる食育を推進する。

特に、20歳以上の糖尿病が強く疑われる者及び可能性が否定できない者は約1,800万人と推計されていることから、肥満症の予防を含む生活習慣病の発症予防及び重症化予防も重要である。糖尿病については、ひとたび発症すると治癒することはなく、症状が進行すると腎臓の障害等の様々な合併症を引き起こし、生活の質（ＱＯＬ）を低下させることから、日頃より、適切な食事管理を中心とした取組を推進する。あわせて、肥満症及びやせの予防のため、適正体重の維持に向けた取組についても進める。

また、減塩は血圧を低下させ、結果的に循環器疾患を減少させると考えられる。日本人の食塩摂取量は減少傾向にあるが、ほとんどの人は必要量をはるかに超える量を摂取していることから、引き続き、食塩摂取量の減少に向けた取組を推進する。

くわえて、「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」において、減塩を軸に、健康に資する食育に対しての無関心層への啓発を含め、適切な栄養・食生活情報の提供方法の開発等、自然に健康になれる食環境づくりを、産学官等が連携して推進する。

「野菜を食べようプロジェクト」、「毎日くだもの200グラム運動」、その他生産者団体が行う消費拡大策やそれにつながる生産・流通支援、「スマート・ライフ・プロジェクト」等の取組を通じて、減塩及び野菜や果物の摂取量の増加を促進する。

食育を通じて、生活習慣病の予防等や健康寿命の延伸を図るため、保健所、保健センター等の多様な場所において、管理栄養士・栄養士が医師や歯科医師等と連携・協働し、食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、市町村が行っている健康診断等の場面も活用して、一人一人の健康状態に応じた栄養指導等の充実を図る。

また、複数の学会による民間認証である「健康な食事（スマートミール）・食環境」認証制度の活用等、外食や中食でも健康に資する食事の選択がしやすい食環境の整備のために、食品関連事業者や消費者に対して周知を図る。

さらに、「栄養ケア・ステーション」等の民間主導の取組や、食生活改善推進員や食育ボランティア等の活動を推進する。

（栄養バランスに優れた日本型食生活の実践の推進）

高齢化が進行する中で、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、関係府省庁が、地方公共団体等と連携しつつ、食育を推進する。

ごはん（主食）を中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、お茶等多様な副食（主菜・副菜）等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進するため、内容やメリット等をわかりやすく周知し、誰もが気軽に取り組めるよう普及啓発に努める。

特に米については、国内で自給可能な唯一の穀物であり、その消費拡大は、ひいては、我が国の食料安全保障にも資するものである。こうした認識の下、引き続き、米に関して企業等と連携した消費拡大運動を進める。

あわせて、「農林漁業教育」等の学校教育をはじめとする様々な機会を活用し、関連分野の事業者等とも連携しながら、幅広い世代に対する農林漁業体験の機会の提供を一体的に推進し、食や農林水産業、我が国の食料安全保障への国民の理解を増進する。

（官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」の推進）

官民連携食育プラットフォームにおいて、会員企業等を中心に事業者間及び官民が連携した取組を推進することにより、食や農に対する大人の消費者の理解醸成と行動変容の促進を図る。

具体的には、朝食の欠食や栄養バランスを欠いた食生活、生産現場を知らない人の増加等の現代の食生活に関する課題の解決に向け、各種プロジェクト活動を実施するとともに、大学や地域等へ働き掛け、官民が連携・協働した新たな取組の展開を促進する。

また、事業者間及び官民の連携により、共通のロゴやキャッチフレーズを活用した効果的な情報発信を行うとともに、勉強会や交流会の開催を通じて、食育活動の高度化や新たな連携の形成を図る。

さらには、プロジェクト活動その他の食育活動の効果や成果を可視化するなど消費者にも分かりやすい発信や、参画企業が自社の取組を対外的に発信できる機会の提供等を実施する。また、食育実践優良法人顕彰の認定企業等の食育の取組に関心が高い企業や多様な業種の企業の参画を促し、幅広い消費者への取組を進める。

このような取組を通じて、企業の参画意義を高め、官民連携食育プラットフォームを事業者間及び官民連携による試行・展開の場として、先進的な取組の創出と横展開を促進し、「大人の食育」の推進を図る。

（食品関連事業者等による食育の推進）

食品関連事業者等は、様々な体験活動の機会の提供や、健康に配慮した商品やメニューの提供等に、「生活習慣病予防その他の健康増進を目的として提供する食事について（目安）」等も活用しつつ、積極的に取り組むよう努める。あわせて、地域の飲食店や食品関連事業者等の連携を通じて、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事や地域の食文化を反映させた食事を入手しやすい食環境づくりに取り組むよう努める。

また、官民連携食育プラットフォーム等とも連携して、食品関連事業者等は、消費者に対して、食生活改善につながる表示や商品・サービスの提供・見える化、生産者や産地等の情報も含めた食に関する情報提供、工場・店舗の見学、調理体験、農林漁業体験、出前授業の開催等の多様な取組を行うことを推進する。

くわえて、「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」を踏まえた健康支援型配食サービスの推進により、地域高齢者の低栄養やフレイル予防に資する効果的・効率的な健康支援につなげ、高齢者等に向けた健康な食事の普及を図る。また、介護食品の普及促進に努める。

さらに、国産農林水産物等を活用した介護食品等の開発支援やスマイルケア食等の普及促進に努める。

また、野菜や果物の摂取を促すため、カットされた野菜や果物等の需要拡大に向けて、加工設備への支援を行い、とりわけ摂取量の少ない食べていない人が手に取りやすい食環境づくりに取り組む。

これらの活動を支援するため、国及び地方公共団体において必要な情報提供等を行う。

（職場における従業員等の健康に配慮した食育の推進）

従業員等が健康であることは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に企業の業績向上につながると期待されている。

従業員等の健康管理に資する健康経営が広がっていることも契機とし、企業の経営層がコミットした職場の食環境整備が進むよう、関係者と連携・協働を深め、健康づくりに取り組む企業への支援が広がるよう、必要な情報提供を行う。

また、官民連携食育プラットフォームの下で食育実践優良法人顕彰を実施し、従業員に対し、朝食や栄養バランスに配慮した食事の提供やアプリ等を活用した食事管理等、食生活改善に向けた取組とその評価を行っている企業を顕彰し、もって企業内の活力向上及び優良な取組の横展開を図る。

さらに、食事支給を通じた従業員の食環境の充実に取り組む。

（若い世代に関わる食育の推進）

栄養バランスに配慮した食生活の実践について、若い世代はその他の世代よりも割合が低く、男性は将来の肥満が懸念されることや女性はやせの者が多い等、食生活に起因する課題が多い。

このような状況を踏まえ、若い世代が食育に関心を持ち、自ら食生活の改善等に取り組んでいけるよう、マスコミ及びインターネット、ＳＮＳ等も活用して、若い世代に対して効果的に情報を提供するとともに、地域等での共食によるコミュニケーション等を通じて、食に関する理解や関心を深められるように食育を促進する。

また、大学生等を中心に食と健康、食の生産現場に関する多様な学びを提供する取組を促進する。

さらに、地方公共団体・企業・教育機関等において、性別を問わず性や健康の正しい知識を普及し、健康管理を促す「プレコンサポーター」を活用しながら、若い世代がプレコンセプションケアの概念を理解し、適切な栄養・食生活を含む生活習慣や健康管理の知識を習得できる機会を増やす。

（高齢者に関わる食育の推進）

高齢者には、オーラルフレイル等の咀嚼能力の低下や、消化・吸収率の低下、運動量の低下に伴う摂取量の低下等の課題がある。特に、これらは個人差が大きく、高齢者の多くが何らかの疾患を有しているという特徴が挙げられることから、年齢だけでなく、個人の状態に応じた取組を推進することが重要である。

健康寿命の延伸に向けて、高齢者に対する食育の推進においては、個々の高齢者の特性に応じて生活の質（ＱＯＬ）の向上が図られるように食育を推進する必要がある。また、増大する在宅療養者に対する食事支援等、地域における栄養ケアサービスの需要増大に対応できるよう、管理栄養士の人材確保等に取り組む。

くわえて、高齢者の孤食に対応するため、他の世代との交流も含めた地域ぐるみの様々な取組が促進されるよう、優良事例の紹介等の情報提供を行う。

さらに、地域の共食の場等を活用した、適切な栄養管理に基づく健康支援型配食サービスを推進し、地域高齢者の低栄養・フレイル予防にも資する、効果的・効率的な健康支援につなげる。

（歯科保健活動における食育推進）

健康寿命の延伸には、健全な食生活が大切であり、よく噛んでおいしく食べるためには口腔機能が十分に発達し維持されることが重要である。このため、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）（歯・口腔の健康づくりプラン）を策定し、摂食・えん下等の口腔機能について、ライフステージごとの特性及びライフコースアプローチを踏まえた、乳幼児期における機能獲得から高齢期における機能の維持・向上等、生涯にわたる歯と口腔の健康づくりを通じた食育を推進している。その指標として、12歳児でう蝕のない者の割合が90％以上の都道府県数、80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合、さらには50歳以上における咀嚼良好者の割合等を設定している。

具体的には、80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020（ハチマル・ニイマル）運動」の推進等による良好な歯の保持に向けた取組だけでなく、生涯を通じて「よく噛んでおいしく食べる」ための口腔機能管理等の推進がより重要であることから、ひとくち30回以上噛むことを目標とした「噛ミング30（カミングサンマル）」等の取組を推進してきている。その成果も見られ、現在では80歳で20本以上の歯を保つ高齢者は約６割に達している。乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた口腔機能の獲得・維持・向上に向けた「口腔健康管理」の取組等、地域における歯と口腔の健康づくりのための食育を、関連する分野とも連携しながら一層推進する。

（専門的知識を有する人材の養成・活用）

国民一人一人が食に関する知識を持ち、自らこれを実践できるようにするためには、食育に関し、食と文化や社会、環境との関係も含め、食を取り巻く状況の変化等の時代に即した専門知識を備えた管理栄養士、栄養士、調理師、専門調理師等の活躍が期待される。こうした専門職の養成を担う大学、短期大学、専門学校等の役割は重要であり、食材の価値を高めることや食材の生産と消費をつなぐことを含め、食育の推進に向けてその多面的な活動が推進されるよう卒前、卒後教育に取り組む。

また、地域において、食育の推進が着実に図られるように、都道府県や市町村における管理栄養士等の配置を推進するとともに、高度な専門性を発揮できる管理栄養士の育成を図る。

あわせて、食生活に関する生活習慣と疾患の関連等、医学教育の充実を推進するとともに、適切な食事指導、ライフステージに応じた食育の推進等、歯学教育の充実を図る。

（貧困等の状況にある子供に対する食育の推進）

こども大綱に基づき、貧困の状況にある子供・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないようフードバンクやこども食堂等と連携し、朝食を含む子供の食事・栄養状態の確保、食育の推進に関する支援を行う。

また、多様かつ複合的な困難に直面している子供たちに対し、既存の福祉・教育施設に加え、地域にある多様な場所を活用して、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設けるなどの取組を通じて、支援を必要とする子供を早期に発見し、行政等の適切な支援につなげる仕組みをつくることにより、子供に対する地域の支援体制を強化する。

さらに、「こどもの未来応援国民運動」において、民間資金による基金の活用等を通じて、貧困の状況にある子供たちに食事の提供等を行うこども食堂等を含むＮＰＯ等に対して支援等を行う。

くわえて、経済的に困難な家庭への食品等の提供や子供の居宅を訪問するなどして子供の状況把握・食事の提供等を行う、こども宅食等の取組に関する支援を実施する。

（地域における共食の推進）

高齢者の一人暮らしやひとり親世帯等が増えるなど、家庭環境や生活の多様化により、家族との共食が難しい場合があることから、地域において様々な世代と共食する機会を持つことは、食の楽しさを実感するだけでなく、食や生活に関する基礎を伝え習得する観点からも重要である。

このため、食育推進等の観点から、地域における共食の意義や効果を発信するとともに、こども食堂や通いの場等、地域での様々な共食の場づくりの支援等を通じて、地域での共食を希望する人が安心して参加できる環境づくりを進めるため、国及び地方公共団体は必要な情報提供及び支援を行う。

（災害時等に備えた食育の推進）

近年、頻度を増す大規模災害等に備え、防災知識の普及は重要である。

国の物資支援による食品の提供や、地方公共団体、民間企業等における食品の備蓄に加え、家庭での取組も重要であり、普及啓発を推進する。

また、家庭においては、水、熱源、主食・主菜・副菜となる食品等を最低でも３日分、できれば１週間分程度備蓄する取組を推進する。主に災害時に使用する非常食のほか、ローリングストック（普段の食品を少し多めに買い置きし、消費した分を補充する方法）による日常の食品の備蓄を行い、各家庭に合った備えをするよう情報発信を行う。特に、災害時には、物流機能が停滞する可能性もあることから、高齢者をはじめ、食べる機能が弱くなった方、食物アレルギーを有する方等に配慮した食品を備えておくことが重要である。

くわえて、栄養バランスへの配慮や備蓄方法等、災害時の食の備えの重要性について、家庭のみならず、学校教育の現場、食品小売店等においても、必要な知識の普及啓発を推進する。

さらに、災害時等に食料の供給が不足する又はおそれのある場合に、消費者の不安による過度な買いだめや買い急ぎが発生することを防止することが必要である。そのため、消費者が特定の情報に依拠して極端な購買行動を行わないよう、過度な買いだめの防止の呼び掛けを積極的に行う。

地方公共団体は、被災者が災害発生時も健全な食生活を実践できるよう、家庭における食品の備蓄について普及啓発を行うほか、災害時の栄養・食生活支援に関して、その体制や要配慮者への支援体制等に関する地域防災計画への記載やマニュアルの整備等を通じ、関係者が共通の理解の下で取り組めるよう努める。

４．食育推進運動の展開

⑴　現状と今後の方向性

食育の推進に当たっては、今後とも国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る多様な関係者や食育に新たな広がりをもたらす多方面の分野の関係者が主体的かつ多様に連携・協働して、多様な食育推進運動を国民的な広がりを持つ運動として全国的に展開していく必要がある。食育基本法の制定から約20年が経過し、「食育に関心を

持っている国民の割合」が近年伸び悩んでいる状況も踏まえて、改めて、食育の取組を推進し、国民に定着させるために、情報発信の強化や食育の取組の見える化、食育推進体制の更なる充実等により、行動変容に向けた機運の醸成を図ることが重要であるほか、継続して取組が行われるよう、国民一人一人が食を楽しみ、自ら食育を実践し、その成果を実感できるよう実施すること等に留意することが必要である。

また、食育の推進に関わる食生活改善推進員等の食育ボランティアは、令和６年度時点で約30.3万人と減少しているが、引き続き、地域での食育推進運動の中核的役割を担うことが期待されるため、食育ボランティアの活動を活性化していく必要がある。あわせて、「農林漁業教育」等の実践に関わる人材等、食や食育に関する知識や経験を有する者の育成や活用を図ることも求められる。

さらに、一部の都道府県では域内の市町村食育推進計画の作成割合が低い状況であることから、食育推進計画の作成・実施の促進が必要であり、地方公共団体内の関係部局間の連携を図りつつ、地域で多様な関係者が課題を共有し、各特性を活かして連携・協働して実効的に食育を進めることが重要である。

⑵　取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

（食育に関する国民の理解の増進）

食や農林漁業をめぐる諸課題や食育の意義・必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代や様々な立場の国民が、自ら食育に関する活動を実践できるよう、ライフステージに応じた具体的な実践や活動を提示するなど効果的な情報提供の実施等により、国民の理解の増進を図り、全国において継続的に食育推進運動を展開する。特に、食料安全保障をめぐる国内外の状況等や食育の実施に関する科学的根拠等を踏まえた情報発信を実施することに留意する。

また、年代、性別、就業や食生活の状況等に応じて国民の多様なニーズや特性を分析、把握した上で類型化し、それぞれの類型に適した具体的な推進方策を検討し、実施するとともに、地方公共団体、関係団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育関係者による国民の多様なニーズに対応した取組や関連する分野（消費者向けの情報発信・教育等）と連携した取組を支援する。

その際、世代区分やその置かれた生活環境、健康状態等によっても必要な情報が異なる場合があることに配慮するとともに、各種広報媒体等を通じて提供される食に関する様々な情報に過剰に反応することなく、国内外の科学的知見や伝統的な知恵に基づき、的確な判断をすることが重要であるとの認識が国民に十分理解されるよう留意しつつ取り組むこととする。

（ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等）

食育を国民に適切に浸透させていくために、国民の生活に密着した活動を行っているボランティア活動の活発化とその成果の向上に向けた環境の整備を図り、地域での食育推進の中核的役割を担うことができるよう支援する。

その際、食生活改善推進員をはじめ、各種ボランティアの草の根活動としての食育活動を、学校等との連携にも配慮して促進する。また、「農林漁業教育」等の実践に関わる地域人材の掘り起こし・活用に加えて、食や食育に関するセミナーの開催等を通じて、食育の推進に携わる人材等の育成を図るとともに、食育に関する民間資格を有する者等の食育活動への積極的な参加を促進する。

また、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の食育関係者が自発的に行う活動が全国で展開されるよう、関係者間の情報共有を促進するとともに、優れた活動を奨励するため、民間等の食育活動に対する表彰を行う。

（食育推進運動の展開における連携・協働体制の確立）

食育推進運動の展開に当たっては、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等、食育に係る多様な関係者による主体的な取組を促すとともに、国や地方公共団体も含めた関係者による広範かつ横断的な連携・協働を呼びかけ、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるように実施する。また、文化や観光、環境、スポーツ等、様々な分野との協働等による食育に関する取組の拡大を促進する。

また、国民にとって身近な地域において、新たな食育の推進が図られるよう、地方公共団体の食育推進会議の設置・活性化や、地方公共団体内の保健部局や教育部局、農業・食品産業振興部局等の緊密な連携、食育推進計画における地域の地産地消に関する目標や本計画を踏まえた目標の設定、地域の関係者の協力による取組等を推進する。

さらに、地方公共団体等の食育推進計画の作成や取組が促進されるよう、食育推進基本計画の食育推進計画への反映状況や市町村別の食育の取組状況の見える化を実施する。

（食育月間及び食育の日の取組の充実）

毎年６月を「食育月間」と定め、関係者の緊密な連携・協働を図りつつ、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施することにより、国民の食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図る。また、地方公共団体等が実施する食育に関連する月間やイベント等の運動等と連携して食育推進運動を実施する。

特に、「食育月間」中を基本として、国は、地方公共団体、民間団体等の協力を得て、全国規模の中核的行事を毎年開催し、食育について国民への直接的な理解促進を図るとともに、関係者相互間の連携が推進されるよう実施する。

「食育月間」の実施に当たって、食育推進を担当する大臣は、同月間で重点的に実施していくテーマ等を示した実施要綱をあらかじめ定め、関係機関、団体等に通知するとともに公表する。

また、一年を通じて継続的に食育推進運動を展開するため、毎月19日を「食育の日」と定め、「食育の日」の取組を活性化させるため、それぞれの取組主体が「家族そろって食卓を囲む」等のテーマを設定するなど創意工夫の上、実践的なものになるよう十分配慮しつつ取り組む。

（食育推進運動に資する情報の提供）

様々な分野での食育を推進し、全国的な運動として、全国各地において食育推進運動を促進するため、食育を推進して成果を挙げている地域の事例や手法等を集約・見える化し、広く情報提供するほか、官民連携食育プラットフォームによる取組や各種ＳＮＳ等も活用した情報発信を行う。

また、「スマート・ライフ・プロジェクト」において、生活習慣病予防の啓発活動や、健康寿命を延ばすことを目的とする、優れた取組を行っている企業・団体・地方公共団体を表彰する。

（デジタル技術を活用した食育の推進）

デジタルトランスフォーメーション（デジタル技術の活用による社会の変革）が一層進展する中で、ＳＮＳの活用やインターネット上でのイベント開催及び動画配信、オンラインでの非接触型の食育の展開等を推進する。

また、個人がいつでも手軽に使え、健全な食生活を実践する意欲を高め、自らの食生活の状況の把握や改善等につながる食育に関する優れたアプリ等の情報提供を行い、国民の行動変容を促す。

５．生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

⑴　現状と今後の方向性

食育の推進により、食を生み出す場としての農林漁業に関する理解を深めることが重要であり、「食」と「農林水産業」のつながりの深化を図り、農山漁村の活性化や食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に資することが求められている。また、食料・農業・農村基本法第14条においても、食料システムの一員である消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、消費に際して食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることによって、食料の持続的な供給に寄与しつつ、食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすことが求められている。

このため、農林漁業体験等の取組を推進することにより、生産現場に対する関心や理解を深めるとともに、国産農林水産物や環境に配慮した食品等の選択等の実際の行動変容を促すことが重要である。

農林漁業体験に参加していない理由では「関心がないから」、「体験に参加する方法がわからないから」という意見が多いことから、体験活動の意義や効果、参加方法等に関する情報の発信、優良事例の横展開等を通じ、幅広い世代の更なる参加者の増加に取り組む必要がある。

農林水産物の生産、食品の製造及び流通等の現場は、地域で食育を進めていく上で食に関する体験機会を提供する貴重な場であり、人々のふれあいや地域の活性化を図るためにも、これを支える農山漁村コミュニティの維持・再生が必要である。

くわえて、食育活動を展開するに当たっては、持続的な食料システムを確立する視点を踏まえ、温室効果ガスの削減や生物多様性の保全、食品ロスの削減等、環境負荷低減の取組や、近年の気候変動が農林水産物の生産や流通に及ぼす影響への理解醸成と行動変容につながるよう推進することが必要である。

我が国では、食料や飼料等の多くを輸入に頼る一方で、毎年大量の食品ロスが発生していることから、国、地方公共団体、食品関連事業者・農林漁業者、消費者等、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することも重要である。

⑵　取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

（農林漁業者等による食育の推進）

農林漁業に関する体験活動は、農林水産物の生産現場に関する関心や理解を深めるだけでなく、国民の食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等に関する理解を深める上で重要であることから、農林漁業者及び農林漁業に関する団体は、学校、保育所等の教育関係者をはじめとした食育を推進する広範な関係者等と連携・協働し、幅広い世代に対して教育ファーム等農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供するよう努める。

国や地方公共団体において、それぞれの地域性を考慮の上、酪農教育ファーム等の民間主導の取組等も含め、全国の農林漁業体験に関する情報の取りまとめや発信等、必要な情報提供等により、農林漁業者等の活動の支援や消費者の参加を促す。

また、海や漁村の地域資源を活用し、地域の所得向上と雇用機会の確保を図る海業の全国展開の加速化に向けて、魚を食べることに留まらない、魚の生産から消費、生活文化までを総合的かつ立体的に繋げる「ぎょしょく」の普及等、食育の推進につながる漁村地域の取組についても支援を行う。

（子供を中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供）

子供を中心として、農林水産物の生産における様々な体験の機会を拡大し、食に対する関心と理解を深める必要があることから、農林漁業体験活動を促進するため、情報提供の強化、受入体制の整備等を進める。その際、子供の学びや生産者のやりがいにつながるような異世代交流が進むよう配慮する。

また、子供の農山漁村体験については、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」に基づく「子ども農山漁村交流プロジェクト」の一環として、関係府省庁が連携して取組を推進する。

具体的には、学校教育活動等における取組支援や宿泊体験の講師派遣等、農山漁村体験に参加する学校等（送り側）における宿泊体験活動等の取組、農泊の推進体制整備や自然体験プログラムの開発・実施等、体験の実施地域である農山漁村等（受入側）の取組を支援する。また、食育の効果を高めるため宿泊体験後も給食で受入側の食材を使う等の工夫を行っている事例の共有等、送り側と受入側の地方公共団体双方が連携して行う取組の支援を行うとともに、セミナー等による優良事例やノウハウの共有を行う。

さらに、国民の体験活動への関心を高めるため、ＳＮＳ等、様々な媒体の活用により周知し、食料の生産から消費等に至るまでの継続した体験につながるよう、関係機関等の連携を深める。

（都市と農山漁村の共生と交流の促進）

都市住民と農林漁業者の交流を促進するため、農泊における都市住民への農山漁村の情報提供と農山漁村での受入体制の整備等の取組を推進するとともに、産直活動等の生産者と消費者が直接つながる取組を推進する。また、生産者が都市部で食や農の情報発信を行うといった双方向の交流を後押しする。

また、官民協働の下、地域の食品・農林水産物等の地域資源を活用した様々な食育活動に取り組むことで、地域の農林水産業や食文化への理解を醸成する「豊かな食と農のまちづくり」を推進する。

（農山漁村の維持・活性化）

食を生み出す場である農山漁村の地域社会を維持していくためには、農山漁村内部の人口の維持及び農林水産業・農山漁村に継続的に関わる外部の多様な人材の拡大が重要であることから、里業・森業・海業の取組を含む、中山間地域等の条件不利地を含めた農山漁村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る取組や、農村に人が住み続けるための条件整備等を、民間企業、農山漁村を含めた地域振興に係る関係省庁と連携して推進する。

また、障害者等が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画することを図る農福連携を推進し、地域共生社会の実現を通じて障害者等も食育の推進に貢献できるよう、地域での取組を後押しする。

（地産地消の推進）

生産者と消費者の結びつきの強化に資する直売所等において、多様な品目の生産・供給体制の構築、直売所間の連携強化、加工品の開発を推進するとともに、学校、社食等施設の給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築を推進することにより、地域の農林水産物の利用促進を図る。こうした地産地消の推進により、環境への負荷の低減に貢献する。また、地域の農林水産物の利用促進による特色ある食文化等の理解増進を通じたふるさと教育との連携を図る。

さらに、都道府県や市町村に地域の食品企業や農林漁業者等の多様な関係者が参加するコンソーシアムを設置し、地域の核となる食品企業・農林漁業者等が連携した新たなビジネスの創出や食品企業間の協調を図る実証等の取組、「地理的表示保護制度」（ＧＩ保護制度）の登録・活用推進や認知度向上を図る取組等、地産地消にもつながる取組を推進する。

くわえて、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）制度の活用等により、地域で発生した食品循環資源を再生利用して得られた肥料や飼料を利用して生産された農林水産物の地域での利用を推進する。

（食料の持続的な供給に向けた消費行動の促進）

食料・農業・農村基本法第14条において、消費者の役割として、農業等への理解を深めるとともに、消費に際して食料の持続的な供給に資する物の選択に努めることとされており、消費者の生産現場等への理解は、国産農産物の選択等の実際の行動変容を促すためにも重要である。

このため、国産農産物の消費拡大等による食料の持続的な供給に向けて、消費者だけでなく、生産者、食品事業者等食料システムの全ての関係者・関係団体や行政が連携して国民運動を展開し、主体的な取組を促進する。また、持続的な食料供給の実現の観点から、消費者をはじめとする食料システムの関係者に対し、食品の生産・製造・流通に関わる実態、コスト高騰の背景等についてわかりやすく伝えるため、様々な取組を実施している「フェアプライスプロジェクト」において、引き続き、発信の内容や手法を工夫しながら、各段階での合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成と関係者の行動変容の促進を図る。

（環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費にも配慮した食育の推進）

食料生産から消費に至るまでの食料システムの各段階において、温室効果ガスの発生等の地球環境への負荷が生じていることや、近年の気候変動による高温や豪雨等の極端な気象現象が、農林水産物の生産や流通に影響を及ぼしていることについて、消費者の役割の自覚と日々の購買行動の変化を促すため、環境と調和のとれた持続可能な食料生産とその消費に配慮した食育を推進する必要がある。

環境と調和のとれた食料システムを確立するため、みどりの食料システム戦略に基づき、調達、生産、加工・流通、消費のサプライチェーン全体について、環境負荷低減の取組を進める。引き続き、有機農業をはじめとした持続可能な農業生産や持続可能な水産資源管理等、生物多様性と自然の物質循環を健全に維持し、自然資本を管理し、又は増大させる取組に関して、国民の理解と関心の増進のため普及啓発を行う。例えば、学校給食での有機食品の利用等有機農業を地域で支える取組事例の共有や消費者を含む関係者への周知が行われるよう、有機農業を活かして地域振興につなげている地方公共団体の相互の交流や連携を促すネットワーク構築を推進する。

また、消費者の環境に配慮した農林水産物・食品の選択やその理解に向け、環境負荷低減の取組の「見える化」やその優良事例の情報発信及び有機ＪＡＳの認知度向上等を推進する。あわせて、消費者の選択に資するよう、生産現場における環境負荷軽減の取組等の情報提供や食品事業者等による消費者への理解醸成を図る取組を推進する。

さらに、持続可能な食料システムにつながるエシカル消費を、「あふの環2030プロジェクト」を活用して、関係省庁や参画する企業・団体と連携・協働して推進する。

くわえて、食と先端技術を掛け合わせたフードテックは、消費者の環境志向や健康志向への対応や食料安全保障の確保等、持続可能な食料システムの実現に貢献するものである。引き続き、フードテック官民協議会の取組を通じた大学等の研究者と企業、農林水産・食品分野と異分野の連携等のオープンイノベーションの実現や、消費者理解の増進等による市場の創出を図りながら、フードテックの社会実装に資する取組を推進する。

（食品ロス削減の推進）

我が国においては、食料を海外からの輸入に大きく依存する一方、年間約464万トン（令和５年度推計）の食品ロスが発生している。これは、国連世界食糧計画（ＷＦＰ）による食料援助量約370万トンの約1.3倍に相当する。

このような現状を踏まえ、食品ロスの削減の推進に関する法律及び食品ロスの削減に関する基本的な方針に基づき、食品ロス削減の重要性についての関心と理解を増進するため、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進していくこととされている。政府としては、法律に基づき、関係省庁が連携しつつ、様々な施策を推進する。

特に、食品ロスの約半分は家庭からの排出であることを踏まえ、国民がそれぞれの立場で食品ロスの削減に「もったいない」という精神で、自発的に取り組んでいくため、食品ロス削減の重要性についての理解と関心を増進するための教育や普及啓発を推進する。くわえて、食品ロス削減に配慮した購買行動や、外食時における食べ残しが発生しないよう、料理の食べきりや、食品衛生面に配慮した食べ残しの持ち帰り、家庭で余っている未利用食品を持ち寄り、地域のフードバンク団体や福祉団体等へ寄附するフードドライブ活動の普及啓発を図る。

（バイオマス利用と食品リサイクルの推進）

地域で発生・排出されるバイオマスの計画的な活用に向けて、バイオマス活用推進基本計画に基づき、効率的な収集システムの確立、幅広い用途への活用等、バイオマスを効果的に活用する取組を総合的に実施する。

また、食品リサイクルについて、食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者等の関係主体の連携の強化を通じて、特に取組の少ない地域を中心に、飼料化をはじめとした食品リサイクルの取組を促進する。

くわえて、食品廃棄物の発生抑制や再生利用等の必要性等を普及啓発するため、ホームページ等を通じた情報提供を実施する。

さらに、家庭や外食における食品の廃棄状況等を把握するための調査や、食品産業における食品廃棄物等の発生量や再生利用等の実施状況を把握するための調査を実施するとともに、必要な取組を進める。

６．食文化の継承のための活動への支援等

⑴　現状と今後の方向性

長い年月を経て形成されてきた我が国の豊かで多様な食文化は、世界に誇ることができるものである。

戦後、和食の基本形である一汁三菜の献立をベースに、ごはん（主食）を中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、お茶等多様な副食（主菜・副菜）等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」が構築され、国民の平均寿命の延伸にもつながった。

我が国における共働きや単身世帯の増加等社会構造の変化や食の外部化等ライフスタイル、価値観、ニーズの多様化が進む中、家庭や地域において継承されてきた特色ある食文化や豊かな味覚が失われつつある。

このような社会構造の変化に伴い、食の多様化が進む中で、引き続き伝統的な食文化を次世代に継承していくため、食育活動を通じて国民の理解を深めるべく、次世代を担う子供や子育て世代を中心に全ての世代が手軽に和食に接する機会を拡大する取組をはじめ、地域の多様な食文化を支える多様な関係者による活動の充実が必要である。

特に、「和食；日本人の伝統的な食文化」が、「自然の尊重」という日本人の精神を体現し、①多様で新鮮な食材とその持ち味の尊重、②健康的な食生活を支える栄養バランス、③自然の美しさや季節の移ろいの表現、④正月等の年中行事との密接な関わり、という四つの特徴を持つ食に関する社会的慣習としてユネスコの無形文化遺産に登録されたことも踏まえ、和食文化の保護・継承を本格的に進める必要がある。

その際、和食文化の継承には、料理人がその技術や知恵を次世代へ伝え、魅力を発信する役割が重要である。家庭や地域だけでの継承が難しくなりつつある中、調理師養成施設、料理教室、食品事業者等が重要な役割を担い、実践的な学びや技術・背景知識の整理を進め、持続的な人材育成と和食文化の継承を図ることが求められる。

また、和食は、栄養バランスのとれた食生活に資するものであり、循環器疾患死亡等のリスクが低いとの報告もあることから、このような健康面でのメリットも発信していくことが必要である。さらに、食文化の保護・継承は、食料・農業・農村基本法の基本理念である「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」に寄与し、幅広い効果を発現させることが期待される。

⑵　取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

（地域の多様な食文化の継承につながる食育の推進）

「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産の登録の趣旨を踏まえ、国民の関心と理解が深まるようにするため、地方公共団体、教育関係者、食品関連事業者等からなる各地域の体制を活用する。また、各地域の郷土料理・伝統食について、料理人や生産者の知見を取り込みながら、背景にある技術・知恵・歴史的文脈を含めた整理を行い、データベース化を進めるとともに、ＳＮＳ等を活用した情報発信を推進する。あわせて、「100年フード」、「食文化ミュージアム」等の取組により地域の多様な食文化の保護・継承、振興への機運の醸成を図る。さらに、管理栄養士や保育士、教諭、地域で食にまつわる活動を行う者を対象に「和食文化継承リーダー」研修を実施し、和食文化の継承活動を行う中核的な人材の育成と活用に取り組む。

さらに、和食文化の保護・継承に当たっては、食育に関わる国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者、ボランティア等、多様な関係者が密接に連携し、産学官一体となって効果的に進める。

くわえて、「おいしく、健康で、誰もが楽しめる和食スタイルの実現」を目指す官民協働による新たな和食普及プロジェクト「楽しもう！にほんの味。～和のこころをつなぐ食の国民運動～」（略称：楽し味（たのしみ）プロジェクト）を展開し、消費者が「知る、食べる、作る」を楽しみながら体験できる流れを、事業者による価値創造と需要開拓の取組とともに推進する。11月24日の「和食の日」を含む11月は「和食月間」として、和食の普及・啓発に向けた様々な取組も含め、和食文化の理解増進を図る。特に、調理師養成施設、料理教室、食品事業者等と連携した和食の魅力を学べる機会の提供等により、地域の多様な食文化の継承につながる取組を推進する。

また、郷土料理や伝統野菜・発酵食品をはじめとする伝統食材等の魅力の再発見や日本型食生活の実践を促すため、地域における地方公共団体、農林漁業者、食品関連事業者等が連携した食育活動を推進する。

さらに、我が国の食文化の理解の助けとなるものであるため、お茶の普及活動を行っている団体等の多様な主体と連携・協力するなど、お茶に関する効果的な食育活動を促進する。

（ボランティア活動等における取組）

食生活改善推進員等のボランティアが行う料理教室や体験活動等において、地域の郷土料理や伝統料理を取り入れることにより、食文化の普及と継承を図る。

（学校給食等での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用）

我が国の伝統的な食文化について子供が早い段階から興味・関心を持って学ぶことができるよう、学校給食をはじめとした学校教育活動において郷土料理の歴史、ゆかり、食材等を学ぶ取組を推進する。

さらに、各地の食関連行事や文化関連行事等も活用し、我が国の伝統的な食文化や地域の郷土料理等とその歴史や文化的背景等を学ぶ機会の提供を促進する。その一環として、毎年度開催している国民文化祭を活用し、地域の郷土料理やその歴史等を全国に発信する。

（専門調理師等の活用における取組）

我が国の食事作法や伝統的な行事等、豊かな食文化を醸成するため、食育においては、食と文化や社会、環境との関係を踏まえ、食を取り巻く状況の変化に対応できる知識や高度な調理技術を備えた専門調理師等の活用を図る。

７．食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

⑴　現状と今後の方向性

健全な食生活の実践には、科学的知見に基づき合理的な判断を行う能力を身に付けた上で、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら食を選択していくことが必要である。国民の食に関する知識と食を選択する力の習得のためには、食に関する国内外の幅広く正しい情報をＳＮＳ等の多様な手段で提供するとともに、教育機会の充実を図ることが必要である。

一方、ＳＮＳの普及等により、食に関する様々な情報があふれ、信頼できる情報を見極めることが難しいといった状況もあり、健全な食生活の実践に当たっては、国際的な研究を含めた最新の科学的知見に基づく客観的な情報の提供が不可欠である。また、情報の提供に当たっては、国民自身がその内容を理解し、自律的に健全な食生活の実践につなげられるよう配慮が必要である。

国は、各種関連団体等と連携を深めながら、食品の安全性、栄養成分等の食品の特徴、食習慣その他の食生活に関する国内外の調査、研究、情報の提供等がなされるよう、適切な取組を行うとともに、我が国の食育の理念や取組等を積極的に海外へ発信していくことが必要である。

⑵　取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

（生涯を通じた国民の取組の提示）

国は、子供から高齢者まで、生涯を通じた食育を推進するため、一人一人の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように、「食育ガイド」を活用するとともに、国民のニーズや特性を分析、把握した上で、それぞれの対象者に合わせて具体的な推進方策を検討し、適切な情報を提供する。

（基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供）

食育に関する国民の意識や食生活の実態等について調査研究及び分析を行うとともに、その成果を広く公表し、関係者の活用に資する。

また、食育に関する関心と理解を深めるために、必要な情報を容易に入手することができるよう、総合的な情報提供を行う。

（リスクコミュニケーションの充実）

国、地方公共団体、各種団体が連携しつつ、食品の安全性についてのリスクコミュニケーションを積極的に実施する。

特に、国民の関心の高いテーマについては、科学的知見に基づいた正確な情報提供によって、消費者をはじめとする関係者間での意見交換会を開催し、理解の増進に努める。

（食品の安全性や栄養等に関する情報提供）

国民が健全な食生活を実践するために必要な食品の安全性や栄養等に関する様々な情報について、国民が科学的根拠に基づいた適切な情報を十分に理解し活用できるよう考慮しつつ、ＳＮＳ等の様々な媒体や各種イベント、食育に関する普及啓発資料等を活用し、国民にとってわかりやすく入手しやすい形で情報提供する。

地域において地方公共団体、関係団体やＮＰＯ等が行う意見交換会等への取組を支援する。

また、「健康日本21（第三次）」による健康づくり運動として、国内外の科学的知見に基づく食生活の改善に必要な情報の普及啓発を図る。

さらに、摂取すべきエネルギーや栄養素等の量を定めた「食事摂取基準」を定期的に策定・公表し、その活用を促進するとともに、食品成分の基礎データを収載した「日本食品標準成分表」の充実を図り、幅広く提供する。

くわえて、国民健康・栄養調査を実施し、食育推進の基礎的なデータとして、その成果を活用するとともに、肥満や糖尿病等の生活習慣病を効果的に予防することや、食物アレルギー対策、望ましい食習慣の形成を促すためには、食生活、栄養と健康及び食品が有する機能性に関する医学的知見・科学的根拠の蓄積と幅広い利用が必要である。このため、関係府省庁や関係研究機関が連携しつつ、様々な分野にわたるデータの総合的な情報収集や解析、研究開発等を推進するとともに、公表による周知やビジネス等での利用促進を通じてその成果の活用を推進する。

農林漁業や食料の生産、流通、消費に関する統計調査を実施し、公表する。

（食品表示等の理解促進）

時代に即した食品表示へ対応するため、合理的かつシンプルで分かりやすい食品表示制度の在り方について、検討を進めていくとともに、食品表示制度について、消費者の更なる食品表示の活用に向け、原料原産地表示、栄養成分表示等を含め、戦略的な普及啓発に取り組む。新たな取組である栄養成分表示をより利活用するための「日本版包装前面栄養表示」の周知や普及啓発に取り組む。

さらに、消費者の食品選びがより充実して行えるよう、高付加価値やこだわり等の規格である特色ＪＡＳ及び有機ＪＡＳを含めＪＡＳの普及啓発に取り組む。

（食育や日本の食文化の海外展開と海外調査の推進）

我が国の食育の理念や取組等を積極的に海外に発信し、「食育（Shokuiku）」という言葉が日本語のまま海外で理解され、通用することを目指す。

また、「食育ガイド（英語版）“A Guide to Shokuiku”」について、インターネット等で発信するなど、海外に対する食育推進の普及啓発を図る。

さらに、諸外国における我が国の食文化の魅力に対する理解を一層高めるため、在外公館料理人制度の活用並びに文化外交の抜本的強化の一環としての在外公館、国際交流基金等による和食・日本の食文化に関する文化事業の実施及びコンテンツ事業等の展開を推進する。

くわえて、海外において行われてきた食生活の改善等に関する取組について、その具体的な手法と成果を調査し、その活用を図る。

このほか、「2027年国際園芸博覧会（ＧＲＥＥＮ×ＥＸＰＯ 2027）」においては、花や緑に加え、「食」をテーマに我が国の食文化をはじめとした様々な食体験や、季節に応じた体験・食を提供することで、身近な食を通じて食料危機や農業の課題の認識を促す機会を創出する。

（国際的な情報交換等）

国際的な情報交換等を通じて、食育に関する研究の推進や知見の相互活用等を図るため、海外の研究者等を招へいした講演会の開催や海外における食生活等の実態調査等を進める。

また、国際的な機関の活動に協力するとともに、これを通じて積極的な情報の共有化を推進する等、国際的な連携・交流を促進する。

さらに、国際的な飢餓や栄養不足の問題等に対して、国民の認識を深めるために、その実態や国際的な機関による対策等の情報を積極的に提供するほか、栄養改善事業の国際展開に取り組む。

第４　食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

１．多様な関係者の連携・協働の強化

食育に関連する施策を行っている主体は、国の関係府省庁や地域に密着した活動を行っている地方公共団体、教育、保育、社会福祉、医療及び保健の関係者、農林漁業の関係者、食品の製造、加工、流通、販売、調理等の関係者、料理教室、その他の食に関わる活動等の関係者、さらには様々な民間団体やボランティア等に至るまで多様かつ多数である。

また、「第１　食育の推進に関する施策についての基本的な方針」や「第３　食育の総合的な促進に関する事項」で述べたように、食育は幅広い分野にわたる取組が求められる上、様々な家族の状況や生活の多様化といった食育をめぐる状況の変化を踏まえると、より一層きめ細やかな対応や食育を推進しやすい社会環境づくりが重要になっている。

したがって、食育に関する施策の実効性をこれまで以上に高めていくためには、国の関係府省庁間の相互の連携をより深めるとともに、食育に係る多様な関係者や食育に新たな広がりをもたらす多方面の分野の関係者が、その特性や能力を生かしつつ、主体的に、かつ、互いが密接に連携・協働して、地域レベルや国レベルの緊密なネットワークを築き、多様な取組を推進していくことが極めて重要であり、その強化に努める。

２．地方公共団体による推進計画に基づく施策の促進とフォローアップ

食育基本法第17条及び第18条においては、都道府県及び市町村に対し、国の基本計画を基本として、都道府県及び市町村の区域内における食育推進計画を作成するよう努めることを求めており、令和７年度までに全都道府県及び92.9％の市町村において食育推進計画が作成された。

食育推進計画を既に作成した都道府県及び市町村においては、食育推進計画に基づき、また、第５次食育推進基本計画を基本として、新たな計画の作成や改定を行い、その食育推進計画に基づき、多様な主体との連携・協働の下、食育に関する取組を推進する。

このため、国は、都道府県及び市町村における食育の推進が一層充実するよう、食育推進計画を把握しつつ適切な支援を行う。

一方、全国各地で地域に密着した食育に関する活動が推進されるためには、食育推進計画の作成がなされていない市町村についても可能な限り早期に作成することが求められる。

このため、国は都道府県とともに、市町村における食育推進計画の作成や食育推進計画に基づく施策が促進されるよう積極的に働き掛け、地産地消をはじめとする地域での食育の推進がより一層充実するよう必要な資料や情報を提供するとともに、技術的な支援にも努めていくほか、市町村別の食育推進計画の作成状況や食育推進基本計画の反映状況、食育の取組状況等の見える化等、適切な支援等を行う。

また、都道府県及び市町村は、地方公共団体内の関係部局の緊密な連携の下、食育に関する活動を行う教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティアや関係機関等の協力も得つつ、地域において多様な関係者の連携・協働の下、食育を推進する中核となる人材の育成と地域の特性に応じた実効性の高い食育の推進に一層取り組むことが期待される。

国は、そのための情報の提供等適切な支援を行う。

３．積極的な情報提供と国民の意見等の把握

食育は、個人の食生活に関わる問題であることから、子供から成人、高齢者に至るまで、国民一人一人による理解と実践を促進することが何よりも重要である。

このため、ライフステージのつながりを意識しつつ、生涯にわたって大切にしたい食育について具体的な取組を促す「食育ガイド」等の活用も含め、多様な手段を通じて積極的な情報提供を行うよう努める。

また、食育に対する国民の関心や意識を高めていくためには、対象者の特性や多様なニーズも考慮しつつ、国民の意見や考え方等を積極的に把握し、できる限り施策に反映させていくことが必要であることから、その促進に努める。

４．推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用

食育に関する施策を計画的に推進するためには、その推進状況を把握しつつ取り組むとともに、限られた予算を有効活用することが必要である。特に「１．多様な関係者の連携・協働の強化」で述べたように、食育は幅広い分野に関わり、多様な関係者による一体的な取組が必要であることに鑑みると、その必要性は一層大きいと考えられる。

このため、本計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、目標の達成状況を含めたその推進状況について、毎年度、調査を実施すること等により、適切に把握し、その効果等を評価し、広く国民にも明らかにするとともに、ＰＤＣＡサイクルによる施策の見直しと改善を図る。また、厳しい財政事情の下、限られた予算を最大限有効に活用する観点から、引き続き、選択と集中の強化、施策の重複排除、府省庁間連携の強化、官民の適正な役割分担と費用負担、執行状況の反映等の徹底を図る。

５．基本計画の見直し

国内外の社会経済情勢は常に変化しており、今後、食育をめぐる状況も大きく変わることも十分考えられるため、基本計画については、計画期間終了前であっても必要に応じて見直しの必要性や時期等を適時適切に検討する。

また、基本計画の見直しに当たっては、「４．推進状況の把握と効果等の評価及び財政措置の効率的・重点的運用」において述べた施策の成果の検証結果を十分活用する。

公告

諸事項

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

令和７年度参議院共済組合の決算に関する公告

令和８年７月30日

東京都千代田区永田町１－７－１

参議院共済組合

１．短期経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　　（単位：千円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	472,166	流動負債	9,834
		固定負債	65,952
		剰余金	396,380
合　計	472,166	合　計	472,166

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	999,876	経常収益	911,996
		特別利益	109
		当期損失金	87,771
合　計	999,876	合　計	999,876

２．業務経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	41,816	流動負債	7,999
固定資産	6,292	剰余金	40,109
合　計	48,108	合　計	48,108

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	8,531	経常収益	19,381
当期利益金	10,850		
合　計	19,381	合　計	19,381

３．保健経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	113,235	流動負債	1,687
固定資産	250	剰余金	111,798
合　計	113,485	合　計	113,485

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	26,851	経常収益	28,000
特別損失	1		
当期利益金	1,148		
合　計	28,000	合　計	28,000

４．医療経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	129,345	流動負債	597
固定資産	3,675	剰余金	132,423
合　計	133,020	合　計	133,020

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	9,345	経常収益	11,531
当期利益金	2,186		
合　計	11,531	合　計	11,531

５．貯金経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	19,100	流動負債	486
		剰余金	18,614
合　計	19,100	合　計	19,100

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	5,286	経常収益	4,544
		当期損失金	742
合　計	5,286	合　計	5,286

６．貸付経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	68,569	流動負債	1,143
固定資産	97,498	剰余金	164,924
合　計	166,067	合　計	166,067

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：千円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	1,662	経常収益	3,459
当期利益金	1,797		
合　計	3,459	合　計	3,459

令和７年度厚生労働省第二共済組合の決算に関する公告

令和８年７月30日

東京都千代田区霞が関１－２－２

厚生労働省第二共済組合

１　短期経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	7,774	流動負債	433
固定資産	0	固定負債	4,424
		剰余金	2,917
合　計	7,774	合　計	7,774

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	54,542	経常利益	52,784
特別損失	23	特別利益	40
当期利益金	360	当期損失金	2,049
		交付金収入	52
合　計	54,925	合　計	54,925

２　業務経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	527	流動負債	132
固定資産	85	固定負債	0
		剰余金	480
合　計	612	合　計	612

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	194	経常利益	246
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	52	当期損失金	0
合　計	246	合　計	246

３　保健経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	1,401	流動負債	63
固定資産	5	固定負債	0
		剰余金	1,343
合　計	1,406	合　計	1,406

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	949	経常利益	1,133
特別損失	0	特別利益	1
当期利益金	185		
合　計	1,134	合　計	1,134

4　医療経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	4,066	流動負債	257
固定資産	3	固定負債	325
		剰余金	3,487
合　計	4,069	合　計	4,069

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	1,392	経常利益	1,356
特別損失	1	特別利益	1
当期利益金	0	当期損失金	36
合　計	1,393	合　計	1,393

5　貯金経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	507	流動負債	145
固定資産	3	固定負債	3
		剰余金	362
合　計	510	合　計	510

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	21	経常利益	30
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	9		
合　計	30	合　計	30

6　貸付経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	315	流動負債	3
固定資産	1,379	固定負債	47
		剰余金	1,644
合　計	1,694	合　計	1,694

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	119	経常利益	52
特別損失	0	特別利益	0
		当期損失金	67
合　計	119	合　計	119

7　財形経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	0	流動負債	0
固定資産	6	固定負債	6
		剰余金	0
合　計	6	合　計	6

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	0	経常利益	0
特別損失	0	特別利益	0
当期利益金	0		
合　計	0	合　計	0

令和７年度日本鉄道共済組合の決算に関する公告

令和８年７月30日

神奈川県横浜市中区本町６―50―１

日本鉄道共済組合

1　長期経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位　百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	3,881	流動負債	0
固定資産	123,694	剰余金	127,575
合　計	127,575	合　計	127,575

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	33,124	経常収益	34,021
特別損失	0	特別利益	2
当期利益金	899	当期損失金	0
合　計	34,023	合　計	34,023

2　業務経理

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：百万円）

借　方	金　額	貸　方	金　額
流動資産	111	流動負債	30
固定資産	399	固定負債	8
		剰余金	473
合　計	510	合　計	510

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日 至　令和８年３月31日）　（単位：百万円）

損　失	金　額	利　益	金　額
経常費用	379	経常収益	377
特別損失	0	特別利益	0
		当期損失金	2
合　計	380	合　計	380

独立行政法人造幣局令和７事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人造幣局令和７事業年度財務諸表について、次のとおり公告します。

令和８年７月30日

大阪府大阪市北区天満１丁目１番79号

独立行政法人造幣局

理事長　平井　康夫

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日現在）

（単位：円）

科目	金額		科目	金額	
（資産の部）			（負債の部）		
Ⅰ　流動資産			Ⅰ　流動負債		
現金及び預金		24,086,718,631	預り寄附金（注１）		1,770,000
有価証券		11,300,000,000	買掛金		131,318,631
売掛金		2,906,489,660	未払金		935,425,487
製造済貨幣		712,442,323	国庫納付金未払金		10,190,723,532
製品		1,199,646,778	未払消費税等		1,263,476,900
原材料		6,596,613,897	未払費用		66,640,912
部分品		23,751,344	前受金		375,866,668
仕掛品		6,455,595,575	預り金		42,089,677
貯蔵品		575,284,302	引当金		
未収収益		96,525,980	賞与引当金	535,016,453	535,016,453
未収金		110,207,431	システム更新作業中止に伴う損害引当金		70,860,800
その他の流動資産		511,150,842	その他の流動負債		1,611,807
流動資産合計		54,574,426,763	流動負債合計		13,614,800,867
Ⅱ　固定資産			Ⅱ　固定負債		
１　有形固定資産			資産見返負債（注１）		
建物	31,403,200,205		資産見返寄附金	101,367,546	
減価償却累計額	20,946,737,483		資産見返目的積立金	170,794,652	272,162,198
減損損失累計額	5,875,087	10,450,587,635	長期預り寄附金（注１）		24,874,361
構築物	3,238,894,677		引当金		
減価償却累計額	2,740,139,689		退職給付引当金	9,360,394,863	
減損損失累計額	8,632,426	490,122,562	環境安全対策引当金	52,000,000	
機械装置	30,121,980,544		システム更新作業中止に伴う損害引当金	225,722,742	9,638,117,605
減価償却累計額	25,220,093,123		固定負債合計		9,935,154,164
減損損失累計額	152,041,873	4,749,845,548	負　債　合　計		23,549,955,031
車両運搬具	183,458,939		（純資産の部）		
減価償却累計額	142,910,237	40,548,702	Ⅰ　資本金		
工具器具備品	5,800,134,267		政府出資金		51,126,766,948
減価償却累計額	4,427,965,451		資本金合計		51,126,766,948
減損損失累計額	8,010,409	1,364,158,407			
土地		27,772,251,604			

立木		346,338,040	Ⅱ　資本剰余金		
建設仮勘定		41,900,000	資本剰余金		1,091,095,000
その他の有形固定資産		201,639,643	その他行政コスト累計額（注１）		
有形固定資産合計		45,457,392,141	除売却差額相当累計額	202,538,007	202,538,007
２　無形固定資産			資本剰余金合計		1,293,633,007
ソフトウェア		512,802,416	Ⅲ　利益剰余金		
その他の無形固定資産		455,000	前事業年度繰越積立金（注１）		29,638,593,398
無形固定資産合計		513,257,416	当期未処分利益		2,036,127,936
３　投資その他の資産			（うち当期総利益）		(2,036,127,936)
投資有価証券		7,100,000,000	利益剰余金合計		31,674,721,334
投資その他の資産合計		7,100,000,000			
固定資産合計		53,070,649,557	純　資　産　合　計		84,095,121,289
資　産　合　計		107,645,076,320	負 債 純 資 産 合 計		107,645,076,320

（注記事項）
１　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。
２　その他行政コスト累計額のうち、当法人に対する出資を財源に取得した資産に係る金額は149,538,007円です。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

（単位：円）

科　目	金	額
Ⅰ　損益計算書上の費用		
売上原価	41,021,284,422	
販売費及び一般管理費	5,851,407,347	
営業外費用	27,927,143	
特別損失	9,020,264	
損益計算書上の費用合計		46,909,639,176
Ⅱ　その他行政コスト	0	
その他行政コスト合計		0
Ⅲ　行政コスト		46,909,639,176

（注記事項）
１　造幣局の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	46,909,639,176円
自己収入等	△48,935,869,665円
機会費用	1,198,922,685円
造幣局の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	△827,307,804円

２　機会費用の計上方法
政府出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率
10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

（単位：円）

科　目	金	額
Ⅰ　売上高		48,507,988,576
Ⅱ　売上原価		
製品期首棚卸高	1,608,354,337	
当期製品製造原価	31,140,452,039	
貨幣法第10条に基づく国庫納付金	10,190,723,532	
合計	42,939,529,908	
他勘定振替高	6,156,385	
製品期末棚卸高	1,912,089,101	41,021,284,422
売上総利益		7,486,704,154
Ⅲ　販売費及び一般管理費		
給料諸手当	2,081,068,972	
法定福利費	338,334,830	
賞与引当金繰入額	187,010,759	
退職給付費用	13,183,653	
減価償却費	652,874,046	
消耗品費	116,923,675	
支払ロイヤリティ	74,157,000	
修繕費	90,731,095	
運送費	349,521,454	
通信費	168,420,420	
支払手数料	191,850,085	
光熱水料	146,976,799	

賃借料	335,929,074	
保険料	255,442,638	
広告費	82,926,581	
その他の経費	766,056,266	5,851,407,347
営業利益		1,635,296,807
Ⅳ　営業外収益		
寄附金収益（注１）	1,422,053	
資産見返寄附金戻入（注１）	5,895,935	
資産見返目的積立金戻入（注１）	9,897,447	
受取利息	94,754,009	
有価証券利息	97,313,048	
宿舎貸付料	110,323,166	
その他の営業外収益	118,172,878	437,778,536
Ⅴ　営業外費用		
固定資産除却損	371,429	
その他の営業外費用	27,555,714	27,927,143
経常利益		2,045,148,200
Ⅵ　特別損失		
固定資産除却損	9,020,264	9,020,264
当期純利益		2,036,127,936
当期総利益		2,036,127,936

（注記事項）

１　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

２　他勘定振替高の内訳は次のとおりです。

（他勘定への振替）

その他の有形固定資産	4,008,220円
販売費及び一般管理費	2,148,165円
計	6,156,385円

３　製品期末棚卸高は低価法の適用に伴う評価損110,404,254円を控除しております。なお、当該評価損の処理については、洗い替え法を採用しております。

製　造　原　価　明　細　書

（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

（単位：円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ　原材料費		22,897,687,443
Ⅱ　労務費		4,932,020,513
Ⅲ　経費		4,905,372,940
（うち外注加工費）	(317,976,155)	
（うち減価償却費）	(1,962,276,834)	
当期総製造費用		32,735,080,896
仕掛品期首棚卸高		5,054,822,258
合計		37,789,903,154
仕掛品期末棚卸高		6,455,595,575
他勘定振替高		193,855,540
当期製品製造原価		31,140,452,039

（注記事項）

１　原価計算方法は、貨幣については標準総合原価計算、貨幣セット、勲章、褒章、記章及び金属工芸品については標準個別原価計算、その他のものについては実際総合原価計算を採用しております。標準原価と実際原価の原価差額については、期末に製造済貨幣、製品、原材料、部分品、仕掛品、貯蔵品及び売上原価に配分しております。

２　他勘定振替高の内訳は次のとおりです。

（他勘定への振替）

貯蔵品	175,372,703円
工具器具備品	18,340,746円
販売費及び一般管理費	142,091円
計	193,855,540円

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金	Ⅱ　資本剰余金		Ⅲ　利益剰余金				純資産合計
	政府出資金	資本剰余金	その他行政コスト累計額	前事業年度繰越積立金	積立金	当期未処分利益	うち当期総利益	
			除売却差額相当累計額					
当期首残高	51,126,766,948	1,091,095,000	202,538,007	29,042,021,629	0	655,345,844	—	82,117,767,428

当期変動額								
Ⅰ　資本金の当期変動額								
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額								
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額								
⑴　利益の処分								
前事業年度からの繰越し				596,571,769	△ 596,571,769			0
積立金への振替					655,345,844	△ 655,345,844		0
国庫納付金の納付					△ 58,774,075			△ 58,774,075
⑵　その他								
当期純利益						2,036,127,936	2,036,127,936	2,036,127,936
当期変動額合計	0	0	0	596,571,769	0	1,380,782,092	2,036,127,936	1,977,353,861
当期末残高	51,126,766,948	1,091,095,000	202,538,007	29,638,593,398	0	2,036,127,936	2,036,127,936	84,095,121,289

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日から令和８年３月31日まで）

（単位：円）

区　分	金　額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 10,862,144,159
人件費支出	△ 8,343,741,850
その他の業務支出	△ 5,587,055,852
業務収入	36,263,408,990
その他の収入	228,993,986
未払消費税等の増加額	637,592,347
小計	12,337,053,462
利息の受取額	128,908,825
貨幣法第10条に基づく国庫納付金の支払額	△ 3,076,368,665
積立金の処分に係る国庫納付金の支払額	△ 58,774,075
業務活動によるキャッシュ・フロー	9,330,819,547
Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△ 41,200,000,000
定期預金の払戻による収入	25,600,000,000
有価証券の取得による支出	△ 16,600,000,000
有価証券の償還による収入	22,600,000,000
有形固定資産の取得による支出	△ 1,223,458,109
無形固定資産の取得による支出	△ 5,954,720
投資有価証券の取得による支出	△ 1,800,000,000
投資有価証券の償還による収入	1,800,000,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,829,412,829
Ⅲ　資金減少額	△ 1,498,593,282
Ⅳ　資金期首残高	2,685,311,913
Ⅴ　資金期末残高	1,186,718,631

（注記事項）

資金期末残高の貸借対照表科目別内訳は、次のとおりです。

現金及び預金	24,086,718,631円
定期預金	△22,900,000,000円
資金期末残高	1,186,718,631円

利益の処分に関する書類

（令和８年６月18日）

（単位：円）

科　目	金　額	
Ⅰ　当期未処分利益		2,036,127,936
当期総利益	2,036,127,936	
Ⅱ　利益処分額		
積立金	2,036,127,936	2,036,127,936

（注記事項）

当事業年度の積立金2,036,127,936円のうち独立行政法人造幣局法（平成14年法律第40号）第15条第１項に規定する国庫納付額に相当する金額は、933百万円です。

重要な会計方針

⑴　固定資産の減価償却の方法	
①　有形固定資産	定額法を採用しております。 なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。 建物　　２年～50年 構築物　　２年～60年 機械装置　２年～15年
②　無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、法人内利用のソフトウェアの耐用年数については、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。
⑵　引当金の計上基準	
①　賞与引当金	役職員に支給する賞与に充てるため、支給対象期間に応じた支給見込額を計上しております。
②　退職給付引当金	役職員の退職給付に備えるため、役員については、独立行政法人造幣局役員退職手当規程に基づく期末要支給額を、また職員については、当該事業年度末における退職給付債務及び退職共済年金等に係る整理資源に係る債務を計上しております。 （退職給付見込額の期間帰属方法） 職員の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。 （過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法） 過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。
	数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。ただし、令和６年に財政検証が行われたことにより生じた整理資源に係る退職給付引当金の差額については、財政検証の期間（５年）に合わせて償却しております。
③　環境安全対策引当金	敷地内（一部）の土壌汚染対策に係る工事費用見込額を計上しております。
④　システム更新作業中止に伴う損害引当金	システム更新作業中止に伴う損害に備えるため、その損害見込額を計上しております。
⑶　有価証券の評価基準及び評価方法	満期保有目的債券については、償却原価法（定額法）を採用しております。
⑷　棚卸資産の評価基準及び評価方法	平均原価法による低価法を採用しております。
⑸　収益及び費用の計上基準	
①　貨幣製造事業における収益	主に通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和62年法律第42号）第４条第２項に規定する貨幣の製造に関する事務に係る契約に基づく履行義務により、製造済貨幣を引き渡したことによる収益であります。当該履行義務は製造済貨幣を引き渡す一時点において義務が充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。
②　その他の事業における収益	主に製造による販売収益であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することによって充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。 なお、製品等の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。
⑹　消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（注記事項）

固定資産の減損関係

減損を認識した固定資産

①　固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：円）

名　　称	用　　途	種　　類	場　　所	帳簿価額（減損前）	減 損 損 失	帳簿価額（減損後）
本局・北宿舎３号棟	職員の宿舎	建物	大阪府大阪市北区天満	837,522	—	837,522
本局・庁舎分室	職員の宿泊施設	建物		18,428,513	—	18,428,513
広島支局・五日市宿舎２号棟	職員の宿舎	建物	広島県広島市佐伯区五日市中央	12,800,079	—	12,800,079

②　減損の認識に至った経緯等

本局北宿舎３号棟の一部（５戸）、本局庁舎分室（男子寮部分）及び広島支局五日市宿舎２号棟の一部（２戸）については、平成28年度末をもって廃止したことから、減損を認識しましたが、回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っているため、減損額は生じませんでした。なお、回収可能サービス価額は当該資産の使用を継続することから使用価値相当額を採用し、当該資産の使用が想定されていない部分以外の部分について、減価償却後再調達価額を見積もり、算定しています。

金融商品関係

１．金融商品の状況に関する事項

当法人は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、余裕金の運用については預金、国債、地方債、政府保証債及び譲渡性預金に限定しており、有価証券及び投資有価証券については、地方債及び譲渡性預金のみを保有しており、株式等については保有しておりません。

２．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金は注記を省略しており、預金、有価証券、売掛金、未収金、買掛金及び未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　投資有価証券			
満期保有目的の債券			
地方債	7,100,000,000	6,917,130,000	△　182,870,000

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券の時価については、レベル１の時価に分類しております。

退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は、役職員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

退職一時金制度（非積立型制度である。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

また、当法人の退職給付債務には、退職共済年金等に係る整理資源が含まれております。

⑵　確定給付制度

ａ．退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：円）

	退職一時金	退職共済年金等に係る整理資源	合　計
期首における退職給付債務	7,295,549,693	548,876,113	7,844,425,806
勤務費用	302,298,080	0	302,298,080
利息費用	109,225,873	0	109,225,873
数理計算上の差異の当期発生額	△　168,548,322	0	△　168,548,322
退職給付の支払額㈱	△　125,022,137	△　94,341,000	△　219,363,137
過去勤務費用の当期発生額	0	0	0
期末における退職給付債務	7,413,503,187	454,535,113	7,868,038,300

㈱　当法人が支払った退職一時金に係る引当金△125,022,137円のうち、造幣局法附則第４条第２項に規定する造幣局がその成立した日において有することとなったものの額は△43,498,000円です。

ｂ．退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：円）

	退職一時金	退職共済年金等に係る整理資源	合　計
非積立型制度の未積立退職給付債務	7,413,503,187	454,535,113	7,868,038,300
未認識数理計算上の差異	742,356,231	91,619,083	833,975,314
未認識過去勤務費用	658,381,249	0	658,381,249
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,814,240,667	546,154,196	9,360,394,863
退職給付引当金	8,814,240,667	546,154,196	9,360,394,863
前払年金費用	0	0	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,814,240,667	546,154,196	9,360,394,863

ｃ．退職給付に関連する損益

（単位：円）

	退職一時金	退職共済年金等に係る整理資源	合　計
勤務費用	302,298,080	0	302,298,080
利息費用	109,225,873	0	109,225,873
数理計算上の差異の当期の費用処理額（△は費用の減額）	△　67,960,315	△　30,539,693	△　98,500,008
過去勤務費用の当期の費用処理額（△は費用の減額）	△　198,385,765	0	△　198,385,765
合計	145,177,873	△　30,539,693	114,638,180

ｄ．数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　退職一時金に係る債務　1.5％

整理資源に係る債務　4.2～4.6％

⑶　退職等年金給付制度

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、43,749,246円であります。

収益認識関係

⑴　収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分は、貨幣製造事業及びその他の事業であり、各事業の主な製品は、本邦貨幣、貨幣セット・勲章・褒章・記章及び金属工芸品であります。

上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、28,252,886,569円、20,255,102,007円であります。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針の「⑸　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当法人は、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る注記を省略しております。また、顧客等との契約における対価のうち取引価格に含まれない金額に重要なものはありません。

重要な債務負担行為

翌事業年度以降に支払を予定している重要な債務負担行為は、以下のとおりです。

999.9位金定型塊購入	4,059,777,150円
会計システム更新及び運用保守業務	2,089,940,905円
999.9位銀定型塊購入	1,855,469,011円
白銅クラッド圧延板購入	1,398,213,373円

重要な後発事象

該当事項はありません。

独立行政法人国立印刷局令和７事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局令和７事業年度の財務諸表について、次のとおり公告します。

令和８年７月30日

東京都港区虎ノ門二丁目２番３号
独立行政法人国立印刷局
理事長　河村　直樹

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

科　目	金　額	
（資産の部）		
Ⅰ　流動資産		
現金及び預金		28,190,383,768
有価証券　※１		2,999,394,376
売掛金		4,567,789,345
製　品		4,103,127,470
半製品		4,382,407,174
原材料		3,611,212,889
仕掛品		8,804,283,216
貯蔵品		2,251,494,434
前渡金		4,097,854
前払費用		78,911,377
未収金		85,776,659
未収収益		15,926,449
流動資産合計		59,094,805,011
Ⅱ　固定資産		
１　有形固定資産		
建　物	88,771,338,263	
減価償却累計額	△ 44,810,819,928	
減損損失累計額	△ 481,534,883	43,478,983,452
構築物	4,437,603,362	
減価償却累計額	△ 3,124,751,591	
減損損失累計額	△ 25,926,438	1,286,925,333
機械装置	112,398,841,597	
減価償却累計額	△ 87,956,181,854	
減損損失累計額	△ 169,397,396	24,273,262,347
車両運搬具	790,503,797	
減価償却累計額	△ 609,092,398	181,411,399
工具器具備品	10,962,535,272	
減価償却累計額	△ 7,730,354,648	3,232,180,624
土　地	113,943,892,693	
減損損失累計額	△ 172,401,000	113,771,491,693
建設仮勘定		7,266,478,078
有形固定資産合計		193,490,732,926
２　無形固定資産		
特許権		19,433,190
ソフトウェア		4,642,370,200
ソフトウェア仮勘定		517,032,410
産業財産権仮勘定		25,379,719
その他		520,000
無形固定資産合計		5,204,735,519
３　投資その他の資産		
投資有価証券　※１		14,281,276,361
長期性預金		6,000,000,000
長期未収金	267,443,947	
貸倒引当金	△ 267,443,947	0
長期前払費用		191,507,360
その他		2,376,600
投資その他の資産合計		20,475,160,321
固定資産合計		219,170,628,766
資産合計		278,265,433,777

（負債の部）		
Ⅰ　流動負債		
買掛金		1,525,102,683
未払金		5,677,640,778
未払費用		222,628,971
未払消費税等		1,406,943,800
預り金		160,389,769
賞与引当金		2,806,001,562
流動負債合計		11,798,707,563
Ⅱ　固定負債		
資産見返補助金等　※４		3,827,395
長期前受金		3,993,780,262
引当金		
退職給付引当金　※２	45,029,703,515	
役員退職手当引当金	17,812,614	45,047,516,129
資産除去債務　※３		330,528,244
その他		5,454,000
固定負債合計		49,381,106,030
負債合計		61,179,813,593
（純資産の部）		
Ⅰ　資本金		
政府出資金		111,832,724,915
Ⅱ　資本剰余金		
資本剰余金	5,498,964,961	
その他行政コスト累計額　※４	1,392,439,719	
減損損失相当累計額（△）　※４	△　172,401,000	
除売却差額相当累計額　※４	1,564,840,719	
資本剰余金合計		6,891,404,680
Ⅲ　利益剰余金		
前事業年度繰越積立金　※４	90,242,975,348	
当期未処分利益	8,118,515,241	
（うち当期総利益）	(8,118,515,241)	
利益剰余金合計		98,361,490,589
純資産合計		217,085,620,184
負債純資産合計		278,265,433,777

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

項　　目	金　　額	
Ⅰ　損益計算書上の費用		
売上原価	64,152,860,581	
販売費及び一般管理費	10,640,387,395	
営業外費用	269,206,227	
特別損失	107,630,372	
損益計算書上の費用合計		75,170,084,575
Ⅱ　その他行政コスト		
減損損失相当額　※		6,549,999
Ⅲ　行政コスト		75,176,634,574

※　「減損損失相当額」は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目となっております。

注記事項

１　当法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	75,176,634,574円
自己収入等	△83,287,982,082円
機会費用	2,657,024,244円
当法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	△ 5,454,323,264円

２　機会費用の計上方法

政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

政府出資等の機会費用は、10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に、2.345％で計算しております。

国又は地方公共団体との人事交流による出向役員から生ずる機会費用の計算方法

当該役員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、当法人での勤務期間に対応する部分について、独立行政法人国立印刷局役員退職手当規則に定める退職手当支給基準等を参考に計算しております。

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ　売上高		
製品売上高	74,318,882,799	
公広告料収入	8,383,304,407	82,702,187,206

Ⅱ　売上原価		
製品期首たな卸高　※１	3,932,212,202	
当期製品製造原価　※３	64,550,655,957	
合　計	68,482,868,159	
他勘定振替高　※２	226,880,108	
製品期末たな卸高　※１	4,103,127,470	64,152,860,581
売上総利益		18,549,326,625
Ⅲ　販売費及び一般管理費		
役員報酬	120,296,170	
給与手当	3,099,911,490	
雑　給	54,228,419	
賞　与	1,060,220,813	
退職給付費用	95,420,228	
役員退職手当引当金繰入額	6,266,618	
運送費	103,221,023	
広告宣伝費	195,411,855	
法定福利費	625,566,708	
福利厚生費	7,891,511	
旅費等交通費	58,040,644	
通信費	96,001,614	
消耗品費	147,498,819	
光熱費	66,725,279	
減価償却費	1,156,095,529	
修繕費	25,505,506	
保守点検費	276,802,337	
保険料	28,779,408	
賃借料	10,920,895	
支払手数料	18,228,035	
教育研修費	17,182,555	
委託費	1,060,871,168	
租税公課	32,796,828	
会議費・交際費	60,147	
研究開発費　※３	2,274,552,798	
雑　費	1,890,998	10,640,387,395
営業利益		7,908,939,230
Ⅳ　営業外収益		
受取利息	50,276,768	
有価証券利息	120,323,432	
受取賃貸料	2,918,308	
資産見返補助金等戻入　※４	617,734	
その他の営業外収益	411,931,370	586,067,612
Ⅴ　営業外費用		
固定資産除却損　※５	250,765,709	
その他の営業外費用	18,440,518	269,206,227
経常利益		8,225,800,615
Ⅵ　特別利益　※６		
固定資産売却益		344,998
Ⅶ　特別損失　※７		
減損損失		107,630,372
当期純利益		8,118,515,241
当期総利益		8,118,515,241

製　造　原　価　明　細　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

区　　分	金　　額	
Ⅰ　材料費		13,501,890,610
Ⅱ　労務費		27,981,045,987
Ⅲ　経　費		26,792,652,413
（外注加工費）	(218,496,567)	
（減価償却費）	(11,656,562,754)	
当期総製造費用		68,275,589,010
半製品期首たな卸高		2,774,035,372
仕掛品期首たな卸高		10,021,486,210
合　計		81,071,110,592
半製品期末たな卸高		4,382,407,174
仕掛品期末たな卸高		8,804,283,216
他勘定振替高		3,333,764,245
当期製品製造原価		64,550,655,957

（注１）　原価計算方法は、日本銀行券、旅券冊子及び官報等については標準総合原価計算、その他の製品については、製造オーダー別の標準個別原価計算を採用しております。標準原価と実際原価の原価差額については、期末に製品、半製品、原材料、仕掛品、貯蔵品及び売上原価等に配分しております。

（注２）　他勘定振替高の内訳は、以下のとおりであります。

１　貯蔵品へ振り替えられた版面等の完成入庫高　2,504,018,224円
２　研究開発費へ振り替えられた費用　439,233,724円
３　その他　390,512,297円

純資産変動計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金	Ⅱ　資本剰余金				Ⅲ　利益剰余金				純資産合計
	政府出資金	資本剰余金		その他行政コスト累計額		前事業年度繰越積立金	積立金	当期未処分利益	うち当期総利益	
		減資差益	国庫納付差額	減損損失相当累計額（△）	除売却差額相当累計額					
当期首残高	111,832,724,915	7,427,851,783	△ 1,928,886,822	△ 172,517,991	1,571,507,709	85,011,716,799	0	7,625,090,101	—	211,367,486,494
当期変動額										
Ⅰ　資本剰余金の当期変動額										
固定資産の除売却				6,666,990	△ 6,666,990					0
固定資産の減損				△ 6,549,999						△ 6,549,999
Ⅱ　利益剰余金の当期変動額										
⑴利益の処分										
前事業年度からの繰越し						5,231,258,549	△ 5,231,258,549			0
利益処分による積立							7,625,090,101	△ 7,625,090,101		0
国庫納付金の納付							△ 2,393,831,552			△ 2,393,831,552
⑵その他										
当期純利益								8,118,515,241	8,118,515,241	8,118,515,241
当期変動額合計	0	0	0	116,991	△ 6,666,990	5,231,258,549	0	493,425,140	8,118,515,241	5,718,133,690
当期末残高	111,832,724,915	7,427,851,783	△ 1,928,886,822	△ 172,401,000	1,564,840,719	90,242,975,348	0	8,118,515,241	8,118,515,241	217,085,620,184

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

項目	金額
Ⅰ　業務活動によるキャッシュ・フロー	
原材料購入による支出	△ 14,856,607,691
人件費支出	△ 37,824,729,772
その他の業務支出	△ 18,688,614,898
製品売上収入	73,463,934,542
公広告料収入	8,346,877,912
その他の収入	13,480,122,808
小　計	23,920,982,901
利息の受取額	151,250,457
国庫納付金の支払額	△ 2,393,831,552
消費税等の支払額	△ 3,610,817,800
業務活動によるキャッシュ・フロー	18,067,584,006

Ⅱ　投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△	9,500,000,000
有価証券の償還による収入		13,100,000,000
投資有価証券の取得による支出	△	8,771,990,000
長期性預金の預入による支出	△	6,000,000,000
有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△	13,872,623,464
有形固定資産の売却による収入		356,340
投資活動によるキャッシュ・フロー	△	25,044,257,124
Ⅲ　資金増加額（又は減少額）	△	6,976,673,118
Ⅳ　資金期首残高		25,667,056,886
Ⅴ　資金期末残高		18,690,383,768

利益の処分に関する書類

（令和８年６月18日）

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ　当期未処分利益			8,118,515,241
当期総利益		8,118,515,241	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		8,118,515,241	8,118,515,241

（注）　当期の利益処分後の積立金額8,118,515,241円のうち、独立行政法人国立印刷局法（平成14年法律第41号）第15条第１項に規定する国庫納付相当額は、3,667,446,986円であり、令和８年７月10日までに納付することとなっております。

注　記

Ⅰ　重要な会計方針

１　減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

建物及び構築物については定額法、建物及び構築物以外については定率法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、「法人税法」（昭和40年法律第34号）に規定する方法と同一の基準によっております。主な耐用年数は、次のとおりであります。

種類	耐用年数
建物	３年～50年
構築物	２年～60年
機械装置	４年～10年
車両運搬具	４年～７年
工具器具備品	２年～20年

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、「法人税法」（昭和40年法律第34号）に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

２　引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

⑵　賞与引当金

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

⑶　退職給付引当金

職員の退職給付等に備えるため、当事業年度末における退職一時金及び整理資源負担金に係る債務の見込額を計上しております。

なお、当法人の退職給付債務については、独立行政法人移行時に承継したものを含め、運営費交付金による財源措置はなく、事業収益（自己収入）を支払財源として支出しております。

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

退職一時金に係る過去勤務費用は、その発生時に在職する職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

整理資源負担金債務については、発生した差異を発生年度に損益処理することとしております。

⑷　役員退職手当引当金

役員の退職手当の支出に備えるため、独立行政法人国立印刷局役員退職手当規則に基づく期末要支給額を計上しております。

３　有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券については、償却原価法（定額法）によっております。

４　棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による低価法によっております。

５　収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造による販売収益であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

なお、製品等の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

６　消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

７　表示方法の変更

前事業年度において、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「長期前受金」は、金額的重要度が増したため、当事業年度から独立掲記しております。

Ⅱ　貸借対照表

※１　有価証券及び投資有価証券

⑴　満期保有目的の債券で時価のあるもの

区　　分	種　　類	貸借対照表計上額	決算日における時価	差　　額
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	13,593,261,817円	13,443,048,500円	△ 150,213,317円
	政府保証債	3,687,408,920円	3,617,342,000円	△ 70,066,920円
	合　　計	17,280,670,737円	17,060,390,500円	△ 220,280,237円

⑵　満期保有目的の債券の今後の償還予定額

区　　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内
地方債	3,000,000,000円	10,800,000,000円	0円
政府保証債	0円	3,700,000,000円	0円
合　　計	3,000,000,000円	14,500,000,000円	0円

※２　退職給付引当金

⑴　採用している退職給付制度の概要

当法人は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度）及び国家公務員共済組合法の退職等年金給付制度を採用しております。

非積立型の退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

⑵　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

区　　分	退職一時金	整理資源負担金
期首における退職給付債務	35,860,678,146円	2,453,524,232円
勤務費用	1,203,351,132円	0円
利息費用	625,920,265円	0円
数理計算上の差異の当期発生額	△ 2,178,354,318円	0円
退職給付の支払額	△ 1,001,368,381円	△ 425,347,000円
期末における退職給付債務	34,510,226,844円	2,028,177,232円

⑶　退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

区　　分	退職一時金	整理資源負担金
退職給付債務	34,510,226,844円	2,028,177,232円
未認識数理計算上の差異	4,829,096,560円	0円
未認識過去勤務費用	3,662,202,879円	0円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	43,001,526,283円	2,028,177,232円
退職給付引当金	43,001,526,283円	2,028,177,232円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	43,001,526,283円	2,028,177,232円

⑷　退職給付に関連する損益

区　　分	退職一時金	整理資源負担金
勤務費用	1,203,351,132円	0円
利息費用	625,920,265円	0円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	57,456,683円	0円
過去勤務費用の当期の費用処理額	△ 1,137,777,248円	0円
合　　計	748,950,832円	0円

⑸　数理計算上の計算基礎に関する事項

区　　分	退職一時金
割引率	1.138～3.845％

⑹　退職等年金給付制度に関する事項

当法人の退職等年金給付制度への要拠出額は、211,300,364円であります。

⑺　その他の退職給付に関する事項

イ　退職一時金について

当法人は、平成15年４月１日の独立行政法人移行時に、国の勤務期間に相当する退職一時金に係る退職給付債務として、当時の在職者5,499人に係る73,234,549,109円を一括で承継しております。このうち、令和８年３月31日時点の在職者2,021人に対応する国の勤務期間に相当する額は12,184,599,553円（※）であり、当該債務は73,234,549,109円から61,049,949,556円の減少となっております。

※令和８年３月31日に在職している2,021人の承継時の債務であり、独立行政法人移行後の退職給付債務の増減は考慮しておりません。

ロ　整理資源負担金及び恩給負担金について

整理資源負担金及び恩給負担金については、平成15年４月１日の独立行政法人移行時に、国の勤務期間に相当する退職給付債務として、38,596,458,329円を一括で承継しております。このうち、令和８年３月31日時点における当該債務の残高は上記⑶のとおり2,028,177,232円であり、当該債務は38,596,458,329円から36,568,281,097円の減少となっております。

なお、平成30事業年度末をもって恩給負担金に係る債務はなくなりました。

※３　資産除去債務

⑴　当該資産除去債務の概要

当法人は、土壌汚染調査費用及び石綿処分費用について資産除去債務を計上しております。

⑵　当該資産除去債務の金額の算定方法

負債計上した資産除去債務の金額の算定に当たっては、使用見込期間は耐用年数、割引率は取得時における国債利回りを採用しております。

⑶　当事業年度における資産除去債務の総額の増減

期首残高	327,870,011円
時の経過による調整額	2,658,233円
資産除去債務の履行による減少額	0円
期末残高	330,528,244円

※４　独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目

「資産見返補助金等」、「その他行政コスト累計額」、「減損損失相当累計額（△）」、「除売却差額相当累計額」及び「前事業年度繰越積立金」は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目となっております。

なお、「その他行政コスト累計額」のうち、独立行政法人に対する出資を財源に取得した資産に係る金額は、1,448,982,242円であります。

Ⅲ　行政コスト計算書

注記事項については、行政コスト計算書を参照してください。

Ⅳ　損益計算書

※１　製品期首たな卸高及び製品期末たな卸高

製品期首たな卸高は、前事業年度の製品期末たな卸高を計上しております。

また、製品期末たな卸高は、1,630,128円の評価減を実施した後の金額を計上しております。

※２　他勘定振替高

自製した製品のうち、見本品等に供したものであります。

※３　研究開発費

当期総製造費用及び一般管理費に含まれる研究開発費は、2,285,307,234円であります。

※４　独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目

「資産見返補助金等戻入」は、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目となっております。

※５　固定資産除却損（営業外費用）

固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

種類	固定資産除却損計上額
建物	31,693,258円
構築物	380,956円
機械装置	7,690,859円
車両運搬具	24円
工具器具備品	1,370,477円
その他	379,504円
合計	41,515,078円

なお、固定資産除却損には、上記のほかに209,250,631円の解体・撤去費用が含まれております。

※６　特別利益

特別利益に計上した固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

車両運搬具の売却益	344,998円

※７　特別損失

特別損失に計上した減損損失の内容は、次のとおりであります。

償却資産の減損による当期発生額	107,630,372円

Ⅴ　キャッシュ・フロー計算書

１　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手元現金及び要求払預金から成っております。

２　資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	28,190,383,768円
定期預金	△ 9,500,000,000円
資金期末残高	18,690,383,768円

Ⅵ　固定資産の減損会計に関する事項

１　職員宿舎

名称	用途	種類	場所	面積	減損前帳簿価額	減損損失相当累計額	減損後帳簿価額
都内宿舎（一部）	住宅用のもの	土地	東京都世田谷区上用賀外	21,140.60㎡	7,513,212,000円	―	7,513,212,000円

当該土地は、職員宿舎用の土地であり、宿舎として廃止をしていることから、減損の兆候が認められ、認識及び測定を行っております。

回収可能サービス価額（正味売却価額）の算定方法については、不動産鑑定評価額又は路線価による相続税評価額から処分費用見込額を控除した価額とし、帳簿価額を上回っているため、減損額は算出されておりません。

なお、赤羽台宿舎の一部については、令和８年度中に地方公共団体と譲渡に向けた手続を進める予定としております。

２　電話加入権

種類	１回線当たり帳簿価額	回線数	減損前帳簿価額	減損損失相当累計額	減損後帳簿価額
令和７年度末における使用回線	13,000円	40回線	520,000円	―	520,000円

使用中の回線は、電話加入権の売買市場価格が著しく下落しているため、減損の兆候が認められましたが、ＮＴＴの施設設置負担金等が36,800円となっており、帳簿価額を上回っていることから、減損額は算出されておりません。

3　当事業年度に使用しなくなった資産

(1)　償却資産

機　関	名　称	用　途	種　類	場　所	減損前帳簿価額	減　損　損　失	減損後帳簿価額
研究所	抄紙機	研究用	機械装置	神奈川県小田原市酒匂	5,390,631円	5,390,630円	1円
東京工場	電気錠	電気錠	建物	東京都北区西ヶ原	271,895円	271,894円	1円
	空気調整設備	空気調整設備	建物		71,779円	71,778円	1円
	銀行券検査仕上機	銀行券製造設備	機械装置		20,557,558円	20,557,556円	2円
	スタンピング装置	諸証券製造設備	機械装置		2円	1円	1円
	統合予算・決算書システム	統合予算・決算書システム	ソフトウェア		11,194,000円	11,193,997円	3円
	官報システム	官報システム	工具器具備品 ソフトウェア	東京都北区西ヶ原 埼玉県さいたま市中央区新都心	30,214,241円	30,214,236円	5円
小田原工場	電灯	電灯設備	建物	神奈川県小田原市酒匂	317,837円	317,836円	1円
	銀行券凸版印刷機	銀行券製造設備	機械装置		29,063,798円	29,063,797円	1円
静岡工場	雑屋外	雑屋外	建物	静岡県静岡市駿河区国吉田	392,278円	392,272円	6円
彦根工場	銀行券検査仕上機	銀行券製造設備	機械装置	滋賀県彦根市東沼波町	10,156,376円	10,156,375円	1円

(2)　非償却資産

機　関	名　称	用　途	種　類	場　所	減損前帳簿価額	減損損失相当累計額	減損後帳簿価額
東京工場	空気調整設備（設計書）	空気調整設備	建設仮勘定	東京都北区西ヶ原	6,550,000円	6,549,999円	1円

当該施設等は、令和７年度末までに使用しなくなったもので、減損の兆候が認められ、認識及び測定を行っております。

回収可能サービス価額の算定方法については、当該施設等の解体撤去等を行うため、「備忘価額１円」とし、帳簿価額との差額を減損損失及び減損損失相当累計額として計上しております。

4　使用しないという決定を行った場合であって、使用しなくなる日が翌事業年度以降の資産

機　関	名　称	用　途	種　類	場　所	面　積	使用しなくなる日（予定）	使用しなくなる日における価額		
							帳簿価額の見込額	回収可能サービス価額の見込額	減損額の見込額（注）
本局	水そう外	水そう外	建物 構築物	東京都北区滝野川	—	令和９年１月	4円	3円	1円
	樹木	樹木	構築物	徳島県三好市池田町シンマチ	—	令和８年５月	1,535円	1円	1,534円
	ネットワーク仮想化基盤	ネットワーク仮想化基盤	工具器具備品 ソフトウェア	東京都北区王子 岡山県岡山市東区西大寺上	—	令和９年２月	1,869,039円	2円	1,869,037円

東京工場	電灯外	電灯設備外	建物	東京都北区西ヶ原	—	令和８年６月	35,877円	6円	35,871円
	大判模様検査装置	銀行券製造設備	機械装置		—	令和８年10月	1,677,214円	2円	1,677,212円
	銀行券検査仕上機		機械装置		—	令和９年３月	8,948,123円	1円	8,948,122円
	オフセット印刷機	国会用製品等製造設備	機械装置		—	令和９年３月	2円	1円	1円
	一般系編集システム	一般系編集システム	工具器具備品 ソフトウェア	東京都北区西ヶ原 東京都千代田区永田町	—	令和９年３月	328,793円	3円	328,790円
王子工場	準備棟外	準備棟外	建物 構築物	東京都北区王子	—	令和８年９月	38,148,901円	15円	38,148,886円
小田原工場	大判模様検査装置	銀行券製造設備	機械装置	神奈川県小田原市酒匂	—	令和８年５月	1,919,696円	2円	1,919,694円
	銀行券特殊印刷機		機械装置		—	令和８年７月	1,080,325円	1円	1,080,324円
静岡工場	銀行券検査仕上機	銀行券製造設備	機械装置	静岡県静岡市駿河区国吉田	—	令和８年８月	7,677,868円	1円	7,677,867円
彦根工場	銀行券検査仕上機	銀行券製造設備	機械装置	滋賀県彦根市東沼波町	—	令和８年７月	7,859,186円	1円	7,859,185円
	銀行券特殊印刷機		機械装置		—	令和８年９月	1,133,394円	1円	1,133,393円
	大判模様検査装置		機械装置		—	令和８年10月	1,677,214円	2円	1,677,212円

（注）　償却資産の減損損失の見込額であります。

当該施設等は、設備更新及び用途廃止に伴い、除却を予定していることから、減損の兆候が認められます。使用しなくなる日における回収可能サービス価額及び減損額の見込額については、解体撤去を予定しているため「備忘価額１円」とし、帳簿価額との差額を減損額の見込額として記載しております。

Ⅶ　金融商品の時価等

１　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、公共債及び金銭信託に限定しております。

売掛金及び未収金の未収債権に係るリスクに対しては、国立印刷局会計細則の規定に基づき、債権ごとに期日管理を行うことにより対応しております。

また、有価証券及び投資有価証券は、「独立行政法人通則法」（平成11年法律第103号）第47条の規定等に基づき、公共債等を保有しており株式等は保有しておりません。

２　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金は注記を省略しており、預金、有価証券、売掛金、未収金、買掛金、未払金及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴投資有価証券 満期保有目的の債券	14,281,276,361円	14,083,790,500円	△　197,485,861円
⑵長期性預金	6,000,000,000円	5,995,783,629円	△　4,216,371円

（注）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下のレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

⑴　投資有価証券

債券（公共債）の時価は、取引金融機関から提示された価格によっており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

⑵　長期性預金

長期性預金の時価は、期間に基づく区分ごとに、将来キャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しておりますが、取引金融機関から時価の提示があったマルチコーラブル預金については、提示された価格によっており、いずれもその時価をレベル２の時価に分類しております。

Ⅷ　賃貸等不動産の時価等

当法人は、廃止した宿舎等現状将来の使用が見込まれていない不動産を保有しております。

これら賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

		貸借対照表計上額			当期末の時価
		前期末残高	当期増減額	当期末残高	
将来の使用が見込まれていない不動産	土地	7,513,212,000円	0円	7,513,212,000円	13,219,070,250円
	建物	487円	0円	487円	487円

（注１）　貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

なお、建物に構築物を含めております。

（注２）　将来の使用が見込まれていない不動産の当期末の時価については、土地は不動産鑑定評価額又は路線価による相続税評価額、建物は備忘価額としております。

また、賃貸等不動産に関する令和７事業年度における収益及び費用等の状況は、次のとおりであります。

		収益	費用	差額	その他（売却損益等）
将来の使用が見込まれていない不動産	土地	0円	4,612,001円	△ 4,612,001円	0円
	建物	0円	3,520,357円	△ 3,520,357円	0円

（注）　費用には、委託費等を計上しております。

Ⅸ　収益認識に関する注記事項

１　収益の分解情報

当法人の一定の事業等のまとまりごとの区分は、銀行券等事業及び官報等事業であり、各事業の主な製品は、日本銀行券、官報であります。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における収益は、70,916百万円及び11,786百万円であります。

２　収益を理解するための基礎となる情報

「Ⅰ　重要な会計方針」の「５　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

３　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当法人は、当初の予想契約期間が１年を超える重要な取引はないため、残存履行義務に係る注記を省略しております。また、顧客との契約における対価のうち取引価格に含まれない金額に重要なものはありません。

Ⅹ　重要な債務負担行為

翌年度以降に支払を予定している債務負担行為額が５億円以上であるものは、次のとおりであります。

件名		契約年月日	債務負担額
1	王子工場事業棟新築ほか工事（建築）	（令和４年９月27日） （令和５年３月28日） （令和６年３月６日） 令和７年２月28日	5,977,087,418円
2	旅券用ＩＣシート（16面）Ｂ	令和７年８月27日	3,674,880,000円
3	新配信システムの設計開発及び保守運用支援作業	令和８年２月17日	3,627,090,500円
4	王子工場事業棟新築ほか工事（電気設備）	（令和４年10月11日） 令和７年２月26日	3,410,787,162円
5	旅券用ＩＣシート（16面）Ａ	令和７年８月26日	3,104,640,000円
6	銀行券印刷機	令和７年５月27日	2,813,800,000円
7	パッチ型ＯＶＤフォイル	（令和７年７月１日） 令和８年３月17日	1,791,443,500円
8	銀行券検査仕上機外１件	令和７年３月24日	1,740,310,000円
9	王子工場事業棟新築ほか工事（機械設備）	（令和５年３月29日） 令和７年３月６日	1,516,903,060円
10	ストライプ型ＯＶＤフォイル	令和７年６月27日	1,384,152,000円
11	製紙原材料Ａ・Ｂ	令和７年８月８日	1,327,634,550円
12	官報公文システムの機能拡充等及び維持管理作業	令和８年２月18日	1,152,800,000円
13	大型作成機	令和８年２月２日	1,149,500,000円
14	新業務システム（二次開発）構築作業	令和７年９月16日	1,061,500,000円
15	生産管理システムの更新作業外１件	令和７年９月19日	910,250,000円
16	銀行券自動封包機	令和７年７月３日	833,800,000円
17	冊子丁合用材料	令和６年５月１日	804,038,400円
18	銀行券凸版印刷機	令和６年６月６日	773,300,000円
19	品質管理システム機能強化開発等請負作業	令和７年６月25日	759,440,000円
20	共通情報基盤に係る機器等の購入及び保守	令和６年８月23日	638,000,000円
21	アバカパルプ（亜硫酸ソーダ蒸煮）(5)	令和８年１月14日	503,800,000円

（注）　契約変更を行った場合、（　）には当初契約年月日を表示しております。

Ⅺ　重要な後発事象

該当事項はありません。

出品預証書紛失に伴う証書の無効公告

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

令和８年７月30日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ｊ第1162号	昭和56年12月３日	古代学研究会 京都支部	令和８年６月30日	

下記のように出品預証書亡失の届け出がありましたので、京都国立博物館文化財受託規則第６条第２項により、事故発生の日以後無効とします。

令和８年７月30日

独立行政法人国立文化財機構
京都国立博物館

亡失証書記号番号	交付年月日	亡失者氏名	亡失年月日	備　考
京博Ｇ第2534号	昭和46年６月９日	竹中　　浩	令和８年６月１日	
京博Ｇ第4155号	令和４年11月10日	竹中　　浩	令和８年６月１日	

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により次のとおり公告する。

令和８年７月30日　上越市長　小菅　淳一

1　対象となる特定空家等

⑴　所在地

上越市中郷区藤沢字蟻塚２番地８

（公図上の表示：２番７、２番22）

⑵　建築物の概要

①　家屋番号　２番８の１
種　　類　店舗
構　　造　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
延床面積　256.29㎡

②　家屋番号　２番８の２
種　　類　店舗
構　　造　木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建
延床面積　244.61㎡

2　所有者等に命じる必要な措置

３の期限までに１の建築物を解体し、及び除却するとともに、当該建築物の内部の動産については、これを搬出し、適正に処理すること。

3　措置期限　令和８年８月26日

期限までに２の措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が当該措置を行う。当該措置後、所有者等が確知された場合は、措置に要した費用を徴収する。

4　動産等の取扱い

市長等が３の措置を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。動産等について権利を主張しようとする者は、３の期限までに搬出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、次の問合せ先へ通知すること。

5　問合せ先

上越市都市整備部建築住宅課
電話　025―520―5786

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年七月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三十日
札幌市中央区南十一条西十八丁目一四四九番地
有限会社赤坂真デザインン室
清算人　吉川　立男

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三十日
札幌市厚別区上野幌三条五丁目二番二一号
合同会社カスケード
清算人　井下　博恵

解散公告

当社は、令和八年七月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三十日
札幌市中央区南十一条西十八丁目一四四九番地
有限会社赤坂真デザインン室
清算人　吉川　立男

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三十日
札幌市厚別区上野幌三条五丁目二番二一号
合同会社カスケード
清算人　井下　博恵

解散公告

当社は、令和八年七月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三日
青森県五所川原市字錦町一番地二〇
株式会社川浪米穀
代表清算人　川浪　眞裕

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三十日
青森県八戸市長者一丁目七番三八号
有限会社坂本商店
清算人　坂本　剛康

解散公告

当法人は、令和七年十月十三日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三十日
秋田県北秋田市阿仁幸屋渡字上添根六四番地二
特定非営利活動法人秋田内陸線沿線地域エコミュージアム会議
清算人　大穂耕一郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
令和八年七月三十日
福島県福島市本内字南街道下三番地の一
株式会社アマノ・プランニング
代表清算人　天野　　修

解散公告

当社は、令和八年七月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

茨城県龍ケ崎市小通幸谷町五六四番地一九

株式会社青空

代表清算人　大澤　芳弘

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

茨城県水戸市元吉田町二九九番地の六

合同会社グロービート

代表清算人　西尾由香理

解散公告

当社は、令和八年六月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

栃木県小山市城西一丁目二七番地一四

合同会社Ｓｕｃｒｉａ

清算人　野口　政寿

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

埼玉県所沢市大字山口五一六八番地

有限会社池辺美装

清算人　池邉　正亭

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

埼玉県久喜市緑一丁目二一番一一号

株式会社Ｍ．Ａ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ

代表清算人　アシュラフ・ダウッド・ラザ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

埼玉県さいたま市緑区大字中尾一六四七番地一五

有限会社鹿電工

清算人　吉村　三夫

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

埼玉県狭山市根岸一丁目二二番一号

有限会社オネストランド

清算人　小島　榮子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

埼玉県さいたま市緑区大字中尾一一五五番地六

株式会社ぷれしゃすらいふ

代表清算人　小松さやか

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

埼玉県草加市谷塚一丁目二〇番六―一〇三号

有限会社ランズ

清算人　神原　智雪

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

埼玉県川口市大字安行吉蔵一〇五番地の六

株式会社アールズ・スタイル

代表清算人　飯田　玲奈

解散公告

当社は、令和八年五月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

千葉市中央区中央二丁目九番二〇号三利ビル

株式会社千葉青色申告会館

代表清算人　石橋　哲

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

千葉県袖ケ浦市蔵波台五丁目九番地一

ジーホーム株式会社

代表清算人　岡田　浩二

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

千葉県千葉市花見川区犢橋町三二〇番地五

株式会社ＳＪＴ

代表清算人　赤羽　武

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都港区海岸一丁目二番二〇号汐留ビルディング三階ＣＳＣＪａｐａｎＣｏｒｐｏｒａｔｅＳｅｒｖｉｃｅｓ株式会社内

ＵＩＶマネジメント3合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

特定目的会社ＬＣＪ印西

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和八年七月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都杉並区西荻北三丁目一九番一二号

有限会社三喜食堂

清算人　畔上　純一

解散公告

当社は、令和八年七月十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都千代田区九段南一丁目五番六号りそな九段ビル五階

ＳＨＣ合同会社

清算人　服部　紀男

解散公告

当社は、令和八年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都新宿区中井二丁目一一番五号

ＴＥＴＣＯ株式会社

代表清算人　久保　敏秀

解散公告

合同会社コムスペースは、令和八年六月三十日をもちまして解散いたしました。つきましては、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都あきる野市野辺一丁目七八番

合同会社コムスペース

清算人　神田　明延

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都新宿区西新宿六丁目一二番六号コアロード西新宿六〇六

合同会社マル

清算人　伊藤　都子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都町田市真光寺三丁目二六番地一

有限会社オルフェ

清算人　松田　丈夫

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都渋谷区本町二丁目九番二〇号

有限会社いちかわ

清算人　市川　勉

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都渋谷区神南一丁目一一―四ＦＰＧリンクス神南五階

株式会社ＷＥＢ　ＷＯＲＫＳ

代表清算人　谷家　大樹

解散公告

当社は、令和八年七月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都墨田区横川三丁目六番七号三―Ｎ室

星燎株式会社

代表清算人　相澤　健

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都中央区銀座四丁目六番一号三幸アセットマネジメント株式会社内

合同会社ＺＥＨＰＪ１０

清算人　平野　和俊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都中央区銀座四丁目六番一号三幸アセットマネジメント株式会社内

合同会社ＺＥＨＰＪ１３

清算人　平野　和俊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都中央区銀座四丁目六番一号三幸アセットマネジメント株式会社内

合同会社ＨＭＺＥＨ１

清算人　平野　和俊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都中央区銀座四丁目六番一号三幸アセットマネジメント株式会社内

合同会社ＨＭＺＥＨ２

清算人　平野　和俊

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都中央区銀座四丁目六番一号三幸アセットマネジメント株式会社内

合同会社ＨＭＺＥＨ３

清算人　平野　和俊

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都中央区銀座四丁目六番一号三幸アセットマネジメント株式会社内

合同会社ＨＭＺＥＨ４

清算人　平野　和俊

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都目黒区目黒三丁目四番一六―二〇二号目黒ロイアルハイツ

株式会社シエルセラミックス

代表清算人　小杉　学

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都目黒区目黒三丁目四番一六―二〇二号

有限会社ケー・エス・エステート

清算人　小杉　学

解散公告

当社は、令和八年七月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都西東京市下保谷五丁目一三番一七―三〇八号

株式会社丸隆

代表清算人　菅森　義真

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

合同会社ウエストリーシング

清算人　赤津　忠祐

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社ウエストロジスティクス

代表清算人　赤津　忠祐

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

合同会社帯広キャピタル

清算人　赤津　忠祐

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都新宿区西新宿一丁目二〇番三号

株式会社ストーンキャリア

代表清算人　林　玄徳

解散公告

当社は、令和八年七月十四日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

合同会社ＦｕｎｓＣｏｄｅ

清算人　今枝　光

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都世田谷区上北沢四丁目一八番一五号

有限会社キタザワ企画

清算人　大垣　静江

解散公告

当社は、令和八年七月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都新宿区新宿二丁目六番八号

有限会社小澤

清算人　小澤　美昭

解散公告

当社は令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都台東区浅草五―三―一

宇禧株式会社

代表清算人　邱　健

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都杉並区高円寺南四丁目三番九号

株式会社亀屋精肉店

代表清算人　小暮　幸一

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都渋谷区代々木二丁目一四番五号

ＪＦＰアセットマネジメント株式会社

代表清算人　伏屋　慶二

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都江東区大島四丁目一番六―一〇五二号

株式会社ソナリ・エンタープライズ

代表清算人　カユモオモロ

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年七月十五日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

東京都武蔵野市中町一丁目一五番五号

株式会社アプリス販売

代表清算人　秋元　裕滋

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

神奈川県伊勢原市三ノ宮一四七七番地

有限会社エイセツ総建

清算人　佐久間寛美

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

神奈川県鎌倉市笛田五丁目三二番七号

株式会社オフィスキューＧＲ

代表清算人　木山　晃子

解散公告

当法人は、令和六年十二月十一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一四九条第一項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

横浜市港南区最戸一丁目三番一六号

一般社団法人横浜市民間病院協会

代表清算人　山本　登

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

横浜市港南区下永谷四丁目三番四三号

株式会社建設マネジメントセンター

代表清算人　松田　洋紀

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

神奈川県海老名市上今泉二丁目六番二一号

有限会社ビット

清算人　成田　三男

解散公告

当社は、令和八年五月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

石川県金沢市窪二丁目一一七番地

株式会社ビジネス・サポート

代表清算人　村田　明聰

解散公告

当社は、令和八年七月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

長野県上高井郡小布施町大字小布施一四九七番地二

株式会社レブト

代表清算人　村井　清二

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

長野県下高井郡木島平村上木島三八五三番地二ダイアパレス木島平四一二号室

株式会社ＲＩＶＥＲ

代表清算人　西川　裕香

解散公告

当法人は、令和八年六月三十日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

岐阜県加茂郡白川町下佐見一五九二番地二

一般財団法人日本エゴマ協会

代表清算人　服部　圭子

解散公告

当社は、令和八年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

静岡県磐田市寺谷三六六番地一

有限会社ピア保険ネット

代表清算人　平野　君代

解散公告

当法人は、令和八年六月十七日社員総会の決議をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

愛知県名古屋市中区栄四丁目一六番八号栄メンバーズオフィスビル四〇六Ａ

特定非営利活動法人シニアキャリアサポート

清算人　長野　健一

解散公告

当社は、令和八年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

愛知県小牧市久保本町三三番地の八

有限会社ペニーレイン

清算人　吉光　聡

解散公告

当社は、令和八年七月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

名古屋市中村区平池町四丁目六〇番地の一二グローバルゲート一一Ｆ　ＷｅＷｏｒｋ

グローバルゲート名古屋

ＬＥＥＫＲ　ＴＥＣＨＮＯＬＯＧＹ株式会社

代表清算人　謝　一方

解散公告

当社は、令和八年七月十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

名古屋市中区栄五丁目二六―三九ＧＳ栄ビル三階

合同会社ＮＷ＆ＣＯ.

清算人　柴田枝里子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

三重県松阪市春日町三丁目一七九番地三

チエサ・コルテ二階

株式会社オネストＭＩＥ

代表清算人　谷口　正直

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

三重県松阪市嬉野野田町五〇番二一

特定非営利活動法人ミュージックサロン音あそび教室

清算人　西井妃美子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

大阪市東淀川区相川一丁目二番二―五二六号

有限会社グッドスマイル

清算人　上田　時子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

大阪府豊中市上野西四丁目七番一六―八〇三号

川浦運送株式会社

代表清算人　川浦　豊

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

大阪市中央区平野町一丁目六番八―七〇八号

ＰｅｔＳｎｏｗｙ株式会社

代表清算人　鄧　一康

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

大阪市西天王寺区玲人町二―三一ＳｔａｒＯｆｆｉｃｅ大阪天王寺北七〇六号室

匠心株式会社

代表清算人　ニエ　チョウ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

大阪市西成区花園北二―一―六―三〇一

崇睿水産技術開発株式会社

代表清算人　祝　春英

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

大阪府富田林市若松町西一丁目一八七八―一

一般社団法人洗車の王国人材交流会

代表清算人　吉田　宜史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

大阪市天王寺区伶人町二―三一ＳｔａｒＯｆｆｉｃｅ大阪天王寺北七〇六号室

匠心株式会社

代表清算人　ニエ　チョウ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

大阪市西成区花園北二―一―六―三〇一

崇睿水産技術開発株式会社

代表清算人　祝　春英

解散公告

当社は、令和八年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

大阪府八尾市渋川町七丁目四―一―三〇八

ＡＭＯＳ株式会社

代表清算人　呉　頔

解散公告

当社は、令和八年二月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

大阪市阿倍野区阪南町五丁目一〇番六号

株式会社ロイス美容室

代表清算人　宮之原みつ子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

大阪市都島区片町二丁目一番三〇―六〇二号

ＨＡＰＸ株式会社

代表清算人　陳　楽

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

大阪市北区中崎西一丁目二番一三号

株式会社システム・リバティ

代表清算人　長谷川謙二

解散公告

当社は、令和八年七月十四日の株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

神戸市灘区八幡町三丁目六―一七六甲ヴィラ二〇二号

安裕株式会社

代表清算人　姜　桜

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

兵庫県神戸市中央区中山手通八丁目五番一二号

株式会社ａｉｌｙ

清算人　吉田　竜子

解散公告

当社は、令和八年七月十五日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

神戸市中央区布引町一丁目一番八―八〇三号

株式会社ＥＫＡ神戸

代表清算人　石川　誠

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

兵庫県姫路市網干区新在家一三二一番地の一

株式会社高島商店

代表清算人　高島　正勝

解散公告

当社は、令和八年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

岡山県都窪郡早島町早島二七七六番地一

岡永工房株式会社

代表清算人　岡本　浩志

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

広島市中区幟町三丁目五五番ゼネラルビル四〇一号

ミライト合同会社

清算人　奥島　康弘

解散公告

当社は、令和八年六月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

広島県福山市南手城町四丁目二六番二七号

山陽自動車有限会社

清算人　小山　功

解散公告

当社は、令和八年六月三十日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

徳島県鳴門市撫養町斎田字浜端南一五九番地

有限会社湯本カラー

清算人　湯本　一生

解散公告

当社は、令和八年二月二十六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

広島県呉市天応伝十原町一二番二七号

株式会社藤岡組

代表清算人　藤岡　泰任

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

福岡市東区和白丘三丁目四番三〇号

株式会社松下

代表清算人　松下　茂

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

福岡県福岡市中央区赤坂一丁目一五番三三号　ダイアビル福岡赤坂三階

一般社団法人すこやか母子未来ネットワーク

代表清算人　瓦林達比古

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

福岡県行橋市大字金屋四七九番地七

エビスコ・ジャパン有限会社

清算人　長田　憲二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

福岡市城南区長尾五丁目一七番二六号

株式会社共創エンジニアリング

代表清算人　木村　俊雄

解散公告

当法人は、令和八年六月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

福岡県糸島市多久八一九番地一四

一般社団法人海洋産業開拓研究会

代表清算人　笠原　道明

解散公告

当社は、令和八年七月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

福岡県久留米市大善寺町宮本二九四番地一

株式会社工研Ｃｏ.

代表清算人　森山　浩一

解散公告

当社は、令和八年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

長崎市万屋町五番一三―一二〇二

凱崎株式会社

代表清算人　朱　敏

解散公告

当法人は、令和八年六月三十日付けで一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第二号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

熊本市中央区水前寺六丁目一八番一号

一般財団法人白川水源地域対策基金

代表清算人　西田　将人

解散公告

当社は、令和八年七月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

宮崎県西都市大字南方二八〇二番地二

サンフィールアグリ株式会社

代表清算人　柴冨　功

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

沖縄県沖縄市宮里二丁目一〇番三一号

有限会社アグリ沖縄

清算人　比屋根　禎

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年六月十五日責任役員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

三重県四日市市山田町二二八九番地の一

宗教法人眞勢寺

清算人　市原しげ子

債権申出先　兵庫県川西市小花二丁目七番四―一一〇六号

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年二月二十一日開催の総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和八年六月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

大阪市平野区長吉六反二丁目六番三九号

医療法人岡部耳鼻咽喉科医院

清算人　大西　博昭

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年七月一日開催の組合総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

兵庫県丹波市氷上町稲畑七六七番地

農事組合法人稲畑どろんこ会

清算人　梅垣　嘉位

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

岡山県都窪郡早島町早島一三八九番地

薬師庵

清算人　竹井　成範

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年六月一日松山地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

愛媛県松山市大字余戸一二〇四番地

宗教法人常寶院

清算人　吉村　紀行

解散公告（第二回）

当法人は、総会決議により令和八年三月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

青森県むつ市金谷一丁目一七番五五号

職業訓練法人むつ職業能力開発協会

清算人　下斗米昭兵

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月三十日開催の社員総会の決議並びに新潟県知事の認可により、令和八年四月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

新潟県新発田市新栄町一丁目一番六号

医療法人社団よつば会

清算人　渡部　坦

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年十二月三十一日開催の社員総会の決議並びに大阪市保健所長の認可により、令和八年六月十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

大阪市城東区新喜多一丁目二番七号リバーカントリーガーデン二〇三号室

医療法人祥和会

清算人　小森　正明

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月十五日大阪府知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

大阪府枚方市宇山町五番一七号

医療法人やしろ皮膚科

清算人　八代　典子

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年六月十九日、高松地方裁判所丸亀支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月三十日

香川県善通寺市金蔵寺町一三三七番地

宗教法人秀教寺

香川県丸亀市城西町二丁目四番二五号

アット丸亀ビル二階和田節代法律事務所

清算人　弁護士　和田　節代

第 70 期 決 算 公 告

令和８年７月30日

宮城県気仙沼市南町四丁目１番11号

株式会社小野良組

代表取締役社長　平野　省吾

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	6,328,434
	固定資産	457,488
	合計	6,785,922
負債及び純資産の部	流動負債	867,416
	固定負債	86,970
	株主資本	5,831,536
	資本金	100,000
	資本剰余金	30,000
	資本準備金	30,000
	利益剰余金	5,701,536
	その他利益剰余金	5,701,536
	（うち当期純利益）	(115,111)
	合計	6,785,922

第 9 期 決 算 公 告

令和８年７月30日

東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

東京共同会計事務所内

Herberge Investments Pte. Ltd.

日本における代表者　髙山　知也

貸借対照表の要旨

（令和７年12月31日現在）（単位：ＵＳドル）

科目		金額
資産の部	流動資産	606,678
	固定資産	4,851,867
	合計	5,458,545
負債及び純資産の部	流動負債	123,577
	固定負債	4,744,582
	資本金及び資本剰余金	590,386
	合計	5,458,545

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月29日

埼玉県川口市本町４丁目１番８号
株式会社ジェイエイ・エルピーガス情報センター
代表取締役社長　園山　　学

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,018,060	流動負債	805,630
固定資産	989,134	賞与引当金	28,795
有形固定資産	172,081	その他の流動負債	776,834
無形固定資産	156,579	固定負債	316,576
投資その他の資産	660,473	退職給付引当金	300,200
		役員退任慰労引当金	16,376
		株主資本	3,884,989
		資本金	100,000
		利益剰余金	3,784,989
		利益準備金	11,500
		その他利益剰余金	3,773,489
		（うち当期純利益）	(157,382)
資産合計	5,007,195	負債・純資産合計	5,007,195

第 44 期 決 算 公 告

令和８年６月29日　茨城県水戸市千波町2770番地74
株式会社北関東マツダ
代表取締役　内田　正生

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,033	流動負債	5,427
固定資産	9,071	固定負債	983
		退職給付引当金	621
		役員退職慰労引当金	0
		その他の固定負債	362
		株主資本	6,695
		資本金	260
		資本剰余金	981
		資本準備金	981
		利益剰余金	5,454
		その他利益剰余金	5,454
		（うち当期純利益）	(65)
資産合計	13,104	負債・純資産合計	13,104

第 37 期 決 算 公 告

令和８年６月30日
茨城県那珂市向山1002番地８
ＭＮＦサービス株式会社
代表取締役　上脇　好春

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	129,091
	固定資産	422
	資産合計	129,513
負純資債及産のび部	流動負債	74,693
	固定負債	1,020
	株主資本	53,800
	資本金	22,000
	利益剰余金	31,800
	利益準備金	5,500
	その他利益剰余金	26,300
	（うち当期純利益）	(8,112)
	負債・純資産合計	129,513

第 58 期決算公告

令和８年６月24日
茨城県那珂市向山1281番地
茨城スチールセンター株式会社
代表取締役社長　牧野　智治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,287,799
	固定資産	1,031,056
	資産合計	3,318,856
負純資債及産のび部	流動負債	1,583,267
	賞与引当金	57,738
	固定負債	68,113
	退職給付引当金	63,493
	株主資本	1,667,475
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,567,475
	利益準備金	27,500
	その他利益剰余金	1,539,975
	（うち当期純利益）	(61,475)
	負債・純資産合計	3,318,856

第 28 期 決 算 公 告

令和８年６月30日
山形市城南町一丁目１番１号
山形熱供給株式会社
代表取締役　小松　真吾

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	309,746
	固定資産	144,337
	合計	454,083
負純資債及産のび部	流動負債	47,584
	固定負債	0
	株主資本	406,499
	資本金	250,000
	利益剰余金	156,499
	その他利益剰余金	156,499
	（うち当期純利益）	(61,971)
	評価・換算差額等	0
	繰延ヘッジ損益	0
	合計	454,083

第 35 期決算公告

2026年７月30日
千葉県成田市南三里塚78番地７
ハーモニートランスポート株式会社
代表取締役社長　野村　一彦

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	138,666
	固定資産	21,428
	合計	160,095
負純資債及産のび部	流動負債	39,788
	（うち賞与引当金）	(3,621)
	固定負債	32,115
	退職給付引当金	32,115
	株主資本	88,190
	資本金	30,000
	利益剰余金	58,190
	利益準備金	2,100
	その他利益剰余金	56,090
	（うち当期純利益）	(5,691)
	合計	160,095

第 36 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
埼玉県草加市高砂２丁目７番１号
アコス株式会社
代表取締役社長　瀬戸百合子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	630
	固定資産	1,655
	合計	2,286
負純資債及産のび部	流動負債	281
	固定負債	822
	株主資本	1,181
	資本金	129
	利益剰余金	1,070
	その他利益剰余金	1,070
	（うち当期純利益）	(32)
	自己株式	△18
	合計	2,286

第 26 期決算公告

令和８年６月26日
埼玉県越谷市大沢三丁目６番１号
株式会社パルテきたこし
代表取締役　遠藤　正

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	120,112
	固定資産	401,313
	有形固定資産	312,430
	投資その他の資産	88,882
	合計	521,425
負純資債及産のび部	流動負債	38,648
	固定負債	65,349
	株主資本	417,428
	資本金	80,000
	利益剰余金	348,828
	その他利益剰余金	348,828
	（うち当期純利益）	(18,562)
	自己株式	△11,400
	合計	521,425

第 12 期決算公告

令和８年６月29日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
やまぐち美祢メガソーラー株式会社
代表取締役　佐野　尚司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	595
	固定資産	2,770
	繰延資産	—
	資産合計	3,366
負純資債及産のび部	流動負債	376
	固定負債	2,619
	株主資本	370
	資本金	110
	資本剰余金	156
	資本準備金	156
	利益剰余金	104
	その他利益剰余金	104
	（うち当期純利益）	(104)
	負債・純資産合計	3,366

第 3 期決算公告

令和８年７月30日
東京都品川区西五反田五丁目５番15号
株式会社Ｍｉｎｔ
代表取締役　武藤　公明

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	36,511
	固定資産	4,847,230
	資産合計	4,883,741
負純資債及産のび部	流動負債	266,912
	固定負債	3,580,000
	株主資本	1,036,828
	資本金	100,000
	資本剰余金	1,255,853
	その他資本剰余金	1,255,853
	利益剰余金	△319,024
	その他利益剰余金	△319,024
	（うち当期純損失）	(93,285)
	負債・純資産合計	4,883,741

第 7 期 決 算 公 告

令和８年７月30日
東京都港区芝大門一丁目２番18号
レギュラス株式会社
代表取締役　渡辺　圭司

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	65,476
	固定資産	7,597
	資産合計	73,073
負純資債及産のび部	流動負債	45,640
	固定負債	37,898
	株主資本	△10,464
	資本金	25,000
	利益剰余金	△35,464
	その他利益剰余金	△35,464
	（うち当期純利益）	(21,540)
	負債・純資産合計	73,073

第 11 期決算公告

令和８年７月30日
東京都港区台場二丁目３番１号
トレードピアお台場14階
株式会社ＣＯ２資源化研究所
代表取締役　湯川　英明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	214,403
	固定資産	873,930
	資産合計	1,088,333
負純資債及産のび部	流動負債	808,686
	固定負債	92,060
	株主資本	187,586
	資本金	297,000
	資本剰余金	665,900
	資本準備金	665,900
	利益剰余金	△775,313
	その他利益剰余金	△775,313
	（うち当期純損失）	(264,211)
	負債・純資産合計	1,088,333

第 82 期決算公告

令和８年７月30日
東京都板橋区高島平六丁目１番５号
東京富士青果株式会社
代表取締役　唐木　裕史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,198,595
	固定資産	46,003
	合計	1,244,598
負純資債及産のび部	流動負債	335,307
	固定負債	519,649
	株主資本	389,640
	資本金	50,000
	利益剰余金	344,041
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	331,541
	（うち当期純損失）	(379,053)
	自己株式	△4,401
	合計	1,244,598

第 1 期決算公告

令和８年７月30日
東京都豊島区巣鴨五丁目１番５号
東京豊島青果株式会社
代表取締役　唐木　裕史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	976,988
	固定資産	33,403
	合計	1,010,391
負純資債及産のび部	流動負債	677,131
	固定負債	223,008
	株主資本	110,251
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	10,251
	その他利益剰余金	10,251
	（うち当期純利益）	(10,251)
	合計	1,010,391

第 41 期 決 算 公 告

令和８年６月10日
東京都港区芝一丁目12番７号
兼松エアロスペース株式会社
代表取締役　津山　幹規

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,080,829
	固定資産	92,398
	合計	1,173,227
負純資債及産のび部	流動負債	573,658
	固定負債	77,692
	株主資本	521,877
	資本金	90,000
	利益剰余金	431,877
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	409,377
	（うち当期純利益）	(174,482)
	合計	1,173,227

第 21 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
東京都渋谷区渋谷二丁目11番５号
リプレックス株式会社
代表取締役社長　大中　邦彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	308,768
	固定資産	12,678
	合計	321,446
負純資債及産のび部	流動負債	38,772
	株主資本	282,673
	資本金	100,000
	資本剰余金	156,836
	その他資本剰余金	156,836
	利益剰余金	25,838
	利益準備金	1,009
	その他利益剰余金	24,829
	（うち当期純利益）	(30,181)
	合計	321,446

第 2 期 決 算 公 告

令和８年７月30日
東京都港区港南二丁目18番１号
ノバセル株式会社
代表取締役　北村　直也

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,073,646
	固定資産	505,064
	合計	4,578,710
負純資債及産のび部	流動負債	2,371,775
	株主資本	2,206,935
	資本金	102,593
	資本剰余金	1,012,983
	資本準備金	52,593
	その他資本剰余金	960,390
	利益剰余金	1,091,359
	その他利益剰余金	1,091,359
	（うち当期純利益）	(624,937)
	合計	4,578,710

第 40 期決算公告

令和８年７月30日
神奈川県横浜市栄区上郷町727番地１
フォーレストビル２Ｆ
栄開発株式会社
代表取締役　内津　誠二

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	653,136
	固定資産	102,537
	合計	755,674
負純資債及産のび部	流動負債	454,559
	固定負債	25,838
	株主資本	275,277
	資本金	38,000
	利益剰余金	250,477
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	250,327
	（うち当期純利益）	(46,052)
	自己株式	△13,200
	合計	755,674

第 59 期 決 算 公 告

令和８年７月30日
神奈川県平塚市八重咲町３番３号
カナケイ産業株式会社
代表取締役　中和　輝彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	383,942
	固定資産	764,892
	合計	1,148,834
負純資債及産のび部	流動負債	132,421
	固定負債	89,913
	引当金	89,493
	株主資本	837,007
	資本金	95,200
	利益剰余金	741,807
	利益準備金	20,790
	その他利益剰余金	721,017
	（うち当期純利益）	(28,639)
	合計	1,148,834

第 1 期 決 算 公 告

令和８年６月30日
東京都千代田区丸の内一丁目１番１号
リックスビジネスパートナーズ株式会社
取締役社長　中田　真一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	50,000
	固定資産	—
	資産合計	50,000
負純資債及産のび部	流動負債	—
	固定負債	—
	株主資本	50,000
	資本金	50,000
	利益剰余金	—
	その他利益剰余金	—
	（うち当期純利益）	(—)
	負債・純資産合計	50,000

第 36 期決算公告

令和８年７月30日
新潟県燕市佐渡5342番地
株式会社スギヤマ
代表取締役　島田　隆昭

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	106,448
	固定資産	212
	合計	106,660
負純資債及産のび部	流動負債	20,879
	株主資本	85,781
	資本金	10,800
	資本剰余金	7,000
	資本準備金	2,000
	その他資本剰余金	5,000
	利益剰余金	67,981
	利益準備金	3,200
	その他利益剰余金	64,781
	（うち当期純利益）	(24,633)
	合計	106,660

第 40 期 決 算 公 告

令和８年６月26日
神奈川県横浜市泉区中田北１―29―１
日本精密電子株式会社
代表取締役　一住連　努

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,779,490
	固定資産	2,975,285
	合計	4,754,775
負純資債及産のび部	流動負債	1,263,650
	固定負債	1,928,833
	株主資本	1,562,291
	資本金	88,000
	利益剰余金	1,474,291
	その他利益剰余金	1,474,291
	（うち当期純利益）	(96,297)
	合計	4,754,775

第 24 期 決 算 公 告

2026年７月30日
横浜市鶴見区末広町一丁目６番地１
横浜改良土センター株式会社
代表取締役社長　小嶋　利司

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	330,815
	固定資産	200,271
	合計	531,086
負純資債及産のび部	流動負債	474,536
	株主資本	56,550
	資本金	30,000
	利益剰余金	26,550
	利益準備金	4,200
	その他利益剰余金	22,350
	（うち当期純利益）	(3,810)
	合計	531,086

注記載金額は千円未満切り捨てで表示しております。

第 19 期決算公告

2026年６月30日
福井県三方郡美浜町松原１号東河原３番３
関西電子ビーム株式会社
代表取締役社長　尾仲　直也

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	215,874
	固定資産	740,401
	合計	956,275
負純資債及産のび部	流動負債	316,178
	固定負債	317,630
	株主資本	322,466
	資本金	100,000
	資本剰余金	113,173
	その他資本剰余金	113,173
	利益剰余金	109,293
	その他利益剰余金	109,293
	（うち当期純利益）	(51,818)
	合計	956,275

第 8 期決算公告

令和８年６月19日
福井県敦賀市東洋町10番24号
ゼノマックスジャパン株式会社
代表取締役　能美　慶弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	113
	固定資産	0
	資産合計	113
負純資債及産のび部	流動負債	2,107
	固定負債	8
	株主資本	△ 2,002
	資本金	100
	資本剰余金	1,700
	資本準備金	1,700
	利益剰余金	△ 3,802
	その他利益剰余金	△ 3,802
	（うち当期純損失）	(64)
	負債・純資産合計	113

第 1 期 決 算 公 告

令和８年７月30日
新潟県糸魚川市大町２丁目４番46号101
株式会社かねこ
代表取締役　金子　靖

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	13,175
	固定資産	2,006
	繰延資産	2,385
	合計	17,568
負純資債及産のび部	流動負債	24,999
	固定負債	1,309
	株主資本	△ 8,740
	資本金	2,000
	利益剰余金	△ 10,740
	繰越利益剰余金	△ 10,740
	（うち当期純損失）	(10,740)
	合計	17,568

第35期決算公告

令和８年６月26日
静岡県富士市入山瀬一丁目２番５号
王子タイムリー株式会社
代表取締役　山崎　幸紀

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,414,069
	固定資産	265,427
	合計	1,679,497
負債純資産及び部	流動負債	872,772
	固定負債	41,557
	株主資本	765,167
	資本金	50,000
	利益剰余金	715,167
	利益準備金	8,300
	繰越利益剰余金	706,867
	（うち当期純利益）	（45,611）
	合計	1,679,497

第39期決算公告

令和８年６月16日
静岡県袋井市宇刈137
株式会社さわやかホールディングス
代表取締役　富田　玲

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	156,495,342
	固定資産	4,283,016,612
	資産合計	4,439,511,954
負債純資産及び部	流動負債	706,730
	固定負債	724,998,000
	株主資本	3,713,807,224
	資本金	5,990,000
	資本剰余金	3,558,116,331
	資本準備金	72,030,000
	その他資本剰余金	3,486,086,331
	利益剰余金	149,700,893
	その他利益剰余金	149,700,893
	（うち当期純利益）	（19,324,506）
	負債・純資産合計	4,439,511,954

第29期決算公告

令和８年７月30日
静岡県静岡市清水区由比北田114―１
いなばペットフード株式会社
代表取締役社長　稲葉　敦央

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	20,683
	固定資産	5,179
	資産合計	25,862
負債純資産及び部	流動負債	17,607
	固定負債	981
	株主資本	7,273
	資本金	30
	利益剰余金	7,243
	利益準備金	7
	その他利益剰余金	7,235
	（うち当期純利益）	（750）
	負債・純資産合計	25,862

第１期決算公告

令和８年５月27日
愛知県名古屋市瑞穂区桃園町３番８号
株式会社ＢｕｄｄｙＢｏａｒｄ
代表取締役　小坂　来造

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	194,950,623
	合計	194,950,623
負債純資産及び部	流動負債	49,404
	株主資本	194,901,219
	資本金	98,000,000
	資本剰余金	98,000,000
	資本準備金	98,000,000
	利益剰余金	△1,098,781
	その他利益剰余金	△1,098,781
	（うち当期純利益）	（△1,098,781）
	合計	194,950,623

第37期決算公告

2026年７月30日
名古屋市西区新道一丁目14番４号
ロジテック株式会社
代表取締役　増田　康之

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,251,380
	固定資産	336,547
	合計	2,587,927
負債純資産及び部	流動負債	565,708
	固定負債	82,000
	株主資本	1,940,219
	資本金	23,000
	資本剰余金	2,050
	資本準備金	2,050
	利益剰余金	1,915,170
	その他利益剰余金	1,915,170
	（うち当期純利益）	（233,091）
	合計	2,587,927

第17期決算公告

令和８年７月30日
静岡県静岡市清水区伊佐布809番地の１
駿河技建株式会社
代表取締役社長　梶原　勉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	698,578
	固定資産	311,456
	繰延資産	1,798
	資産合計	1,011,832
負債純資産及び部	流動負債	377,288
	固定負債	143,354
	（退職給付引当金）	（10,960）
	株主資本	491,190
	資本金	20,000
	利益剰余金	471,190
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	466,190
	（うち当期純利益）	（127,578）
	負債・純資産合計	1,011,832

第22期決算公告

2026年７月30日
大阪府八尾市龍華町一丁目３番１号
八尾医療ＰＦＩ株式会社
代表取締役　北山　雄太

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,135,004
	固定資産	105,575
	合計	2,240,579
負債純資産及び部	流動負債	1,949,701
	株主資本	290,878
	資本金	200,000
	利益剰余金	90,878
	利益準備金	15,500
	その他利益剰余金	75,378
	（うち当期純利益）	（31,752）
	合計	2,240,579

第77期決算公告

令和８年６月26日
三重県北牟婁郡紀北町中里658番地
海洋ゴム株式会社
代表取締役社長　倉島　重保

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,902,044
	固定資産	1,734,257
	合計	3,636,301
負債純資産及び部	流動負債	2,325,581
	固定負債	206,591
	株主資本	1,101,124
	資本金	36,000
	資本剰余金	4,853
	利益剰余金	1,060,270
	利益準備金	9,000
	その他利益剰余金	1,051,270
	（うち当期純利益）	（304,159）
	評価・換算差額等	3,005
	合計	3,636,301

第104期決算公告

令和８年７月30日
三重県いなべ市藤原町東禅寺130番地の１
三重太平洋鉱業株式会社
代表取締役　釘宮　徹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,860,640
	固定資産	2,709,191
	合計	4,569,831
負債純資産及び部	流動負債	1,933,245
	固定負債	815,252
	株主資本	1,821,332
	資本金	68,000
	資本剰余金	86,221
	資本準備金	86,221
	利益剰余金	1,667,111
	利益準備金	17,000
	その他利益剰余金	1,650,111
	（うち当期純利益）	（78,561）
	合計	4,569,831

第19期決算公告

令和８年７月30日
大阪市西区北堀江三丁目９番10号
株式会社ＭＥＴＡＬＥＸ
代表取締役　髙村　博之

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	920,175
	固定資産	26,478
	繰延資産	330
	資産合計	946,983
負債純資産及び部	流動負債	742,397
	固定負債	103,468
	株主資本	101,118
	資本金	100,000
	利益剰余金	1,118
	利益準備金	700
	その他利益剰余金	418
	（うち当期純損失）	（16,499）
	負債・純資産合計	946,983

第２期決算公告

令和８年７月30日
大阪市北区梅田三丁目３番20号
明治安田生命大阪梅田ビル22階
株式会社
ファーストステージディベロップメント
代表取締役　杉本　篤志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	5,926,242
	固定資産	3,883
	繰延資産	372
	合計	5,930,497
負債純資産及び部	流動負債	2,166,025
	固定負債	3,557,163
	株主資本	207,308
	資本金	10,000
	利益剰余金	197,308
	その他利益剰余金	197,308
	（うち当期純利益）	（223,736）
	合計	5,930,497

第１期決算公告

令和８年７月30日
大阪府和泉市舞町87番地
株式会社エネくる泉北
代表取締役社長　藤原　準

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	130,221
	合計	130,221
負債純資産及び部	流動負債	80,673
	株主資本	49,548
	資本金	10,000
	利益剰余金	39,548
	その他利益剰余金	39,548
	（うち当期純利益）	（39,548）
	合計	130,221

第25期決算公告

令和８年６月４日
岡山市北区南方三丁目７番17号
株式会社ベネッセ・ベースコム
代表取締役　仁科　雄一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	673,003
	固定資産	173,871
	合計	846,874
負債及び純資産の部	流動負債	358,798
	（うち賞与引当金）	(47,265)
	固定負債	72,317
	株主資本	415,759
	資本金	20,000
	利益剰余金	395,759
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	390,759
	（うち当期純利益）	(112,352)
	合計	846,874

第４期決算公告

令和８年７月30日
兵庫県宝塚市新明和町１番１号
グリーンパーク宝塚株式会社
代表取締役　濱崎　挙志

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	559,930
	固定資産	87
	合計	560,017
負債及び純資産の部	流動負債	58,045
	株主資本	501,972
	資本金	499,000
	利益剰余金	2,972
	その他利益剰余金	2,972
	（うち当期純利益）	(5,464)
	合計	560,017

第112期決算公告

令和８年６月29日
兵庫県三田市テクノパーク16番１
ＴＭＴ神津株式会社
代表取締役社長　温　　瑞明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	1,872
	固定資産	917
	合計	2,790
負債及び純資産の部	流動負債	924
	固定負債	32
	株主資本	1,833
	資本金	50
	資本剰余金	50
	資本準備金	50
	利益剰余金	1,733
	その他利益剰余金	1,733
	（うち当期純利益）	(220)
	合計	2,790

第55期決算公告

令和８年７月30日
山口県山口市小郡本町一丁目１番43号
山豊総業株式会社
代表取締役社長　粟屋　　豊

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	230,602
	固定資産	282,329
	合計	512,931
負債及び純資産の部	流動負債	7,495
	固定負債	12,416
	株主資本	493,020
	資本金	30,000
	利益剰余金	463,020
	利益準備金	102
	その他利益剰余金	473,000
	（うち当期純損失）	(10,082)
	合計	512,931

第120期決算公告

令和８年７月30日
山口県山口市小郡本町一丁目１番43号
山口トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長　齋藤　宗房

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,892,531
	固定資産	3,899,125
	合計	14,791,656
負債及び純資産の部	流動負債	3,754,773
	固定負債	819,925
	株主資本	9,520,861
	資本金	40,950
	その他資本剰余金	1,273,682
	利益剰余金	8,206,229
	利益準備金	10,238
	その他利益剰余金	8,195,991
	（うち当期純利益）	(482,680)
	評価・換算差額等	696,097
	合計	14,791,656

第27期決算公告

令和８年６月25日
岡山県倉敷市中庄2230番地の７
三愛オブリガスサービス中国株式会社
代表取締役　難波　良和

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	35,280
	固定資産	7,332
	合計	42,612
負債及び純資産の部	流動負債	40,348
	固定負債	4,598
	株主資本	△2,334
	資本金	15,000
	利益剰余金	△17,334
	その他利益剰余金	△17,334
	（うち当期純利益）	(344)
	合計	42,612

第32期決算公告

令和８年７月30日
福岡県大野城市御笠川一丁目11番11号
筑紫菱光株式会社
代表取締役　平岡　信幸

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	799,855
	固定資産	396,550
	合計	1,196,406
負債及び純資産の部	流動負債	517,022
	固定負債	165,163
	株主資本	514,221
	資本金	10,000
	利益剰余金	504,221
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	501,721
	（うち当期純利益）	(116,564)
	合計	1,196,406

第86期決算公告

令和８年６月23日
福岡市中央区渡辺通４丁目８―28
株式会社ＯＳＳ
代表取締役　金子　直幹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	200,247
	固定資産	196,743
	合計	396,990
負債及び純資産の部	流動負債	3,617
	固定負債	19,570
	株主資本	373,803
	資本金	50,000
	利益剰余金	341,403
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	328,903
	（うち当期純利益）	(36,315)
	自己株式	△17,600
	合計	396,990

第１期決算公告

令和８年７月30日
山口県山口市小郡本町一丁目１番43号
山口トヨタホールディングス株式会社
代表取締役会長　齋藤　宗房

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	259,714
	固定資産	12,187,704
	合計	12,447,418
負債及び純資産の部	流動負債	284,803
	固定負債	4,446,310
	株主資本	7,716,305
	資本金	8,000
	資本剰余金	7,751,918
	資本準備金	2,000
	その他資本剰余金	7,749,918
	利益剰余金	△43,613
	（うち当期純損失）	(43,613)
	合計	12,447,418

第31期決算公告

令和８年６月29日
大分県別府市大字内竈1399番地の１
エフサステクノロジーズ太陽株式会社
代表取締役社長　増山　和久

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	392,988
	固定資産	35,760
	資産合計	428,749
負債及び純資産の部	流動負債	76,811
	固定負債	9,225
	株主資本	342,713
	資本金	20,000
	利益剰余金	322,713
	利益準備金	799
	その他利益剰余金	321,913
	（うち当期純利益）	(28,355)
	負債・純資産合計	428,749

第17期決算公告

令和８年７月27日
熊本県荒尾市万田字境崎1545番地
エフエスエネルギー株式会社
代表取締役社長　江本　　智

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	25,184
	固定資産	298
	合計	25,482
負債及び純資産の部	流動負債	11,927
	株主資本	13,555
	資本金	3,000
	利益剰余金	10,555
	その他利益剰余金	10,555
	（うち当期純利益）	(2,577)
	合計	25,482

第４期決算公告

令和８年７月30日
長崎県諫早市福田町1250
グリーンパーク長崎県央県南株式会社
代表取締役　松下　康樹

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	505,279
	固定資産	639
	合計	505,918
負債及び純資産の部	流動負債	14,724
	株主資本	491,194
	資本金	499,000
	利益剰余金	△7,806
	その他利益剰余金	△7,806
	（うち当期純損失）	(5,130)
	合計	505,918

第47期決算公告

令和８年６月25日
沖縄県浦添市勢理客四丁目１番５号
沖縄マツダ販売株式会社
代表取締役　宮里　豊

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	922,067
	固定資産	1,273,573
	繰延資産	0
	資産合計	2,195,640
負純資債及産のび部	流動負債	830,402
	固定負債	221,632
	株主資本	1,143,605
	資本金	20,000
	資本剰余金	65,048
	資本準備金	65,048
	利益剰余金	1,058,557
	その他利益剰余金	1,058,557
	（うち当期純利益）	(59,399)
	負債・純資産合計	2,195,640

第21期決算公告

2026年６月30日
沖縄県那覇市久茂地一丁目１番１号
株式会社リウボウ友の会
代表取締役　八幡　辰弥

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,986,731
	固定資産	647,735
	合計	3,634,466
負純資債及産のび部	流動負債	3,461,834
	固定負債	45,831
	株主資本	126,801
	資本金	20,000
	利益剰余金	106,801
	その他利益剰余金	106,801
	（うち当期純利益）	(11,321)
	合計	3,634,466

第26期決算公告

令和８年７月30日
鹿児島県鹿屋市新川町600番地
鹿屋商工会議所会館内
株式会社まちづくり鹿屋
代表取締役　徳永　英作

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	119,488
	固定資産	2,903
	合計	122,391
負純資債及産のび部	流動負債	38,440
	株主資本	83,951
	資本金	11,600
	利益剰余金	72,351
	その他利益剰余金	72,351
	（うち当期純利益）	(9,052)
	合計	122,391

第3期決算公告

令和８年７月30日
東京都中央区日本橋室町１丁目11番12号
日本橋水野ビル７Ｆ
一般社団法人ＺＥＡ
代表理事　藤原　裕之

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	641,744
	繰延資産	138,860
	合計	780,604
負味債財及産びの正部	流動負債	1,932,109
	負債合計	1,932,109
	一般正味財産	△1,151,505
	正味財産合計	△1,151,505
	合計	780,604

第59期決算公告

令和８年５月29日
沖縄県那覇市松尾一丁目９番49号
株式会社リウボウ旅行サービス
代表取締役社長　八幡　辰弥

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	158,617
	固定資産	76,686
	資産合計	235,304
負純資債及産のび部	流動負債	230,044
	固定負債	21,658
	株主資本	△16,398
	資本金	80,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△106,398
	その他利益剰余金	△106,398
	（うち当期純損失）	(1,712)
	負債・純資産合計	235,304

第9期決算公告

2026年６月19日
沖縄県うるま市勝連南風原5194番地35
琉海ロジスティクス株式会社
代表取締役社長　永山　実

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,907,332
	固定資産	407,140
	資産合計	2,314,472
負純資債及産のび部	流動負債	1,269,738
	固定負債	1,894,509
	（うち退職給付引当金）	(32,149)
	負債合計	3,164,247
	株主資本	△849,775
	資本金	60,000
	利益剰余金	△909,775
	（うち当期純利益）	(431,381)
	純資産合計	△849,775
	負債・純資産合計	2,314,472

第12期決算公告

令和８年６月26日
福島県会津若松市門田町工業団地４番地６
株式会社ＡＦＳＷ
代表取締役　イーフォン・ウー

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	836
	固定資産	488
	資産合計	1,324
負純資債及産のび部	流動負債	1,254
	株主資本	70
	資本金	50
	資本剰余金	50
	利益剰余金	△30
	その他利益剰余金	△30
	（うち当期純損失）	(235)
	負債・純資産合計	1,324

第13期決算公告

2026年６月８日
北海道白糠郡白糠町庶路甲区６番地577
釧路丸水株式会社
代表取締役　小山　洋

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,809,333
	固定資産	1,742,089
	資産合計	3,551,422
負純資債及産のび部	流動負債	1,475,914
	賞与引当金	17,852
	固定負債	1,598,676
	退職給付引当金	25,606
	株主資本	476,831
	資本金	100,000
	利益剰余金	376,831
	利益準備金	774
	その他利益剰余金	376,057
	（うち当期純利益）	(100,344)
	負債・純資産合計	3,551,422

第17期決算公告

令和８年７月30日
東京都港区浜松町一丁目20番８号
一般社団法人環境衛生施設維持管理業協会
代表理事　上村　直也

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	22,227
	固定資産	37,145
	資産合計	59,372
負味債財及産びの正部	流動負債	1,409
	固定負債	3,752
	負債合計	5,161
	一般正味財産	54,211
	（うち特定財産への充当額）	(30,000)
	正味財産合計	54,211
	負債正味財産合計	59,372

第39期決算公告

令和８年７月30日
東京都中央区京橋２―16―１
シー・エス・ピー・ジャパン株式会社
代表取締役　金山　秀樹

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	69,518
	資産合計	69,518
負純資債及産のび部	流動負債	19,653
	株主資本	49,865
	資本金	10,000
	利益剰余金	39,865
	その他利益剰余金	39,865
	（うち当期純利益）	(13,277)
	負債・純資産合計	69,518

第12期決算公告

令和８年６月26日
東京都千代田区有楽町１丁目７番１号
株式会社
ジェイ・ウィル・インベストメント
代表取締役　門野　浩基

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	679
	固定資産	5,274
	合計	5,954
負純資債及産のび部	流動負債	202
	固定負債	5,928
	株主資本	△250
	資本金	50
	資本剰余金	50
	利益剰余金	△350
	その他利益剰余金	△350
	（うち当期純損失）	(106)
	評価・換算差額等	73
	合計	5,954

第70期決算公告

令和８年７月30日
埼玉県日高市中沢201番地
ニチバンプリント株式会社
代表取締役　山田　隆文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,373
	固定資産	683
	資産合計	2,056
負純資債及産のび部	流動負債	402
	固定負債	221
	株主資本	1,434
	資本金	39
	利益剰余金	1,395
	利益準備金	10
	その他利益剰余金	1,385
	（うち当期純利益）	(29)
	負債・純資産合計	2,056

第７期決算公告　令和８年７月30日
東京都中央区日本橋茅場町二丁目７番10号
茅場町第三長岡ビル７階
ノボジーン株式会社
代表取締役　リー・ウィー・シアン
貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,220,020
	固定資産	139,210
	資産合計	1,359,231
負純資債及産のび部	流動負債	1,303,499
	賞与引当金	8,930
	その他	1,294,569
	株主資本	55,731
	資本金	3,000
	利益剰余金	52,731
	その他利益剰余金	52,731
	（うち当期純利益）	(62,679)
	負債・純資産合計	1,359,231

第６期決算公告　令和８年７月30日
東京都千代田区霞が関３－２－６
東京倶楽部ビルディング４Ｆ
株式会社
ＤＩソーシャルインパクトキャピタル
代表取締役　三宅　孝之
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	243,273,605
	固定資産	1,383,523
	資産合計	244,657,128
負純資債及産のび部	流動負債	3,760,000
	株主資本	240,897,128
	資本金	50,000,000
	資本剰余金	50,000,000
	資本準備金	50,000,000
	利益剰余金	140,897,128
	その他利益剰余金	140,897,128
	（うち当期純損失）	(8,504,781)
	負債・純資産合計	244,657,128

第28期決算公告　令和８年７月30日
東京都千代田区岩本町二丁目４番３号
株式会社スペースサービス
代表取締役社長　吉田　惠子
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,017,584
	固定資産	42,210
	合計	1,059,794
負純資債及産のび部	流動負債	210,984
	（引当金）	(50,069)
	固定負債	53,516
	（引当金）	(53,516)
	株主資本	795,294
	資本金	30,000
	利益剰余金	765,294
	利益準備金	6,236
	その他利益剰余金	759,058
	（うち当期純利益）	(76,279)
	合計	1,059,794

第８期決算公告　令和８年７月30日
東京都千代田区大手町一丁目４番２号
ＡｉＲＯ株式会社
代表取締役　中村　仁
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	313
	固定資産	11
	資産合計	323
負純資債及産のび部	流動負債	162
	株主資本	162
	資本金	300
	資本剰余金	326
	資本準備金	300
	その他資本剰余金	26
	利益剰余金	△464
	その他利益剰余金	△464
	（うち当期純損失）	(313)
	負債・純資産合計	323

第２期決算公告　令和８年７月30日
東京都調布市上石原三丁目58番地40
株式会社東亜フードサービス
代表取締役社長　大田　浩次
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,384
	固定資産	2,909
	資産合計	4,293
負純資債及産のび部	流動負債	573
	賞与引当金	32
	労働債務引当金	138
	その他	401
	固定負債	331
	株主資本	3,389
	資本金	15
	利益剰余金	3,374
	その他利益剰余金	3,374
	（うち当期純利益）	(498)
	負債・純資産合計	4,293

第31期決算公告　令和８年６月26日
東京都江戸川区東篠崎二丁目３番２号
江戸川王子紙業株式会社
代表取締役社長　木戸　信幸
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	318,743
	固定資産	26,854
	資産合計	345,597
負純資債及産のび部	流動負債	151,584
	（賞与引当金）	(72,443)
	固定負債	190,886
	（退職給付引当金）	(138,508)
	株主資本	3,127
	資本金	10,000
	利益剰余金	△6,873
	利益準備金	1,300
	その他利益剰余金	△8,173
	（うち当期純利益）	(5,479)
	負債・純資産合計	345,597

第26期決算公告　令和８年６月23日
東京都品川区北品川４丁目11番９号
日本フラワー会館
花キューピット株式会社
代表取締役　堀切　実
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,221,721
	固定資産	428,834
	合計	1,650,555
負純資債及産のび部	流動負債	1,157,376
	固定負債	183,623
	株主資本	258,653
	資本金	30,000
	利益剰余金	228,653
	（利益準備金）	(7,500)
	（その他利益剰余金）	(221,153)
	（うち当期純利益）	(14,041)
	評価・換算差額等	50,901
	合計	1,650,555

第５期決算公告　令和８年６月25日
東京都千代田区丸の内一丁目７番12号
ＪＲ東日本不動産投資顧問株式会社
代表取締役　梅澤　卓也
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,000,073
	固定資産	153,029
	合計	4,153,102
負純資債及産のび部	流動負債	646,030
	賞与引当金	10,582
	株主資本	3,507,072
	資本金	300,000
	利益剰余金	3,207,072
	その他利益剰余金	3,207,072
	（うち当期純利益）	(1,310,816)
	合計	4,153,102

第10期決算公告　令和８年７月30日
東京都渋谷区渋谷二丁目６番４号
株式会社Ｓｅｃｕａｌ
代表取締役ＣＥＯ　菊池　正和
貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	93,865
	固定資産	10,950
	資産合計	104,816
負純資債及産のび部	流動負債	83,102
	固定負債	99,054
	株主資本	△77,340
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	△97,340
	その他利益剰余金	△97,340
	（うち当期純損失）	(62,733)
	負債・純資産合計	104,816

第10期決算公告
令和８年７月30日
東京都港区西新橋一丁目22番５号
関・鎌形会計事務所内
ＲＰＧプロパティーズ株式会社
代表取締役　関　昌弘
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	35,941
	固定資産	7,355,598
	合計	7,391,540
負純資債及産のび部	流動負債	211,965
	固定負債	8,042,072
	株主資本	△862,497
	資本金	1,000
	利益剰余金	△863,497
	その他利益剰余金	△863,497
	（うち当期純損失）	(242,886)
	合計	7,391,540

第29期決算公告
令和８年７月30日
東京都中央区新川二丁目27番１号
ヴァルハラ・ファンディング・コーポレーション
日本における代表者　東山　徹
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	149,320,011
	合計	149,320,011
負純資債及産のび部	流動負債	63,704,514
	固定負債	85,475,287
	資本金及び資本剰余金	131
	利益剰余金	140,078
	合計	149,320,011

第53期決算公告
令和８年７月30日
東京都東村山市美住町２丁目10番１
株式会社商工中金情報システム
代表取締役　住本　佳史
貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	614
	固定資産	511
	資産合計	1,125
負純資債及産のび部	流動負債	358
	固定負債	297
	退職給付引当金	291
	株主資本	469
	資本金	70
	利益剰余金	399
	その他利益剰余金	399
	（うち当期純利益）	(21)
	負債・純資産合計	1,125

第 11 期 決 算 公 告

令和８年７月30日

神奈川県横浜市神奈川区栄町１番地１
Ｎａｔｕｒｅ株式会社
代表取締役　塩出　晴海

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,160,391	流動負債	202,515
固定資産	14,207	製品保証引当金	67
		固定負債	4,799
		株主資本	967,284
		資本金	50,000
		資本剰余金	2,533,846
		資本準備金	833,026
		その他資本剰余金	1,700,820
		利益剰余金	△1,586,496
		その他利益剰余金	△1,586,496
		（うち当期純損失）	（195,610）
		自己株式	△30,065
資産合計	1,174,598	負債・純資産合計	1,174,598

第 18 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　東京都江東区有明三丁目４番10号
バンキングチャネルソリューションズ株式会社
代表取締役　山本　健司

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,091,263	流動負債	3,021,286
固定資産	114,615	固定負債	37,584
		（退職給付引当金）	（22,874）
		株主資本	1,147,008
		資本金	100,000
		資本剰余金	1,832
		資本準備金	1,832
		利益剰余金	1,045,176
		利益準備金	23,167
		その他利益剰余金	1,022,008
		（うち当期純利益）	（537,610）
資産合計	4,205,879	負債・純資産合計	4,205,879

第 69 期 決 算 公 告

令和８年７月30日　長野県上田市下之郷813番地１
日軽松尾株式会社
代表取締役　千代坂　亘

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,532,479	流動負債	1,986,325
固定資産	2,132,734	固定負債	72,125
		株主資本	2,478,582
		資本金	300,000
		資本剰余金	99,605
		資本準備金	99,605
		利益剰余金	2,078,978
		利益準備金	1,715,098
		その他利益剰余金	363,880
		（うち当期純利益）	（363,880）
		評価・換算差額等	128,181
		その他有価証券評価差額金	128,181
資産合計	4,665,213	負債・純資産合計	4,665,213

第 71 期 決 算 公 告

令和８年７月30日

新潟県長岡市原町一丁目５番地15
株式会社シマキュウ
代表取締役　島田　隆昭

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,655,050	流動負債	3,683,478
固定資産	3,303,198	固定負債	43,639
		株主資本	4,176,341
		資本金	100,000
		資本剰余金	240,530
		資本準備金	237,530
		その他資本剰余金	3,000
		利益剰余金	3,835,811
		利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	3,785,811
		（うち当期純利益）	（349,006）
		評価・換算差額等	54,790
資産合計	7,958,248	負債・純資産合計	7,958,248

第 12 期 決 算 公 告

2026年７月30日
愛知県愛知郡東郷町大字春木字下鏡田446番地の268
ＵＨＴホールディング株式会社
代表取締役社長　八十田　寿

貸借対照表の要旨　（2026年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	18,757	流動負債	937
固定資産	1,052,777	株主資本	1,070,598
		資本金	100,000
		資本剰余金	952,777
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	927,777
		利益剰余金	136,168
		利益準備金	3,060
		その他利益剰余金	133,108
		（うち当期純利益）	（21,177）
		自己株式	△118,348
資産合計	1,071,535	負債・純資産合計	1,071,535

第 42 期 決 算 公 告

令和８年６月22日　岐阜県大垣市郭町二丁目25番地
株式会社ＯＫＢキャピタル
代表取締役　外角　淳

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	145,332	流動負債	70,381
固定資産	2,220,865	賞与引当金	9,146
		固定負債	492,395
		役員退職慰労引当金	2,567
		株主資本	1,651,585
		資本金	100,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	1,531,585
		利益準備金	8,973
		その他利益剰余金	1,522,611
		（うち当期純利益）	（471,564）
		有価証券評価差額金	151,836
資産合計	2,366,198	負債・純資産合計	2,366,198

第 40 期 決 算 公 告

令和８年６月26日

大阪市中央区高麗橋四丁目６番17号
住化アグリテック株式会社
代表取締役社長　中山　恵介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	9,696	流動負債	7,749
固定資産	3,152	（うち引当金）	（304）
有形固定資産	2,227	固定負債	913
無形固定資産	207	（うち引当金）	（864）
投資その他の資産	718	株主資本	4,186
		資本金	284
		資本剰余金	616
		その他資本剰余金	616
		利益剰余金	3,286
		利益準備金	71
		その他利益剰余金	3,215
		（うち当期純利益）	（307）
資産合計	12,848	負債・純資産合計	12,848

第 11 期 決 算 公 告

2026年７月30日　大阪府豊中市服部元町二丁目６番７号
シニアスクールポプラ服部天神301号
株式会社ニチイナース
代表取締役　梅田　美香

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	135,959	流動負債	35,755
固定資産	8,564	（賞与引当金）	（9,098）
		固定負債	32,132
		（退職給付引当金）	（14,110）
		負債合計	67,887
		株主資本	76,637
		資本金	10,000
		利益剰余金	66,637
		利益準備金	500
		その他利益剰余金	66,137
		（うち当期純利益）	（24,815）
		純資産合計	76,637
資産合計	144,524	負債・純資産合計	144,524

第 55 期 決 算 公 告

令和８年６月30日　佐賀県鹿島市浜町1020番地
株式会社ジェイエイビバレッジ佐賀
代表取締役社長　湯本　貴士

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,195	流動負債	1,120
固定資産	2,832	（賞与引当金）	(29)
		固定負債	171
		株主資本	2,712
		資本金	100
		資本剰余金	2,212
		（資本準備金）	(1,006)
		（その他資本剰余金）	(1,206)
		利益剰余金	399
		利益準備金	90
		その他利益剰余金	309
		（うち当期純利益）	(22)
		評価・換算差額等	24
資産合計	4,028	負債・純資産合計	4,028

第 42 期 決 算 公 告

令和８年７月30日　徳島県徳島市南末広町２番95号
株式会社あわわ
代表取締役社長　岩佐　乃介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	199,354	流動負債	67,138
固定資産	80,944	固定負債	53,047
		株主資本	158,098
		資本金	30,000
		資本剰余金	120,022
		資本準備金	120,022
		利益剰余金	8,075
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	3,075
		（うち当期純利益）	(12,128)
		評価・換算差額等	2,014
		その他有価証券評価差額金	2,014
資産合計	280,299	負債・純資産合計	280,299

第 19 期 決 算 公 告

令和８年６月30日　東京都千代田区永田町二丁目11番１号
Mapletree Investments Japan株式会社
代表取締役　海老沼　修

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,406,065	流動負債	456,601
固定資産	2,485,130	固定負債	1,530
		株主資本	3,433,064
		資本金	200,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	3,183,064
		その他利益剰余金	3,183,064
		（うち当期純利益）	(247,933)
合計	3,891,195	合計	3,891,195

第 53 期 決 算 公 告

令和８年６月29日
鹿児島県薩摩川内市中福良町2115番地３
株式会社有馬電設
代表取締役　島村　誠剛

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	424,579	流動負債	170,057
固定資産	130,758	固定負債	1,069
		株主資本	382,234
		資本金	20,000
		利益剰余金	362,234
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	357,234
		（うち当期純利益）	(92,327)
		評価・換算差額等	1,976
		その他有価証券評価差額金	1,976
資産合計	555,338	負債・純資産合計	555,338

第 40 期 決 算 公 告

令和８年６月26日　東京都品川区西大井一丁目７番11号
株式会社ニコンイメージングジャパン
代表取締役　上村　公人

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,245,301	流動負債	3,576,607
固定資産	2,042,081	賞与引当金	98,000
		固定負債	511,986
		退職給付引当金	366,329
		株主資本	5,172,652
		資本金	400,000
		利益剰余金	4,772,652
		利益準備金	100,000
		その他利益剰余金	4,672,652
		（うち当期純利益）	(514,943)
		評価・換算差額等	26,135
		その他有価証券評価差額金	26,135
資産合計	9,287,382	負債・純資産合計	9,287,382

第 14 期 決 算 公 告

令和８年６月30日　東京都千代田区永田町二丁目11番１号
Mapletree Management Services Japan株式会社
代表取締役　中村　顕二

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	410,414	流動負債	259,722
固定資産	37,638	固定負債	60
		株主資本	188,270
		資本金	8,000
		資本剰余金	8,000
		資本準備金	8,000
		利益剰余金	172,270
		その他利益剰余金	172,270
		（うち当期純利益）	(45,357)
合計	448,052	合計	448,052

第 47 期 決 算 公 告

2026年６月25日　東京都中央区京橋二丁目４番12号
株式会社オービックオフィスオートメーション
代表取締役　橘　　昇一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	23,399	流動負債	5,029
固定資産	447	賞与引当金	200
		固定負債	584
		退職給付引当金	560
		株主資本	18,186
		資本金	320
		利益剰余金	17,866
		利益準備金	80
		その他利益剰余金	17,786
		（うち当期純利益）	(2,055)
		評価・換算差額等	47
		その他有価証券評価差額金	47
資産合計	23,846	負債・純資産合計	23,846

第 86 期 決 算 公 告

令和８年７月30日　東京都中央区八重洲二丁目11番４号
金森藤平商事株式会社
代表取締役社長　金森　藤平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	7,576,084	流動負債	4,147,504
固定資産	3,299,042	固定負債	695,984
		負債合計	**4,843,488**
		株主資本	6,031,638
		資本金	100,000
		資本剰余金	20,000
		資本準備金	20,000
		利益剰余金	5,911,638
		利益準備金	34,130
		その他利益剰余金	5,877,508
		（うち当期純利益）	(594,543)
		純資産合計	**6,031,638**
合計	10,875,126	合計	10,875,126

第１期決算公告

令和８年６月23日　東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
株式会社チケットプラス
代表取締役　佐藤　元

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,846,045	流動負債	1,986,552
固定資産	153,756	賞与引当金	24,643
		役員賞与引当金	5,000
		その他	1,956,908
		株主資本	3,013,249
		資本金	131,681
		資本剰余金	2,558,319
		資本準備金	121,681
		その他資本剰余金	2,436,638
		利益剰余金	323,249
		その他利益剰余金	323,249
		（うち当期純利益）	（323,249）
		新株予約権	0
資産合計	4,999,801	負債・純資産合計	4,999,801

第８期決算公告

令和８年６月23日　東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号
株式会社ＶＯＬＺ
代表取締役　池田宗多朗

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,212,254	流動負債	2,079,378
固定資産	23,854	賞与引当金	17,552
		役員賞与引当金	10,000
		その他	2,051,825
		株主資本	156,730
		資本金	131,681
		資本剰余金	611,681
		資本準備金	121,681
		その他資本剰余金	490,000
		利益剰余金	△586,631
		その他利益剰余金	△586,631
		（うち当期純利益）	（532,098）
		新株予約権	0
資産合計	2,236,108	負債・純資産合計	2,236,108

第87期決算公告

令和８年６月24日　東京都江東区深川一丁目６番29号
結城運輸倉庫株式会社
代表取締役　結城　賢進

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	710	流動負債	869
固定資産	3,977	固定負債	2,633
繰延資産	1	負債合計	3,502
		株主資本	1,186
		資本金	96
		資本剰余金	37
		資本準備金	37
		利益剰余金	1,056
		利益準備金	24
		その他利益剰余金	1,032
		（うち当期純利益）	（19）
		自己株式	△3
		純資産合計	1,186
資産合計	4,688	負債・純資産合計	4,688

第78期決算公告

令和８年６月24日　東京都中央区新富二丁目13番３号
日新化工株式会社
代表取締役社長　直井　広明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,573,591	流動負債	2,269,758
固定資産	3,511,156	賞与引当金	100,000
繰延資産	14,528	固定負債	900,097
		役員退職慰労引当金	182,032
		退職給付引当金	350,000
		修繕引当金	341,365
		株主資本	8,929,420
		資本金	100,000
		利益剰余金	8,829,420
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	8,804,420
		（うち当期純利益）	（783,656）
資産合計	12,099,275	負債・純資産合計	12,099,275

第９期決算公告

令和８年７月30日
東京都千代田区大手町一丁目４番２号
株式会社シルバーキャピタルインベストメント
代表取締役　磯上　剛

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	62,469
	固定資産	338,161
	合計	400,630
負債及び純資産の部	固定負債	2,037,907
	株主資本	△1,637,276
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,640,276
	その他利益剰余金	△1,640,276
	（うち当期純損失）	（171,743）
	合計	400,630

第12期決算公告

令和８年６月23日
埼玉県熊谷市中西四丁目５番１号
社会医療法人熊谷総合病院
理事長　中村　信一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債の部	
流動資産	3,095,413	流動負債	1,790,811
固定資産	6,719,245	（賞与引当金）	（162,768）
有形固定資産	6,668,787	固定負債	7,118,275
無形固定資産	38,060	（退職給付引当金）	（307,331）
その他の資産	12,398	負債合計	8,909,086
		純資産の部	
		積立金	905,572
		代替基金	10,000
		繰越利益積立金	895,572
		純資産合計	905,572
資産合計	9,814,658	負債・純資産合計	9,814,658

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
事業収益	11,437,738
本来業務	11,348,487
附帯業務	89,250
事業費用	10,672,479
本来業務	10,595,349
附帯業務	77,129
事業利益	765,259
事業外収益	8,307
事業外費用	377,444
経常利益	396,121
特別利益	330
特別損失	615
税引前当期純利益	395,836
法人税、住民税及び事業税	70
当期純利益	395,766

第５期決算公告

2026年７月30日
東京都千代田区神田練塀町３番地
株式会社ＩＢｅｅＴ
代表取締役　村上　洋一

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,294
	固定資産	9,800
	合計	11,094
負債及び純資産の部	流動負債	4,651
	（賞与引当金）	（2）
	固定負債	5,988
	株主資本	454
	資本金	245
	資本剰余金	245
	資本準備金	245
	利益剰余金	△35
	その他利益剰余金	△35
	（うち当期純利益）	（53）
	合計	11,094

第49期決算公告

2026年６月26日　静岡市清水区長崎新田125番地１
アルファクラブ静岡株式会社
代表取締役　神田　昌毅

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	7,237,693	流動負債	3,878,119
固定資産	23,898,056	（賞与引当金）	（36,625）
		固定負債	24,656,744
		（退職給付引当金）	（110,666）
		（雑収入復活引当金）	（91,567）
		株主資本	2,596,483
		資本金	100,000
		利益剰余金	2,496,483
		利益準備金	1,200
		その他利益剰余金	2,495,283
		評価・換算差額等	4,403
		その他有価証券評価差額金	4,403
資産合計	31,135,749	負債・純資産合計	31,135,749

損益計算書の要旨
（自　2025年７月１日　至　2026年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	6,177,998
売上原価	1,476,230
売上総利益	4,701,768
販売費及び一般管理費	3,793,693
営業利益	908,075
営業外収益	243,781
営業外費用	170,553
経常利益	981,303
特別利益	40,000
特別損失	177,882
税引前当期純利益	843,421
法人税、住民税及び事業税	369,095
法人税等調整額	△54,658
当期純利益	528,984

第 50 期 決 算 公 告

令和８年７月30日

大阪府大阪市浪速区日本橋四丁目７番17号

社会医療法人若弘会

理事長　川合　弘高

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,865,762	流動負債	2,936,781
固定資産	4,458,667	（うちその他引当金）	(200,472)
有形固定資産	4,053,893	固定負債	1,358,134
無形固定資産	48,247	**負債合計**	**4,294,915**
その他の資産	356,525	積立金	5,002,140
		設立等積立金	237,655
		繰越利益積立金	4,764,485
		評価・換算差額等	27,374
		その他有価証券評価差額金	27,374
		純資産合計	**5,029,515**
資産合計	**9,324,430**	**負債・純資産合計**	**9,324,430**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
事業損益	439,519
本来業務事業損益	475,722
附帯業務事業損益	△ 36,202
事業外収益	5,434
事業外費用	21,077
経常利益	423,876
特別利益	22,892
特別損失	18,005
税引前当期純利益	428,762
法人税・住民税及び事業税	170
当期純利益	428,592

第 7 期 決 算 公 告

2026年７月30日

東京都港区北青山二丁目５番１号

株式会社伊藤忠総研

代表取締役社長　武田　　淳

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	63
	固定資産	12
	合計	**75**
負債及び純資産の部	流動負債	41
	（役員賞与引当金）	(1)
	（賞与引当金）	(9)
	株主資本	34
	資本金	10
	利益剰余金	24
	利益準備金	11
	その他利益剰余金	12
	（うち当期純利益）	(12)
	合計	**75**

第 9 期 決 算 公 告

令和８年７月30日

埼玉県久喜市上早見418番地１

社会医療法人社団埼玉巨樹の会

理事長　瓜生田曜造

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,859	流動負債	13,614
固定資産	24,601	賞与引当金	400
有形固定資産	24,398	固定負債	14,531
無形固定資産	133	退職給付引当金	557
その他の資産	68	**負債合計**	**28,146**
		積立金	5,314
		代替基金	850
		繰越利益積立金	4,464
		純資産合計	**5,314**
資産合計	**33,460**	**負債・純資産合計**	**33,460**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
事業収益	27,284
事業費用	26,407
事業利益	877
事業外収益	10
事業外費用	196
経常利益	691
特別利益	14
特別損失	95
税引前当期純利益	610
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	610

第 30 期 決 算 公 告

令和８年７月30日

東京都中央区銀座八丁目21番１号

Blue Yonderジャパン株式会社

代表取締役　渡辺　大樹

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	794,744
	固定資産	60,679
	合計	**855,423**
負債及び純資産の部	流動負債	196,749
	株主資本	658,673
	資本金	100,000
	資本剰余金	47,114
	資本準備金	47,114
	利益剰余金	511,559
	その他利益剰余金	511,559
	（うち当期純利益）	(1,966)
	合計	**855,423**

第 42 期 決 算 公 告

令和８年７月30日

長野県岡谷市上ノ原202番地１

株式会社アイワ

代表取締役　今井　香里

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	25,231
	固定資産	8,673
	合計	**33,904**
負債及び純資産の部	流動負債	111,318
	固定負債	79,572
	株主資本	△156,986
	資本金	38,500
	利益剰余金	△195,486
	その他利益剰余金	△195,486
	（うち当期純損失）	(6,778)
	合計	**33,904**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千八百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三十日

長野県岡谷市上ノ原二〇二番地一

株式会社アイワ

代表取締役　今井　香里

第２期決算公告

令和８年７月30日

東京都千代田区丸の内二丁目１番１号

明治安田生命ビル11階

ＴＫホールディングス株式会社

代表取締役　スコット・カーナス

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	464
	固定資産	349,676
	合計	**350,140**
負債及び純資産の部	流動負債	7,094
	株主資本	343,046
	資本金	100
	資本剰余金	343,215
	資本準備金	37,854
	その他資本剰余金	305,360
	利益剰余金	△268
	その他利益剰余金	△268
	（うち当期純損失）	(2)
	合計	**350,140**

第 65 期 決 算 公 告

令和８年７月30日

名古屋市緑区文久山1137番地

株式会社ＴＫ不動産

代表取締役　立石　晃太

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,925
	固定資産	99,700
	合計	**101,626**
負債及び純資産の部	流動負債	20,458
	固定負債	42,375
	株主資本	38,792
	資本金	3,000
	利益剰余金	35,792
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	35,042
	（うち当期純利益）	(1,173)
	合計	**101,626**

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億三千百八十万八千三百四十六円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三十日

名古屋市緑区文久山一一三七番地

株式会社ＴＫ不動産

代表取締役　立石　晃太

第９期決算公告

令和８年７月30日

静岡県浜松市中央区松島町2552番１

浜松ウォーターシンフォニー株式会社

代表取締役　熊谷　眞純

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,291,193
	固定資産	2,817,510
	合計	**6,108,702**
負債及び純資産の部	流動負債	2,897,237
	固定負債	1,844,029
	株主資本	1,367,437
	資本金	267,000
	利益剰余金	1,100,437
	利益準備金	38,832
	その他利益剰余金	1,061,604
	（うち当期純利益）	(190,952)
	合計	**6,108,702**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する和泉株式会社（住所京都市中京区今新在家西町二二）に対して当社の不動産の管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三十日

京都市中京区二条通り高倉東入ル観音町七二―一番地

和光建物総合管理株式会社

代表取締役　矢口　満子

第56期決算公告

令和８年７月30日

京都市中京区二条通り高倉東入ル観音町72―１番地

和光建物総合管理株式会社

代表取締役　矢口　満子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	846,184
	固定資産	630,464
	合計	1,476,649
負債及び純資産の部	流動負債	134,774
	固定負債	942,771
	株主資本	399,103
	資本金	40,000
	利益剰余金	359,103
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	349,103
	（うち当期純利益）	(33,903)
	合計	1,476,649

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年九月十六日であり、株主総会の決議は、令和八年七月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三十日

大阪市中央区淡路町二丁目一番一〇―三〇四号

豊原産業株式会社

代表取締役　藤井本一博

決算公告

令和８年７月30日

大阪市中央区淡路町二丁目１番10―304号

豊原産業株式会社

代表取締役　藤井本一博

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	4,276
	固定資産	78,446
	資産合計	82,723
負債及び純資産の部	流動負債	66,889
	固定負債	2,000
	負債合計	68,889
	株主資本	13,834
	資本金	30,000
	利益剰余金	△ 16,165
	利益準備金	751
	その他利益剰余金	△ 16,916
	（うち当期純損失）	(4,341)
	純資産合計	13,834
	負債・純資産合計	82,723

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月三十日

山口県宇部市助田町七番八号

（甲）オリエント交通株式会社

代表取締役　松本　聡

山口県宇部市助田町七番八号

（乙）有限会社運転代行レインボー

代表取締役　松本　聡

第39期決算公告

令和８年７月30日

山口県宇部市助田町７番８号

オリエント交通株式会社

代表取締役　松本　聡

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	85,341,322
	固定資産	129,245,813
	合計	214,587,135
負債及び純資産の部	流動負債	26,840,152
	固定負債	195,150,790
	株主資本	10,000,000
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△17,403,807
	（うち当期純利益）	(7,814,452)
	合計	214,587,135

第８期決算公告

令和８年７月30日

沖縄県那覇市久茂地２丁目２番２号

株式会社マッシグラ沖縄タイムス

代表取締役　金子　智一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	37,779,504
	固定資産	89,634,649
	資産合計	127,414,153
負債及び純資産の部	流動負債	22,059,976
	固定負債	35,731,720
	株主資本	69,622,457
	資本金	54,000,000
	資本剰余金	45,000,000
	資本準備金	45,000,000
	利益剰余金	△29,377,543
	その他利益剰余金	△29,377,543
	（うち当期純利益）	(4,709,283)
	負債・純資産合計	127,414,153

第１期決算公告

令和８年７月30日

東京都中央区日本橋富沢町８番８号

一般社団法人Ｓｌｅｅｐ Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ Ｐｌａｔｆｏｒｍ

代表理事　富田　康弘

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	173
	固定資産	―
	合計	173
負債及び純資産の部	流動負債	―
	固定負債	―
	負債合計	―
	一般正味財産	173
	正味財産合計	173
	合計	173

第12期決算公告

令和８年６月30日

東京都港区高輪３―22―12

一般社団法人地域医療機能推進学会

代表理事　山本　修一

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	653,934
	固定資産	41
	合計	653,975
負債及び純資産の部	流動負債	3,725
	固定負債	945
	負債合計	4,670
	一般正味財産	649,305
	正味財産合計	649,305
	合計	653,975

第１期決算公告

令和８年７月30日

東京都港区南青山三丁目１番36号青山丸竹ビル６階

一般社団法人奥州市ふるさと会

代表理事　藤澤　勝彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,000
	現金及び預金	1,000
	資産合計	1,000
負債及び純資産の部	流動負債	590
	未払金	578
	未払法人税等	11
	負債合計	590
	利益剰余金	409
	その他利益剰余金	409
	繰越利益剰余金	409
	純資産合計	409
	負債・純資産合計	1,000

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の鹿児島市中央町三五番二五の建物不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりですが、甲は確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月三十日

鹿児島市中央町三五番地二五寿ビル二Ｆ

（甲）株式会社ＡＴホールディングス

代表取締役　早稲田貴子

鹿児島市中央町三五番地二五寿ビル二Ｆ

（乙）株式会社アンラク

代表取締役　早稲田貴子

第61期決算公告

令和８年７月30日

鹿児島市中央町35番地25寿ビル２Ｆ

株式会社アンラク

代表取締役　早稲田貴子

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	121,964
	固定資産	177,933
	合計	299,897
負債及び純資産の部	流動負債	83,499
	固定負債	138,907
	株主資本	76,531
	資本金	10,000
	利益剰余金	66,531
	その他利益剰余金	66,531
	（うち当期純利益）	(5,267)
	評価・換算差額等	958
	その他有価証券評価差額金	958
	合計	299,897

第　１　期　決　算　公　告

令和８年６月26日

東京都港区芝浦三丁目１番21号
ＳＭＢＣマネーフォワード銀行設立準備株式会社
代表取締役　吉本　憲文

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,208,916	流動負債	245,747
		賞与引当金	7,464
		役員賞与引当金	1,000
		その他	237,283
		固定負債	16,304
		株主資本	4,946,865
		資本金	3,000,040
		資本剰余金	3,000,040
		資本準備金	3,000,040
		利益剰余金	△1,053,214
		その他利益剰余金	△1,053,214
資産合計	5,208,916	負債・純資産合計	5,208,916

損益計算書の要旨
（自　令和７年５月23日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上原価	691,141
売上総損失	691,141
販売費及び一般管理費	342,206
営業損失	1,033,348
営業外収益	6,413
営業外費用	22,643
経常損失	1,049,578
税引前当期純損失	1,049,578
法人税、住民税及び事業税	3,635
当期純損失	1,053,214

第　３　期　決　算　公　告

令和８年６月29日
東京都千代田区大手町１－６－１
大手町ビルヂングＳＰＡＣＥＳ大手町2011
株式会社ＭＵＦＧサステナブルエナジー
代表取締役　鈴木　洋介

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,876,496	流動負債	1,726,155
固定資産	6,658	固定負債	2,312,750
		負債合計	4,038,905
		株主資本	844,249
		資本金	500,000
		資本剰余金	500,000
		資本準備金	500,000
		利益剰余金	△155,750
		その他利益剰余金	△155,750
		純資産合計	844,249
資産合計	4,883,155	負債・純資産合計	4,883,155

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	0
売上原価	0
売上総利益	0
販売費及び一般管理費	77,621
営業損失	77,621
営業外収益	1,935
営業外費用	21,747
経常損失	97,433
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純損失	97,433
法人税、住民税及び事業税	△23,620
法人税等調整額	△1,049
当期純損失	72,764

第　４　期　決　算　公　告

令和８年７月30日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
ＫＰＭＧ税理士法人内
ハノーファー特定目的会社
取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	8,877	流動負債	43
固定資産	8,877	固定負債	4,265
特定資産合計	8,877	負債合計	4,309
その他の資産	498	社員資本	5,066
流動資産	479	特定資本金	0
固定資産	17	優先資本金	4,755
繰延資産	1	剰余金	311
その他の資産合計	498	純資産合計	5,066
資産合計	9,375	負債・純資産合計	9,375

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	2,569
営業費用	2,255
営業利益	314
営業外収益	1
営業外費用	3
経常利益	312
税引前当期純利益	312
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	311

第　３　期　決　算　公　告

令和８年７月30日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
キーム特定目的会社
取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	7,063	流動負債	34
固定資産	7,063	固定負債	3,498
特定資産合計	7,063	負債合計	3,533
その他の資産	294	社員資本	3,824
流動資産	277	特定資本金	0
固定資産	15	優先資本金	3,745
繰延資産	1	剰余金	79
その他の資産合計	294	純資産合計	3,824
資産合計	7,357	負債・純資産合計	7,357

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	272
営業費用	192
営業利益	80
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	80
税引前当期純利益	80
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	79

第 36 期 決 算 公 告

令和８年６月24日
東京都中央区日本橋三丁目15番８号
アミノ酸会館ビル３階
一般社団法人日本鋼構造協会
会長　緑川　光正

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	216,924
	固定資産	65,303
	合計	282,227
負味債財及産びの正部	流動負債	17,808
	固定負債	42,400
	負債合計	60,208
	一般正味財産	222,019
	正味財産合計	222,019
	合計	282,227

第 ９ 期 決 算 公 告

令和８年７月30日
東京都千代田区大手町二丁目２番１号
一般社団法人日本ディープラーニング協会
代表理事　松尾　　豊

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	958,086
	固定資産	7,609
	合計	965,696
負純債資及産びの部	流動負債	231,726
	負債合計	231,726
	利益剰余金	733,969
	純資産合計	733,969
	合計	965,696

第８期決算公告

令和８年７月30日
千葉県柏市中十余二419－１
株式会社ＥＧ柏
代表取締役　佐久間慎一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	36,139
	固定資産	411,151
	繰延資産	4,484
	合計	451,774
負純債資及産びの部	流動負債	449,578
	賞与引当金	10,234
	固定負債	141,744
	退職給付引当金	3,600
	株主資本	△139,548
	資本金	10,000
	利益剰余金	△149,548
	その他利益剰余金	△149,548
	（うち当期純損失）	（8,772）
	合計	451,774

第９期決算公告

令和８年７月30日
東京都八王子市石川町2969番地５
株式会社ＥＧ八王子
代表取締役　山口　良治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	64,798
	固定資産	634,621
	合計	699,420
負純債資及産びの部	流動負債	450,344
	賞与引当金	16,122
	固定負債	24,421
	退職給付引当金	3,600
	株主資本	224,654
	資本金	10,000
	利益剰余金	214,654
	その他利益剰余金	214,654
	（うち当期純利益）	（55,861）
	合計	699,420

第 75 期 決 算 公 告

令和８年７月30日
東京都板橋区蓮根３丁目11番25号
富双ゴム工業株式会社
代表取締役　二瓶　修和

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	457,162
	固定資産	283,775
	合計	740,937
負債及び純資産の部	流動負債	126,788
	固定負債	242,081
	株主資本	372,068
	資本金	30,000
	利益剰余金	342,068
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	334,568
	（うち当期純利益）	(15,520)
	合計	740,937

第 3 期 決 算 公 告

令和８年７月30日
東京都港区六本木１－６－１泉ガーデンタワー
フランクフルト特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	7,420	流動負債	33
固定資産	7,420	固定負債	3,631
特定資産合計	7,420	負債合計	3,664
その他の資産	278	社員資本	4,033
流動資産	261	特定資本金	0
固定資産	15	優先資本金	3,960
繰延資産	1	剰余金	73
その他の資産合計	278	純資産合計	4,033
資産合計	7,698	負債・純資産合計	7,698

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	259
営業費用	184
営業利益	74
営業外収益	0
営業外費用	0
経常利益	74
税引前当期純利益	74
法人税、住民税及び事業税	1
当期純利益	73

第 96 期決算公告　令和８年７月30日

東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
旭汽船株式会社
代表取締役　野底　康弘

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	230
	固定資産	769
	合計	999
負債及び純資産の部	流動負債	86
	固定負債	486
	株主資本	427
	資本金	100
	資本剰余金	90
	利益剰余金	237
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	212
	（うち当期純利益）	(1)
	合計	999

第 48 期 決 算 公 告

2026年７月30日
東京都中央区日本橋本石町四丁目６番７号
地銀ネットワークサービス株式会社
代表取締役社長　長谷川芳完

貸借対照表の要旨　（2026年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	17,107,506	流動負債	2,522,437
固定資産	1,980,222	（うち引当金）	(54,600)
		固定負債	358,838
		（うち引当金）	(358,838)
		株主資本	16,206,453
		資本金	311,520
		資本剰余金	11,520
		資本準備金	11,520
		利益剰余金	15,883,413
		利益準備金	66,360
		その他利益剰余金	15,817,053
資産合計	19,087,728	負債・純資産合計	19,087,728

損益計算書の要旨
（自　2025年５月１日　至　2026年４月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	12,272,808
営業費用	9,550,605
売上総利益	2,722,203
販売費及び一般管理費	793,236
営業利益	1,928,967
営業外収益	19,719
経常利益	1,948,686
特別損失	20,533
税引前当期純利益	1,928,153
法人税、住民税及び事業税	586,494
法人税等調整額	△5,008
当期純利益	1,346,667

第 23 期 決 算 公 告

令和８年６月30日
東京都港区赤坂一丁目11番44号
クリニカルポーター株式会社
代表取締役社長　佐藤　太一

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	456,280
	固定資産	5,292
	合計	461,573
負債及び純資産の部	流動負債	74,113
	賞与引当金	3,084
	株主資本	387,459
	資本金	10,000
	利益剰余金	377,459
	その他利益剰余金	377,459
	（うち当期純利益）	(87,172)
	合計	461,573

第 1 期 決 算 公 告

2026年７月30日
東京都中央区新川一丁目28番38号
株式会社生活基盤プラットフォーム
代表取締役社長　林　敬恭

貸借対照表の要旨　（2026年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	508,159	流動負債	145,828
固定資産	452,552	株主資本	814,883
		資本金	550,000
		資本剰余金	550,000
		資本準備金	550,000
		利益剰余金	△285,117
		その他利益剰余金	△285,117
資産合計	960,711	負債・純資産合計	960,711

損益計算書の要旨
（自　2025年５月１日　至　2026年４月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	11,503
営業費用	149,220
売上総損失	137,717
販売費及び一般管理費	147,337
営業損失	285,054
営業外収益	887
経常損失	284,167
税引前当期純損失	284,167
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	285,117

第 66 期 決 算 公 告

令和８年７月30日
三重県松阪市市場庄町1172番地
株式会社ＪＡ全農みえミート
代表取締役社長　上野　真吾

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,259,145
	固定資産	543,589
	合計	2,802,734
負債及び純資産の部	流動負債	2,046,628
	固定負債	178,454
	株主資本	511,631
	資本金	90,000
	利益剰余金	421,631
	（うち利益準備金）	(11,530)
	（うち当期純利益）	(47,950)
	評価・換算差額等	66,021
	合計	2,802,734

第 20 期 決 算 公 告

令和８年７月30日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号
吹田ロジスティック特定目的会社
取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	5,547	流動負債	143
流動資産	5,547	負債合計	143
		社員資本	5,404
		特定資本金	12,900
		剰余金	△7,495
		当期未処理損失	7,495
その他の資産合計	5,547	純資産合計	5,404
合計	5,547	合計	5,547

注　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年12月１日　至　令和８年５月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	2
営業費用	2,575
営業損失	2,572
営業外収益	8
経常損失	2,564
税引前当期純損失	2,564
法人税、住民税及び事業税	90
当期純損失	2,654
前期繰越損失	4,841
当期未処理損失	7,495

第 19 期 決 算 公 告

令和８年７月30日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

狭山日高１ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	2,387	流動負債	1,688
流動資産	2,387	負債合計	1,688
		社員資本	699
		特定資本金	18,100
		剰余金	△17,400
		当期未処理損失	17,400
その他の資産合計	2,387	純資産合計	699
合計	2,387	合計	2,387

㊟　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和８年１月１日　至　令和８年５月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	2
営業費用	1,883
営業損失	1,880
営業外収益	10,857
営業外費用	—
経常利益	8,977
税引前当期純利益	8,977
法人税、住民税及び事業税	1,607
当期純利益	7,369
前期繰越損失	24,770
当期未処理損失	17,400

第 77 期 決 算 公 告

2026年７月30日

大阪市北区芝田二丁目２番13号

株式会社共潤舎

代表取締役　吉田　　隆

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,288,801
	固定資産	710,534
	合計	1,999,335
負債及び純資産の部	流動負債	74,313
	固定負債	2,178,657
	株主資本	△253,635
	資本金	15,000
	利益剰余金	△268,635
	利益準備金	3,750
	その他利益剰余金	△272,385
	（うち当期純損失）	（1,275,821）
	合計	1,999,335

第 20 期 決 算 公 告

令和８年７月30日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

座間ロジスティック特定目的会社

取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	4,242	流動負債	1,445
流動資産	4,242	負債合計	1,445
		社員資本	2,797
		特定資本金	10,100
		剰余金	△7,302
		当期未処理損失	7,302
その他の資産合計	4,242	純資産合計	2,797
合計	4,242	合計	4,242

㊟　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和８年４月１日　至　令和８年５月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	—
営業費用	139
営業損失	139
営業外収益	7,650
営業外費用	—
経常利益	7,510
税引前当期純利益	7,510
法人税、住民税及び事業税	1,365
当期純利益	6,145
前期繰越損失	13,447
当期未処理損失	7,302

2025 年 度 決 算 公 告

2026年７月30日

名古屋市中区栄一丁目13番４号

一般社団法人愛知県損害保険代理業協会

代表理事　市川みさを

貸借対照表の要旨
（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	14,601
	固定資産	1,114
	合計	15,715
負債及び正味財産の部	流動負債	1,801
	固定負債	0
	負債合計	1,801
	一般正味財産	13,914
	正味財産合計	13,914
	合計	15,715

第 17 期 決 算 公 告

令和８年７月30日　東京都中央区八重洲二丁目２番１号

枚方３ロジスティック特定目的会社

取締役　三品　貴仙

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	536	流動負債	117
流動資産	536	負債合計	117
		社員資本	418
		特定資本金	9,400
		剰余金	△8,981
		当期未処理損失	8,981
その他の資産合計	536	純資産合計	418
合計	536	合計	536

㊟　端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書の要旨
（自　令和７年７月１日　至　令和８年５月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	2
営業費用	2,317
営業損失	2,315
営業外収益	5
経常損失	2,310
税引前当期純損失	2,310
法人税、住民税及び事業税	64
当期純損失	2,374
前期繰越損失	6,607
当期未処理損失	8,981

第 15 期 決 算 公 告

令和８年７月21日

兵庫県芦屋市大原町11番24号

一般財団法人 久保平兵衛記念財団

代表理事　久保　國彦

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	12,406
	固定資産	863,759
	合計	876,165
負債及び正味財産の部	流動負債	2,314
	固定負債	16,115
	負債合計	18,429
	基金	—
	指定正味財産	791,558
	一般正味財産	66,178
	正味財産合計	857,736
	合計	876,165

第 8 期 決 算 公 告

令和８年７月30日

東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３Ｆ

妙高プロパティーズ特定目的会社

取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	1,305,615	流動負債	1,630
特定資産	1,305,615	負債合計	1,630
その他資産	30,827	社員資本	1,334,813
流動資産	30,827	特定資本金	100
		優先資本金	1,975,000
		剰余金	△640,286
		当期未処理損失	640,286
		純資産合計	1,334,813
資産合計	1,336,443	負債・純資産合計	1,336,443

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	79,450
営業損失	79,450
営業外収益	89
経常損失	79,360
税引前当期純損失	79,360
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	80,310

第 31 期決算公告　令和８年７月30日

札幌市中央区北３条西１丁目２番地

株式会社北海道総合ガスセンター

代表取締役　織田　一成

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	74,776
	固定資産	1,338
	資産合計	76,114
負債及び純資産の部	流動負債	15,553
	（うち賞与引当金）	（2,288）
	株主資本	60,561
	資本金	20,000
	利益剰余金	40,561
	その他利益剰余金	40,561
	（うち当期純利益）	（2,107）
	負債・純資産合計	76,114

第39期決算公告

令和８年７月30日
岩手県花巻市二枚橋第５地割118番地
デンカアヅミン株式会社
代表取締役社長　晴山　浩

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	523,341
	固定資産	724,146
	資産合計	**1,247,487**
負債及び純資産の部	流動負債	878,491
	固定負債	1,548
	株主資本	367,448
	資本金	300,000
	利益剰余金	67,448
	利益準備金	5,108
	その他利益剰余金	62,340
	（うち当期純利益）	(5,061)
	負債・純資産合計	**1,247,487**

第７期決算公告

令和８年７月30日
東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３Ｆ
妙高開発特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	1,913,522	流動負債	4,850
特定資産	1,913,522	固定負債	500,000
その他資産	592,696	**負債合計**	**504,850**
流動資産	587,659	社員資本	2,001,369
繰延資産	5,037	特定資本金	100
		優先資本金	2,337,160
		剰余金	△335,890
		当期未処理損失	335,890
		純資産合計	**2,001,369**
資産合計	**2,506,219**	**負債・純資産合計**	**2,506,219**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	7,357
営業費用	63,169
営業損失	55,811
営業外収益	567
営業外費用	886
経常損失	56,130
税引前当期純損失	56,130
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	57,080

第20期決算公告

令和８年６月22日
埼玉県春日部市梅田本町一丁目13番１号
株式会社シンフォニア東武
取締役社長　西潟　弘悦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	286,830
	固定資産	7,477
	資産合計	**294,308**
負債及び純資産の部	流動負債	19,123
	賞与引当金	6,135
	その他	12,988
	負債合計	**19,123**
	株主資本	275,184
	資本金	10,000
	利益剰余金	265,184
	その他利益剰余金	265,184
	（うち当期純利益）	(17,676)
	純資産合計	**275,184**
	負債・純資産合計	**294,308**

第２期決算公告

令和８年７月30日
東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３Ｆ
斑尾ホールディングス特定目的会社
取締役　壽命　正晃

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	1,801,808	流動負債	104,496
特定資産	1,801,808	固定負債	500,246
その他資産	1,214,844	**負債合計**	**604,742**
流動資産	1,208,808	社員資本	2,411,910
繰延資産	6,036	特定資本金	100
		優先資本金	2,190,000
		剰余金	221,810
		当期未処分利益	221,810
		純資産合計	**2,411,910**
資産合計	**3,016,653**	**負債・純資産合計**	**3,016,653**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	325,596
営業費用	103,042
営業利益	222,554
営業外収益	1,925
営業外費用	961
経常利益	223,517
税引前当期純利益	223,517
法人税、住民税及び事業税	1,496
当期純利益	222,021

第40期決算公告

令和８年６月22日
茨城県土浦市北神立町２番地12
アイアグリ株式会社
代表取締役　木村　泰行

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	6,624,899
	固定資産	918,474
	資産合計	**7,543,373**
負債及び純資産の部	流動負債	4,536,679
	賞与引当金	84,312
	固定負債	468,542
	退職給付引当金	254,530
	役員退職慰労引当金	75,459
	負債合計	**5,005,221**
	株主資本	2,521,802
	資本金	97,000
	資本剰余金	44,000
	利益剰余金	2,530,600
	利益準備金	4,450
	その他利益剰余金	2,526,150
	（うち当期純利益）	(522,755)
	自己株式	△149,798
	評価・換算差額等	16,350
	その他有価証券評価差額金	15,153
	繰延ヘッジ損益	1,197
	純資産合計	**2,538,152**
	負債・純資産合計	**7,543,373**

第10期決算公告

令和８年６月29日
東京都千代田区大手町一丁目３番７号
株式会社ＭＣアグリアライアンス
代表取締役社長　浦野　正義

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	69,792	流動負債	66,592
固定資産	824	賞与引当金	128
		契約損失引当金	122
		固定負債	118
		負債合計	**66,710**
		株主資本	3,906
		資本金	300
		資本剰余金	299
		資本準備金	299
		利益剰余金	3,306
		その他利益剰余金	3,306
		純資産合計	**3,906**
資産合計	**70,617**	**負債・純資産合計**	**70,617**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	127,957
売上原価	118,780
売上総利益	9,176
販売費及び一般管理費	1,882
営業利益	7,293
営業外損益	△815
経常利益	6,478
特別損益	△6
税引前当期純利益	6,471
法人税、住民税及び事業税	1,292
法人税等調整額	560
当期純利益	4,619

第32期決算公告

令和８年６月26日
神奈川県川崎市中原区上小田中４丁目１番１号
富士通キャピタル株式会社
代表取締役　青井　孝之

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	434,644	流動負債	434,891
固定資産	2,234	**負債合計**	**434,891**
		株主資本	2,133
		資本金	100
		利益剰余金	2,033
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	2,008
		評価・換算差額等	△145
		その他有価証券評価差額金	△145
		純資産合計	**1,988**
資産合計	**436,879**	**負債・純資産合計**	**436,879**

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	8,249
売上原価	6,374
売上総利益	1,874
販売費及び一般管理費	150
営業利益	1,724
営業外費用	392
経常利益	1,331
税引前当期純利益	1,331
法人税、住民税及び事業税	520
法人税等調整額	△13
当期純利益	824

第 11 期 決 算 公 告

令和８年６月26日

神奈川県横浜市西区花咲町六丁目145番地

株式会社横浜グローバルＭＩＣＥ

代表取締役　中津　　淳

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	21,950,612	流動負債	1,527,940
		固定負債	20,060,500
		負債合計	**21,588,440**
		株主資本	362,172
		資本金	50,000
		利益剰余金	312,172
		その他利益剰余金	312,172
		純資産合計	**362,172**
資産合計	**21,950,612**	**負債・純資産合計**	**21,950,612**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	191,157
売上原価	157,872
売上総利益	33,285
販売費及び一般管理費	19,497
営業利益	13,788
営業外収益	59,344
営業外費用	41,119
経常利益	32,013
税引前当期純利益	32,013
法人税、住民税及び事業税	26,990
法人税等調整額	△17,245
当期純利益	22,268

第 4 期 決 算 公 告

令和８年６月23日

富山県下新川郡入善町下飯野252番１

アトランド株式会社

代表取締役　丸山　赳司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,598,948	流動負債	58,960
固定資産	1,610,783	**負債合計**	**58,960**
		株主資本	3,150,772
		資本金	1,750,000
		資本剰余金	1,750,000
		資本準備金	1,750,000
		利益剰余金	△349,227
		その他利益剰余金	△349,227
		純資産合計	**3,150,772**
資産合計	**3,209,732**	**負債・純資産合計**	**3,209,732**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	157,551
営業損失	157,551
営業外収益	4,629
経常損失	152,921
税引前当期純損失	152,921
法人税、住民税及び事業税	1,940
法人税等調整額	△48,085
当期純損失	106,776

第 8 期 決 算 公 告

令和８年７月30日

静岡県御前崎市港6178－１

株式会社プラニック

代表取締役　山下　晴道

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	479,990	流動負債	1,561,105
固定資産	855,087	賞与引当金	2,043
繰延資産	100,200	固定負債	2,536,466
		負債合計	**4,097,571**
		株主資本	△2,662,293
		資本金	513,517
		資本剰余金	512,517
		利益剰余金	△3,688,327
		純資産合計	**△2,662,293**
資産合計	**1,435,277**	**負債・純資産合計**	**1,435,277**

損益計算書の要旨

（自　令和７年１月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	1,011,174
売上原価	1,860,881
売上総損失	849,708
販売費及び一般管理費	396,454
営業損失	1,246,162
営業外収益	174,983
営業外費用	138,950
経常損失	1,210,129
特別利益	14,930
特別損失	2,414,213
税引前当期純損失	3,609,412
法人税、住民税及び事業税	2,896
当期純損失	3,612,308

第 72 期 決 算 公 告

令和８年６月26日

佐賀県武雄市武雄町大字富岡12628番地

一般社団法人巨樹の会

代表理事　鶴﨑　直邦

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	43,019	流動負債	5,517
固定資産	36,603	固定負債	1,790
		負債合計	**7,307**
		一般正味財産	72,315
		（基本財産充当額）	(0)
		（特定資産充当額）	(0)
		正味財産合計	**72,315**
合計	**79,622**	**合計**	**79,622**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
経常収支	29,828
経常費用	28,182
経常外収益	0
経常外費用	31,372
当期一般正味財産増減額	1,527
正味財産期末残高	79,622

第 100 期 決 算 公 告

令和８年６月30日

山口県周南市江口１丁目１番１号

周南システム産業株式会社

代表取締役　小川　勝也

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	2,783,472
	固定資産	3,449,443
	資産合計	**6,232,916**
負債及び純資産の部	流動負債	1,441,778
	（うち賞与引当金）	(129,511)
	（うち修繕引当金）	(39,082)
	固定負債	787,700
	（うち退職給付引当金）	(496,842)
	（うち役員退職慰労引当金）	(4,560)
	（うち特別修繕引当金）	(87,783)
	負債合計	**2,229,479**
	株主資本	4,003,437
	資本金	100,000
	資本剰余金	232,635
	資本準備金	232,635
	利益剰余金	3,670,802
	利益準備金	10,574
	その他利益剰余金	3,660,228
	（うち当期純利益）	(150,679)
	純資産合計	**4,003,437**
	負債・純資産合計	**6,232,916**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割に関する権利義務を承継して甲は乙を吸収分割することにいたしましたので公告します。乙はそれを承継することにいたしましたので公告します。

なお、翌日から一箇月以内に異議のある債権者は、本公告掲載の会社に対し申し出ることができます。

最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和７年７月三十日

（甲）確定した最終事業年度はありません。

京都八下記のとおりです。

（乙）京都市下京区下長福寺町二丁目二九三番地

サンフォニア五条大宮八Ａ

代表取締役　株式会社望月大輔

京都市南区東九条柳下町五一番地五

（乙）株式会社Ｔ・Ｓコーポレーション

代表取締役　徳山　哲大

令和８年７月30日

京都市南区東九条柳下町51番地５

株式会社Ｔ・Ｓコーポレーション

代表取締役　徳山　哲大

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	147,775
	固定資産	286,250
	合計	**434,026**
負債及び純資産の部	流動負債	95,839
	固定負債	851,219
	株主資本	△513,032
	資本金	10,000
	利益剰余金	△523,032
	その他利益剰余金	△523,032
	（うち当期純損失）	(22,451)
	合計	**434,026**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千百万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年七月三十日

東京都千代田区飯田橋四丁目三番三号
第一一相信ビル二階Ｂ
グラフェナリー株式会社
代表取締役　平野　梨伊

第１期決算公告

令和８年７月30日
東京都千代田区飯田橋四丁目３番３号
第11相信ビル２階Ｂ
グラフェナリー株式会社
代表取締役　平野　梨伊

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	10,755
	固定資産	18,136
	資産合計	28,892
負純資産の債及び部	流動負債	29,168
	株主資本	△276
	資本金	1,000
	利益剰余金	△1,276
	その他利益剰余金	△1,276
	（うち当期純損失）	(1,276)
	負債・純資産合計	28,892

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億八千五百六十九万四千十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三十日

神奈川県三浦郡葉山町木古庭五一〇番
株式会社ジェイズ
代表取締役　二宮　幸子

第22期決算公告

令和８年７月30日
神奈川県三浦郡葉山町木古庭510番
株式会社ジェイズ
代表取締役　二宮　幸子

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	41,524
	固定資産	34,805
	合計	76,329
負純資産の債及び部	流動負債	11,339
	株主資本	64,989
	資本金	20,000
	利益剰余金	44,989
	その他利益剰余金	44,989
	（うち当期純利益）	(4,112)
	合計	76,329

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千万円減少し、減少する資本金の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三十日

神戸市中央区脇浜町三丁目三番二号
日本香料薬品株式会社
代表取締役　小野　昭夫

第123期決算公告

令和８年７月30日
神戸市中央区脇浜町三丁目３番２号
日本香料薬品株式会社
代表取締役　小野　昭夫

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	3,036,587
	固定資産	865,553
	合計	3,902,140
負純資産の債及び部	流動負債	259,822
	株主資本	3,642,318
	資本金	240,000
	利益剰余金	3,402,318
	利益準備金	60,000
	その他利益剰余金	3,342,318
	（うち当期純利益）	(149,380)
	合計	3,902,140

第16期決算公告

令和８年７月30日
大阪市北区中之島二丁目３番18号
カネカソーラー販売株式会社
代表取締役社長　髙橋　厚志

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	6,351,002
	固定資産	435,888
	合計	6,786,890
負純資産の債及び部	流動負債	6,201,836
	（内賞与引当金）	(55,200)
	固定負債	52,745
	（内退職給付引当金）	(46,016)
	株主資本	532,309
	資本金	60,000
	利益剰余金	472,309
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	457,309
	（内当期純利益）	(180,165)
	合計	6,786,890

第42期決算公告

令和８年６月26日
山口県岩国市日の出町２番１号
ユニセル株式会社
代表取締役　馬場　健二

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	592,868
	固定資産	137,034
	合計	729,902
負純資産の債及び部	流動負債	1,196,162
	固定負債	2,000
	株主資本	△ 468,260
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 478,260
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	△ 480,760
	（うち当期純損失）	(14,139)
	合計	729,902

決算公告

令和８年７月30日
福岡市博多区博多駅東二丁目９番25号
株式会社ケイ・エム・エー
代表取締役　甲斐　友紹

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	165,734
	固定資産	21,348
	合計	187,083
負純資産の債及び部	流動負債	52,179
	固定負債	634,217
	株主資本	△ 499,313
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 509,313
	その他利益剰余金	△ 509,313
	（うち当期純利益）	(43,321)
	合計	187,083

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月三十日

石川県金沢市長田二丁目四番八号
（甲）株式会社髙田組
代表取締役　霞流　吉広
石川県鳳珠郡穴水町字根木イ一番一
（乙）マナイウッド有限会社
代表取締役　霞流　吉広

第62期決算公告

令和８年７月30日
石川県金沢市長田二丁目４番８号
株式会社髙田組
代表取締役　霞流　吉広

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,217,198
	固定資産	504,922
	合計	1,722,120
負純資産の債及び部	流動負債	956,930
	固定負債	344
	株主資本	764,846
	資本金	80,000
	利益剰余金	684,846
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	664,846
	（うち当期純利益）	(17,864)
	合計	1,722,120

第１期決算公告

令和８年７月30日

東京都中央区京橋二丁目12番６号ＡＯＪ税理士法人内

ＮＯＴ　Ａ　ＨＯＴＥＬ　ＲＵＳＵＴＳＵ特定目的会社

取締役　出澤　貴人

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	836,000	流動負債	27,297
建設仮勘定	836,000	**負債合計**	**27,297**
その他資産	38,288	社員資本	846,991
流動資産	38,288	特定資本金	100
		優先資本金	900,000
		剰余金	△53,109
		当期未処理損失	53,109
		純資産合計	**846,991**
資産合計	**874,288**	**負債・純資産合計**	**874,288**

損益計算書の要旨

（自　令和７年６月30日　至　令和８年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業費用	52,957
営業損失	52,957
営業外収益	65
経常損失	52,891
税引前当期純損失	52,891
法人税、住民税及び事業税	218
当期純損失	53,109

第79期決算公告

令和８年６月25日

長崎県佐世保市針尾北町813番地１

大阪鋼管株式会社

代表取締役　坂根　毅

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	8,481,382
	固定資産	7,810,876
	資産合計	**16,292,258**
負債及び純資産の部	流動負債	2,651,659
	固定負債	2,266,976
	株主資本	11,373,623
	資本金	100,000
	利益剰余金	11,277,112
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	11,252,112
	（うち当期純利益）	（461,284）
	自己株式	△3,489
	負債・純資産合計	**16,292,258**

決算公告

令和８年７月30日

東京都千代田区外神田三丁目６番５号

外神田永谷タウンプラザ906

株式会社フェイマー

代表取締役　小室　尚子

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	31,009
	固定資産	5,388
	合計	**36,398**
負債及び純資産の部	流動負債	7,991
	株主資本	28,406
	資本金	3,000
	利益剰余金	25,406
	その他利益剰余金	25,406
	（うち当期純利益）	（5,958）
	合計	**36,398**

決算公告

令和８年７月30日

東京都台東区上野一丁目３番２号

上野パストラルビル３階

株式会社Terakoya Kids

代表取締役　小室　尚子

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	147,472
	固定資産	445,284
	合計	**592,757**
負債及び純資産の部	流動負債	76,411
	固定負債	316,007
	株主資本	200,338
	資本金	5,000
	利益剰余金	195,338
	その他利益剰余金	195,338
	（うち当期純利益）	（11,855）
	合計	**592,757**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三十日

（甲）東京都台東区上野一丁目三番二号
上野パストラルビル三階
株式会社Terakoya Kids
代表取締役　小室　尚子

（乙）東京都千代田区外神田三丁目六番五号
外神田永谷タウンプラザ九〇六
株式会社フェイマー
代表取締役　小室　尚子

第15期決算公告

令和８年７月30日

東京都渋谷区初台一丁目46番３号

アドセックエコロジー株式会社

代表取締役　小泉　久也

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	123,142,842
	固定資産	1
	合計	**123,142,843**
負債及び純資産の部	流動負債	121,159,390
	株主資本	1,983,453
	資本金	9,900,000
	利益剰余金	△7,916,547
	その他利益剰余金	△7,916,547
	（うち当期純利益）	（4,348,744）
	合計	**123,142,843**

令和８年７月30日

東京都渋谷区初台一丁目46番３号

シモモトビル３階

アドセック株式会社

代表取締役　小泉　久也

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	1,595,412,050
	固定資産	222,258,737
	合計	**1,817,670,787**
負債及び純資産の部	流動負債	762,781,567
	（賞与引当金）	（14,127,000）
	固定負債	37,664,000
	株主資本	1,017,225,220
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	987,225,220
	利益準備金	1,190,000
	その他利益剰余金	986,035,220
	（うち当期純利益）	（122,338,911）
	合計	**1,817,670,787**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三十日

東京都渋谷区初台一丁目四六番三号シモモトビル三階
（甲）アドセック株式会社
代表取締役　小泉　久也

東京都渋谷区初台一丁目四六番三号
（乙）アドセックエコロジー株式会社
代表取締役　小泉　久也

第５期決算公告

令和８年７月30日

神奈川県横浜市港北区新横浜３－２－３

エピックタワー新横浜19Ｆ

アンダンテフード横浜株式会社

代表取締役　畠山大志郎

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	43,465
	固定資産	19,785
	繰延資産	9,680
	合計	**72,930**
負債及び純資産の部	流動負債	18,382
	固定負債	67,422
	株主資本	△12,874
	資本金	100
	利益剰余金	△12,974
	その他利益剰余金	△12,974
	（うち当期純損失）	（13,453）
	合計	**72,930**

第６期決算公告

令和８年７月30日

神奈川県横浜市港北区新横浜３－２－３

エピックタワー新横浜19Ｆ

エフィラワークス株式会社

代表取締役　畠山大志郎

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	532,730
	固定資産	176,271
	合計	**709,001**
負債及び純資産の部	流動負債	164,769
	固定負債	330,103
	株主資本	214,129
	資本金	100
	利益剰余金	214,029
	その他利益剰余金	214,029
	（うち当期純利益）	（324,462）
	合計	**709,001**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月二十四日に終了しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三十日

神奈川県横浜市港北区新横浜三－二－三
エピックタワー新横浜一九Ｆ
（甲）エフィラワークス株式会社
代表取締役　畠山大志郎

神奈川県横浜市港北区新横浜三－二－三
エピックタワー新横浜一九Ｆ
（乙）アンダンテフード横浜株式会社
代表取締役　畠山大志郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三十日

横浜市都筑区池辺町四七〇九番地

（甲）トモエ工業株式会社

代表取締役　荒尾　純平

横浜市都筑区池辺町四七〇九番地

（乙）株式会社アングル

代表取締役　小山　正義

第33期決算公告

令和８年７月30日

横浜市都筑区池辺町4709番地

株式会社アングル

代表取締役　小山　正義

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	27,164
	固定資産	108,316
	合計	135,481
負債及び純資産の部	流動負債	43,490
	株主資本	91,990
	資本金	10,000
	利益剰余金	81,990
	利益準備金	2,200
	その他利益剰余金	79,790
	（うち当期純利益）	(3,044)
	合計	135,481

第48期決算公告

令和８年７月30日

横浜市都筑区池辺町4709番地

トモエ工業株式会社

代表取締役　荒尾　純平

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	124,204
	固定資産	107,580
	合計	231,784
負債及び純資産の部	流動負債	20,096
	固定負債	18,000
	株主資本	193,687
	資本金	10,000
	利益剰余金	184,400
	利益準備金	20,120
	その他利益剰余金	164,279
	（うち当期純利益）	(25,645)
	自己株式	△712
	合計	231,784

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三十日

名古屋市中区栄一丁目三一番四一号

（甲）株式会社オオイリアルエステート

代表取締役　大井　富雄

名古屋市瑞穂区岳見町二丁目一五番地の四

（乙）栄産業株式会社

代表取締役　大井さよ美

第50期決算公告　令和８年７月30日

名古屋市瑞穂区岳見町二丁目15番地の４

栄産業株式会社

代表取締役　大井さよ美

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	51,430,537
	固定資産	346,182,040
	合計	397,612,577
負債及び純資産の部	流動負債	77,265,258
	固定負債	126,576,367
	株主資本	193,770,952
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	5,000,000
	資本準備金	5,000,000
	利益剰余金	178,770,952
	利益準備金	2,500,000
	その他利益剰余金	176,270,952
	（うち当期純損失）	(8,065,800)
	合計	397,612,577

第23期決算公告　令和８年７月30日

名古屋市中区栄一丁目31番41号

株式会社オオイリアルエステート

代表取締役　大井　富雄

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	76,754,113
	固定資産	2,162,743,957
	合計	2,239,498,070
負債及び純資産の部	流動負債	466,724,039
	固定負債	1,665,350,366
	株主資本	107,423,665
	資本金	60,500,000
	資本剰余金	219,872,000
	資本準備金	219,872,000
	利益剰余金	△172,948,335
	その他利益剰余金	△172,948,335
	（うち当期純利益）	(20,077,194)
	合計	2,239,498,070

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年六月二十三日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三十日

大阪市東住吉区山坂二丁目七番一四号

（甲）株式会社辻蔵

代表取締役　田中ひとみ

山口県防府市新田八八二番地の二

（乙）株式会社美よし

代表取締役　河野　恒男

第19期決算公告

令和８年７月30日

山口県防府市新田882番地の２

株式会社美よし

代表取締役　河野　恒男

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,316
	固定資産	0
	合計	1,316
負債及び純資産の部	流動負債	24,709
	株主資本	△ 23,392
	資本金	3,000
	利益剰余金	△ 26,392
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	△ 27,142
	（うち当期純損失）	(6,141)
	合計	1,316

第22期決算公告

令和８年７月30日

大阪市東住吉区山坂二丁目７番14号

株式会社辻蔵

代表取締役　田中ひとみ

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,677
	固定資産	77,752
	合計	107,429
負債及び純資産の部	流動負債	2,616
	株主資本	104,813
	資本金	3,000
	利益剰余金	101,813
	その他利益剰余金	101,813
	（うち当期純損失）	(1,691)
	合計	107,429

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三十日

和歌山県有田市箕島八一二番地の九

（甲）正和産業株式会社

代表取締役　笹井　宏祐

和歌山県御坊市藤田町藤井一九五一番地の一

（乙）株式会社ホロン精工

代表取締役　笹井　宏祐

第29期決算公告

令和８年７月30日

和歌山県御坊市藤田町藤井1951番地の１

株式会社ホロン精工

代表取締役　笹井　宏祐

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	96,649
	固定資産	155,583
	合計	252,232
負債及び純資産の部	流動負債	60,587
	固定負債	102,379
	株主資本	89,265
	資本金	20,000
	利益剰余金	69,265
	その他利益剰余金	69,265
	（うち当期純利益）	(23,849)
	合計	252,232

第49期決算公告　令和８年７月30日

和歌山県有田市箕島812番地の９

正和産業株式会社

代表取締役　笹井　宏祐

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	118,093
	固定資産	363,177
	合計	481,271
負債及び純資産の部	流動負債	48,545
	固定負債	152,150
	株主資本	280,574
	資本金	60,000
	資本剰余金	38,000
	資本準備金	38,000
	利益剰余金	182,574
	その他利益剰余金	182,574
	（うち当期純利益）	(7,273)
	合計	481,271

第 15 期 決 算 公 告

令和８年６月26日

新潟県新潟市中央区東大通二丁目３番28号

株式会社ネクスコ・サポート新潟

代表取締役社長　中村　大祐

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	959	流動負債	469
固定資産	497	賞与引当金	229
		固定負債	535
		退職給付引当金	534
		役員退職慰労引当金	0
		株主資本	451
		資本金	40
		利益剰余金	411
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	401
		（うち当期純利益）	(29)
資産合計	1,456	負債・純資産合計	1,456

第 42 期 決 算 公 告

2026年７月30日

東京都千代田区一番町23番地３

伊藤忠オリコ保険サービス株式会社

代表取締役社長　森　　義治

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,610	流動負債	2,464
固定資産	1,099	（賞与引当金）	(139)
		（役員賞与引当金）	(15)
		固定負債	123
		（退職給付引当金）	(123)
		株主資本	2,121
		資本金	200
		資本剰余金	65
		その他資本剰余金	65
		利益剰余金	1,856
		利益準備金	77
		その他利益剰余金	1,778
		（うち当期純利益）	(1,098)
資産合計	4,710	負債・純資産合計	4,710

第 64 期 決 算 公 告

令和８年７月30日　　岡山市中区国富一丁目２番13号

株式会社両備エネシス

代表取締役　藤原　寛治

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,546,339	流動負債	1,015,522
固定資産	5,356,208	（うち賞与引当金）	(138,461)
繰延資産	11,152	固定負債	489,000
		（うち役員退職慰労引当金）	(57,256)
		株主資本	8,476,083
		資本金	90,000
		利益剰余金	8,386,083
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	8,363,583
		（うち当期純利益）	(367,574)
		評価・換算差額等	933,094
		その他有価証券評価差額金	933,094
資産合計	10,913,701	負債・純資産合計	10,913,701

第 39 期 決 算 公 告

令和８年６月17日

北海道釧路市北大通６丁目２番地北洋日生ビル６階

株式会社マルエイ六峰社

代表取締役　手嶋　宏明

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	200,054	流動負債	121,581
固定資産	16,708	（賞与引当金）	(6,500)
繰延資産		固定負債	22,390
		（退職給付引当金）	(19,922)
		負債合計	143,971
		株主資本	72,791
		資本金	20,000
		利益剰余金	52,791
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	47,791
		（うち当期純利益）	(16,098)
		純資産合計	72,791
資産合計	216,762	負債・純資産合計	216,762

第 102 期 決 算 公 告

2026年７月30日　東京都中央区日本橋本町二丁目２番５号

日 鉄 鋼 板 株 式 会 社

代表取締役社長　原田　　活

貸借対照表の要旨（2026年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	81,228	流動負債	53,378
固定資産	45,107	賞与引当金	1,612
		製品保証引当金	96
		その他	51,670
		固定負債	6,314
		退職給付引当金	6,117
		役員退職慰労引当金	103
		その他	93
		負債合計	59,693
		株主資本	66,642
		資本金	12,588
		資本剰余金	16,999
		資本準備金	2,300
		その他資本剰余金	14,698
		利益剰余金	37,054
		利益準備金	846
		その他利益剰余金	36,207
		純資産合計	66,642
資産合計	126,335	負債・純資産合計	126,335

損益計算書の要旨（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	141,473	特別利益	1,569
売上原価	123,934	特別損失	1,341
売上総利益	17,538	税引前当期純利益	6,857
販売費及び一般管理費	11,417	法人税、住民税及び事業税	1,614
営業利益	6,121	法人税等調整額	△ 142
営業外収益	989	当期純利益	5,385
営業外費用	481		
経常利益	6,629		

（備考）記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

第 76 期 決 算 公 告

2026年７月30日　東京都中央区八丁堀４丁目５番８号

イ シ グ ロ 株 式 会 社

代表取締役社長　石黒　克司

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（2026年４月20日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	58,422	流動負債	37,933
固定資産	10,819	賞与引当金	738
		訴訟損失引当金	300
		その他	36,895
		固定負債	376
		退職給付引当金	7
		役員退職慰労引当金	191
		その他	178
		負債合計	38,309
		株主資本	29,737
		資本金	100
		資本剰余金	87
		その他資本剰余金	87
		利益剰余金	29,549
		利益準備金	45
		その他利益剰余金	29,503
		評価・換算差額等	1,194
		その他有価証券評価差額金	1,194
		純資産合計	30,931
資産合計	69,241	負債・純資産合計	69,241

損 益 計 算 書 の 要 旨

（自　2025年４月21日　至　2026年４月20日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	89,270	経常利益	4,566
売上原価	72,174	特別利益	0
売上総利益	17,096	特別損失	336
販売費及び一般管理費	13,121	税引前当期純利益	4,230
営業利益	3,974	法人税、住民税及び事業税	1,438
営業外収益	739	法人税等調整額	111
営業外費用	146	当期純利益	2,681

第45期決算公告

令和８年７月30日

大阪府大阪市北区西天満４丁目13番８号

株式会社近畿しんきんカード

代表取締役社長　作田　誠司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	25,156	流動負債	17,088
固定資産	14,526	賞与引当金	49
		ポイント交換引当金	377
		利息返還損失引当金	3
		その他	16,659
		固定負債	4,374
		退職給付引当金	295
		役員退職慰労引当金	52
		利息返還損失引当金	64
		債務保証損失引当金	31
		その他	3,931
		負債合計	21,463
		株主資本	8,349
		資本金	200
		利益剰余金	8,149
		（利益準備金）	(50)
		（その他利益剰余金）	(8,099)
		評価・換算差額等	9,870
		その他有価証券評価差額金	9,870
		純資産合計	18,219
資産合計	39,683	負債・純資産合計	39,683

損益計算書の要旨（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
営業収益	4,451	税引前当期純利益	652
営業費用	3,902	法人税、住民税及び事業税	180
営業利益	548	法人税等調整額	17
営業外収益	119	当期純利益	454
営業外費用	15		
経常利益	652		

第78期決算公告

令和８年７月30日　静岡県静岡市清水区由比北田114―１

いなば食品株式会社

代表取締役社長　稲葉　敦央

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	19,390	流動負債	16,084
固定資産	20,619	（賞与引当金）	(552)
有形固定資産	12,532	（役員賞与引当金）	(86)
無形固定資産	191	固定負債	11,939
投資その他の資産	7,896	（退職給付引当金）	(599)
		（役員退職慰労引当金）	(874)
		負債合計	28,024
		株主資本	11,935
		資本金	15
		利益剰余金	11,920
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	11,916
		評価・換算差額等	50
		その他有価証券評価差額金	50
		純資産合計	11,985
資産合計	40,010	負債・純資産合計	40,010

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	47,237	経常利益	3,359
売上原価	39,879	特別利益	3
売上総利益	7,358	特別損失	360
販売費及び一般管理費	3,666	税引前当期純利益	3,002
営業利益	3,691	法人税、住民税及び事業税	1,472
営業外収益	82	法人税等調整額	△ 188
営業外費用	415	当期純利益	1,593

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。

（乙・丙・丁）

計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月三十日

川崎市幸区堀川町五八〇番地
（甲）平沢運輸株式会社
代表取締役　平沢　恒久

川崎市幸区堀川町五八〇番地
（乙）有限会社パル関東平沢
取締役　平澤　恒久

川崎市幸区堀川町五八〇番地
（丙）有限会社パル京浜平沢
取締役　平澤　恒久

川崎市幸区堀川町五八〇番地
（丁）有限会社パル甲信平沢
取締役　平澤　恒久

第74期決算公告

令和８年７月30日

川崎市幸区堀川町580番地
平沢運輸株式会社
代表取締役　平沢　恒久

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,983,870	流動負債	1,151,215
固定資産	4,549,019	固定負債	730,472
有形固定資産	2,795,585	引当金	87,299
無形固定資産	7,768	株主資本	4,563,903
投資その他の資産	1,745,666	資本金	153,000
		資本剰余金	16,500
		資本準備金	16,500
		利益剰余金	4,394,403
		利益準備金	42,000
		その他利益剰余金	4,352,403
		（うち当期純利益）	(554,034)
資産合計	6,532,889	負債・純資産合計	6,532,889

第49期決算公告

令和８年７月30日

愛知県名古屋市中村区太閤通四丁目１番地

医療法人珪山会

理事長　鵜飼　泰光

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	6,531,382	流動負債	503,862
固定資産	1,285,133	賞与引当金	148,443
有形固定資産	372,260	固定負債	5,577,522
無形固定資産	24,766	退職給付引当金	402,096
投資その他の資産	888,107	役員退職慰労引当金	4,435,300
		負債合計	6,081,384
		出資金	50,000
		積立金	1,682,698
		別途積立金	80,000
		繰越利益積立金	1,602,698
		評価・換算差額等	2,433
		その他有価証券評価差額金	2,433
		純資産合計	1,735,131
資産合計	7,816,515	負債・純資産合計	7,816,515

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
事業収益	4,543,576	経常損失	104,377
（うち本来業務）	(4,248,787)	特別利益	4,110
（うち附帯業務）	(294,789)	特別損失	19,052
事業費用	4,608,963	税引前当期純損失	119,319
（うち本来業務）	(4,259,188)	法人税、住民税及び事業税	203
（うち附帯業務）	(349,775)	法人税等調整額	△40,394
事業損失	65,387	当期純損失	79,128
事業外収益	201,883		
事業外費用	240,873		

第61期決算公告

令和８年７月30日

福島県伊達郡桑折町字上町35番地１
株式会社ＡＣＤＣ
代表取締役　菊池　吉浩

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	300,662	流動負債	97,773
固定資産	66,714	固定負債	184,631
		株主資本	83,655
		資本金	25,000
		利益剰余金	58,655
		利益準備金	5,250
		その他利益剰余金	53,405
		（うち当期純損失）	(18,484)
		評価・換算差額等	1,316
		その他有価証券評価差額金	1,316
資産合計	367,377	負債・純資産合計	367,377

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年八月二十八日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月十五日
掲載頁　一二六頁（号外第八号）

（乙）左記のとおりです。

令和八年七月三十日
広島市西区楠木町一丁目一五番二四号
（甲）株式会社ウエストエネルギーソリューション
代表取締役　江頭栄一郎
福島県伊達郡桑折町字上町三五番地一
（乙）株式会社ＡＣＤＣ
代表取締役　菊池　吉浩

第48期決算公告

令和８年７月30日

東京都墨田区押上一丁目14番１号
株式会社ノースポール
代表取締役　北澤　博子

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	31,478
	固定資産	282,905
	合計	314,384
負純資産債及びの部	流動負債	45,780
	固定負債	275,459
	株主資本	△6,856
	資本金	10,000
	利益剰余金	△16,856
	その他利益剰余金	△16,856
	（うち当期純損失）	(10,267)
	合計	314,384

第70期決算公告

令和８年７月30日

東京都墨田区押上一丁目14番１号
株式会社キタザワ
代表取締役　北澤　博子

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	55,324
	固定資産	30,012
	繰延資産	158
	合計	85,495
負純資産債及びの部	流動負債	318
	株主資本	85,177
	資本金	21,300
	利益剰余金	63,877
	利益準備金	2,520
	その他利益剰余金	61,357
	（うち当期純損失）	(9,953)
	合計	85,495

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三十日
東京都墨田区押上一丁目一四番一号
（甲）株式会社キタザワ
代表取締役　北澤　博子
東京都墨田区押上一丁目一四番一号
（乙）株式会社ノースポール
代表取締役　北澤　博子

決算公告　令和８年７月30日

東京都中野区江原町三丁目35番３号
株式会社タジマモーターコーポレーション
代表取締役　浅井　秋彦

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	9,467,827
	固定資産	5,092,798
	資産合計	14,560,626
負純資産債及びの部	流動負債	5,279,932
	固定負債	867,594
	株主資本	8,413,099
	資本金	30,000
	資本剰余金	123,104
	その他資本剰余金	123,104
	利益剰余金	8,259,994
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	8,259,894
	（うち当期純利益）	(313,649)
	負債・純資産合計	14,560,626

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、甲、乙、丙及び丁の株主総会の承認決議は令和八年八月二十八日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年七月三十日
東京都中野区江原町三丁目三五番三号
（甲）株式会社タジマモーターコーポレーション
代表取締役　浅井　秋彦
東京都中野区江原町三丁目三五番三号
（乙）株式会社タジマホールディングス
代表取締役　田嶋　伸博
東京都中野区江原町三丁目三五番三号
（丙）株式会社ＺＥＶ＆ＮＥＶインターナショナル
代表取締役　東久保　浩
東京都板橋区坂下三丁目一番五号
（丁）株式会社アイアールディー
代表取締役　浅井　秋彦

決算公告　令和８年７月30日

東京都板橋区坂下三丁目１番５号
株式会社アイアールディー
代表取締役　浅井　秋彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	45,764,848
	資産合計	45,764,848
負純資産債及びの部	流動負債	180,000
	株主資本	45,584,848
	資本金	60,000,000
	利益剰余金	△14,415,152
	その他利益剰余金	△14,415,152
	（うち当期純損失）	(1,108,316)
	負債・純資産合計	45,764,848

決算公告　令和８年７月30日

東京都中野区江原町三丁目35番３号
株式会社
ＺＥＶ＆ＮＥＶインターナショナル
代表取締役　東久保　浩

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	1,925,211
	固定資産	8,010,265
	資産合計	9,935,476
負純資産債及びの部	流動負債	1,157,889
	株主資本	8,777,587
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△1,222,413
	その他利益剰余金	△1,222,413
	（うち当期純損失）	(1,419,636)
	負債・純資産合計	9,935,476

決算公告　令和８年７月30日

東京都中野区江原町三丁目35番３号
株式会社タジマホールディングス
代表取締役　田嶋　伸博

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	216,742,243
	固定資産	1,138,900,018
	資産合計	1,355,642,261
負純資産債及びの部	流動負債	200,169,162
	株主資本	1,155,473,099
	資本金	10,000,000
	資本剰余金	40,050,000
	その他資本剰余金	40,050,000
	利益剰余金	1,105,423,099
	その他利益剰余金	1,105,423,099
	（うち当期純利益）	(139,602,757)
	負債・純資産合計	1,355,642,261

第100期決算公告

令和８年７月30日

東京都品川区西五反田五丁目５番15号

濱井産業株式会社

代表取締役社長　武藤　公明

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	7,310,223
	固定資産	3,207,764
	資産合計	**10,517,987**
負債及び純資産の部	流動負債	5,739,942
	製品保証引当金	49,721
	固定負債	851,054
	退職給付引当金	287,941
	負債合計	**6,590,996**
	株主資本	3,758,567
	資本金	100,000
	資本剰余金	566,638
	資本準備金	163,000
	その他資本剰余金	403,638
	利益剰余金	3,091,928
	利益準備金	61,807
	その他利益剰余金	3,030,120
	（うち当期純利益）	（904,531）
	評価・換算差額等	168,423
	その他有価証券評価差額金	168,423
	純資産合計	**3,926,990**
	負債・純資産合計	**10,517,987**

2025年度決算公告

2026年６月26日

神奈川県川崎市高津区

下作延六丁目32番１号

三菱自動車ロジテクノ株式会社

代表取締役社長　上田　浩平

貸借対照表の要旨

（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	12,824,530
	固定資産	1,019,560
	合計	**13,844,090**
負債及び純資産の部	流動負債	6,640,642
	（製品保証引当金）	（6,062）
	固定負債	2,250,660
	（退職給付引当金）	（1,113,570）
	株主資本	4,952,788
	資本金	436,000
	資本剰余金	557,491
	（資本準備金）	（364,000）
	（その他資本剰余金）	（193,491）
	利益剰余金	3,959,297
	（利益準備金）	（109,000）
	（その他利益剰余金）	（3,850,297）
	合計	**13,844,090**

㈱　当期純利益　2,518,022千円

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月三十日

新潟県長岡市川崎町一五三七番地

（甲）株式会社斉忠自動車

代表取締役　齋藤久仁子

新潟県長岡市栃尾山田町七番一八号

（乙）有限会社ベンチャーズクリエーション斉忠

代表取締役　齋藤久仁子

第60期決算公告

令和８年７月30日

新潟県長岡市川崎町1537番地

株式会社斉忠自動車

代表取締役　齋藤久仁子

貸借対照表の要旨（令和８年５月20日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	89,178
	固定資産	166,257
	繰延資産	118
	合計	**255,553**
負債純資産の部	流動負債	82,543
	固定負債	80,603
	株主資本	92,406
	資本金	41,920
	利益剰余金	53,486
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	48,486
	（うち当期純損失）	（88,227）
	自己株式	△ 3,000
	合計	**255,553**

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙、丙、丁の卸売・小売事業に関する権利義務を承継し乙、丙、丁はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和八年七月三十日

大阪府岸和田市土生町三丁目一一番一二号

（甲）中央食品株式会社

代表取締役　奥田　耕策

大阪府岸和田市土生町三丁目一三番二二号

（乙）大平株式会社

代表取締役　奥田　耕策

大阪府岸和田市土生町三丁目一三番二二号

（丙）ダイコー株式会社

代表取締役　奥田　耕策

大阪府岸和田市土生町三丁目一三番二二号

（丁）皆様食品株式会社

代表取締役　奥田　耕策

決算公告

令和８年７月30日

大阪府岸和田市土生町三丁目11番12号

中央食品株式会社

代表取締役　奥田　耕策

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	42,586
	固定資産	78,407
	合計	**120,994**
負債純資産の部	流動負債	921
	固定負債	102,470
	株主資本	17,603
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 2,396
	その他利益剰余金	△ 2,396
	（うち当期純利益）	（4,474）
	合計	**120,994**

決算公告

令和８年７月30日

大阪府岸和田市土生町三丁目13番22号

大平株式会社

代表取締役　奥田　耕策

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	758,620
	固定資産	719,389
	合計	**1,478,010**
負債純資産の部	流動負債	752,466
	固定負債	437,610
	株主資本	287,934
	資本金	20,000
	利益剰余金	267,934
	利益準備金	9,600
	その他利益剰余金	258,334
	（うち当期純損失）	（11,339）
	合計	**1,478,010**

決算公告

令和８年７月30日

大阪府岸和田市土生町三丁目13番22号

ダイコー株式会社

代表取締役　奥田　耕策

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	151,297
	固定資産	134,128
	合計	**285,425**
負債純資産の部	流動負債	124,939
	株主資本	160,485
	資本金	20,000
	利益剰余金	140,485
	利益準備金	1,400
	その他利益剰余金	139,085
	（うち当期純利益）	（41,542）
	合計	**285,425**

決算公告

令和８年７月30日

大阪府岸和田市土生町三丁目13番22号

皆様食品株式会社

代表取締役　奥田　耕策

貸借対照表の要旨

（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	190,667
	固定資産	128,386
	合計	**319,054**
負債純資産の部	流動負債	35,996
	株主資本	283,057
	資本金	10,000
	利益剰余金	273,057
	利益準備金	2,000
	その他利益剰余金	271,057
	（うち当期純利益）	（7,542）
	合計	**319,054**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年七月三十日

（甲）株式会社セイコーニーズライフ
代表取締役　牧瀬　寛昭
福岡市中央区薬院二丁目五番一五―八〇一号

（乙）株式会社エー・ビー・サービス
代表取締役　牧瀬　寛昭

第18期決算公告　令和８年７月30日
福岡市中央区薬院二丁目５番15―801号
株式会社セイコーニーズライフ
代表取締役　牧瀬　寛昭

貸借対照表の要旨（令和８年２月28日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	23,850,473
	固定資産	227,917,927
	資産合計	251,768,400
負債及び純資産の部	流動負債	209,160,983
	固定負債	55,896,597
	負債合計	265,057,580
	株主資本	△13,289,180
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△16,289,180
	その他利益剰余金	△16,289,180
	（うち当期純利益）	(10,696,138)
	純資産合計	△13,289,180
	負債・純資産合計	251,768,400

第21期決算公告　令和８年７月30日
福岡市中央区薬院二丁目５番15―801号
株式会社エー・ビー・サービス
代表取締役　牧瀬　寛昭

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	32,128,049
	固定資産	20,000
	資産合計	32,148,049
負債及び純資産の部	流動負債	2,900
	負債合計	2,900
	株主資本	32,145,149
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	29,145,149
	利益準備金	750,000
	その他利益剰余金	28,395,149
	（うち当期純利益）	(23,365)
	純資産合計	32,145,149
	負債・純資産合計	32,148,049

合併公告

左記会社のうち乙、戊及び己は合併して、乙は戊及び己の権利義務全部を承継して存続し、戊及び己は解散することにいたしました（第一合併）。

また、左記会社のうち甲、乙、丙及び丁は、第一合併の効力発生を停止条件として、第一合併の効力発生直後に合併し、甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することにいたしました（第二合併）。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）下記のとおりです。
（乙）下記のとおりです。
（丙）下記のとおりです。
（丁）下記のとおりです。
（戊）計算書類の公告義務はありません。
（己）下記のとおりです。

令和八年七月三十日

山形県山形市あさひ町七―二二
（甲）株式会社アンサンワークス
代表取締役　齊藤　弘樹

札幌市中央区北四条西十七丁目一番地Ｖ
ＥＲＩＴＡＳ美術館通一〇六号
（乙）株式会社ウェルスタート
代表取締役　村上　寛知

山形市桜田東二丁目九番一九号
（丙）株式会社ＹＡＱＴＡＳＵ
代表取締役　齊藤　弘樹

山形市嶋北四丁目五番二号
（丁）株式会社プラスワン
代表取締役　齊藤　弘樹

横浜市磯子区森一丁目一〇番九号中銀磯子マンシオン一〇二号
（戊）有限会社上永谷薬局
代表取締役　村上　寛知

神奈川県川崎市高津区宇奈根六三八番二
（己）株式会社うなね
代表取締役　村上　寛知

第４期決算公告

令和８年７月30日

札幌市中央区北四条西十七丁目１番地
ＶＥＲＩＴＡＳ美術館通106号
株式会社ウェルスタート
代表取締役　村上　寛知

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部		
科目		金額	科目		金額
流動資産		109,223	流動負債		182,447
固定資産		202,266	固定負債		128,790
			株主資本		251
			資本金		1,000
			利益剰余金		△748
			その他利益剰余金		△748
			（うち当期純利益）		(5,044)
合計		311,490	合計		311,490

第７期決算公告

令和８年７月30日

山形県山形市あさひ町７―22
株式会社アンサンワークス
代表取締役　齊藤　弘樹

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

資産の部			負債及び純資産の部		
科目		金額	科目		金額
流動資産		169,584	流動負債		121,816
固定資産		119,078	固定負債		145,194
			株主資本		21,651
			資本金		2,200
			利益剰余金		19,451
			その他利益剰余金		19,451
			（うち当期純損失）		(18,110)
合計		288,662	合計		288,662

第７期決算公告

令和８年７月30日

神奈川県川崎市高津区宇奈根638番２
株式会社うなね
代表取締役　村上　寛知

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	51,022
	固定資産	4,461
	合計	55,484
負債及び純資産の部	流動負債	15,267
	固定負債	23,725
	株主資本	16,492
	資本金	3,000
	利益剰余金	13,492
	その他利益剰余金	13,492
	（うち当期純利益）	(4,128)
	合計	55,484

第19期決算公告

令和８年７月30日

山形市嶋北四丁目５番２号
株式会社プラスワン
代表取締役　齊藤　弘樹

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	118,127
	固定資産	10,080
	合計	128,207
負債及び純資産の部	流動負債	78,437
	固定負債	2,282
	株主資本	47,487
	資本金	5,000
	利益剰余金	42,487
	その他利益剰余金	42,487
	（うち当期純利益）	(467)
	合計	128,207

第８期決算公告

令和８年７月30日

山形市桜田東二丁目９番19号
株式会社ＹＡＱＴＡＳＵ
代表取締役　齊藤　弘樹

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	46,982
	固定資産	162,464
	合計	209,447
負債及び純資産の部	流動負債	81,578
	固定負債	67,609
	株主資本	60,259
	資本金	4,500
	利益剰余金	55,759
	その他利益剰余金	55,759
	（うち当期純利益）	(12,035)
	合計	209,447